

2006年11月29日

統一自治体選挙・参議院選挙2007選挙政策

なくせ格差 つくろう安心 めざせ平和

人間らしく生き働ける「希望の社会」を、地域から

社会民主党

はじめに

「改革」が広げた「格差」、「改革」が壊した安心・安全、空洞化させられた憲法

5年有余の小泉政治とは、一言でまとめれば、米国一辺倒と、生活破壊・人間破壊の政治にほかなりません。憲法九条は勿論のこと、イラクへの自衛隊派遣も、BSE汚染国米国からの輸入牛肉問題も、米軍基地再編・経費負担問題もアメリカの要求通りにことが進んでいます。米年次改革要望書に沿った郵政民営化さえも例外ではありません。

小泉流の「構造改革」は、「強い者は生きてよし、弱い者は生きる価値もなし」とばかりに、憲法の12条(個人の尊重)、25条(生存権)、26条(教育権)、27条(労働権)などをないがしろにし、社会のあらゆる面での格差を広げました。

憲法25条の生存権はこの間の相次ぐ年金や介護制度そして医療制度の改悪によって、生活や老後の安心を踏みにじる弱者切り捨てが「断行」され、「痛み」の連鎖と深刻な不安がもたらされています。「最低限の人間の暮らし」さえ破壊されました。

憲法26条の「等しく教育を受ける権利」も親の経済力や社会的地位の差が子ども達に大きな影を落としています。それに追い討ちをかけるように教育基本法の「改正」が、いじめや未履修問題など教育現場のあらゆる矛盾を放り出したままで、子ども達をがんじがらめにするような方向へと進められています。

いっさいが「市場 = カネ儲け」の論理に放り出され、人のいのちや尊厳までもがお金に左右される状況にあって、明日の担い手である子どもたちさえ、未来に希望を持たなくなっています。

憲法27条は「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」ことを国民に保障していますが、果たしてパート・アルバイトなどの非正規雇用の拡大は「労働者」として何ら守られる手段を持たない若者を大量に生み出しています。1990年代後半から始まった「雇用の流動化」というかけ声の下で、どんどん非正規雇用が増加し、企業は年金や医療・失業保険等社会保障なしの安上がりの人材を使い捨てにしてもよいとされ(労働における規制緩和)、小泉改革は更に経済的・社会的規制緩和を強引に推し進めたのです。日経連がかつて「新時代の日本的経営」で労働者を3つのグループに分けると豪語したとおり、今や働く人の1/3にあたる1700万人のパート・アルバイト・派遣などの非正規労働者が生まれ、とりわけ若者と女性を直撃しています。それが未婚や子どもを生まない、生めない状況をもたらしているにも関わらず、一方で鳴り物入りの少子化対策を掲げる政府はこうした若者の現実を少しも改善しようとはしません。教育格差・雇用格差・結婚格差・出産格差そして人生格差とすら言えるという状況です。加えて義務教育にあっても給食費の払えない子どもが大阪では3人に1人、東京では4人に1人という現状も、経済格差の深刻さを物語っています。

人間らしく生き働ける「希望の社会」を、地域からつくっていくために、社民党は皆さんと挑戦します

この「構造改革」を継承し、加速させるというのが安倍政権です。こうした政治状況だからこ

そ、社会的公正や共生に重きをおく社会民主主義の台頭・確立が望まれています。「改革」で広がった格差を是正し、「改革」で壊された安心・安全を取り戻し、なし崩しに空洞化させられてきた憲法の理念を活かしていくべく、今回、「5つの挑戦」を掲げて選挙戦に臨みます。

その第一は、「人間らしい労働」です。労働契約法が07年の通常国会の焦点になってきますし、今、偽装請負やワーキング・プア、非正規雇用の拡大、過労死、自殺、精神疾患、労災事故をはじめ、人間を使い捨てにするような働き方が広がっています。社民党は、ディーセントワーク(人間らしい尊厳ある働き方)の考えを取り入れ、具体的には、最低賃金の見直し、生活保障賃金、公契約、有期雇用制限、労働者の側からの契約法制、ワークライフバランスを実現します。

二番目が「安心の社会保障」です。この間、給付カットと負担増がドミノのように行われてきましたが、制度の持続可能性ではなく、人間生活の持続可能性の観点から、具体的な政策を打ち出していきます。政府・与党からは「自助」ばかりが強調されますが、「共助」の仕組みの崩壊に対してもう一度「企業の社会的責任」を強く訴えていく成策をベースにしています。あわせて住宅について、福祉の基礎として位置づけています。

三番目が「税財政」です。安倍政権は選挙前は、「上げ潮戦略」だとか経済活性化といった耳触りのいいことばかりで、消費税をはじめとする負担の議論は選挙後に先送りしようとしています。しかし、肝いりの政府税調は、経済をよくするには法人税のさらなる引き下げの話ばかりです。そうではなく格差の是正につながる公平な税制という観点から、所得税の累進度の強化、法人税の税率や課税ベースの見直し、相続税や贈与税、資産課税、金融課税の強化を訴えます。

四番目は「平和と安全保障」です。アジア軽視・日米同盟強化の「いけいけどんどん状態」に歯止めをかけることはもとより、平和基本法的なものを構想するとともに、アジア地域の安全保障体制のあり方や、アジア共同体を展望したりージョナルな姿を展望して一歩踏み出そうという思いを込めています。

そして「教育」です。安倍政権も「教育再生」を掲げていますが、それを意識するだけではなく、今の教育が抱えている、いじめ、自殺、未履修といった課題や、格差・貧困の根源に教育があることを念頭に、サッチャー改革の後、ブレアが「教育、教育、教育」と叫んで格差の再生産、固定化を止めようとしたことも踏まえて、教育の問題を大きな柱に位置づけて取り組んでいきます。

安倍政権の目指す「戦後レジームからの脱却」は、自由と民主主義を否定し、戦争へと道を開くものです。今こそ憲法の理念を現実に、活かし、広げていくことが求められています。社民党は、憲法を否定し、戦後を否定する内閣と全面的に対決し、政治を変えていくという決意で一杯です。社民党は、誰もが「暮らしやすく住みよい」「もう一つの日本」をめざして、皆さんの夢と希望の架け橋になります。一人一人が人間らしく生き働ける「希望の社会」を、地域から一緒につくっていきましょう。

も く じ

第1部・2007選挙闘争の意義と任務

1、「美しい国」目指す安倍新政権と真っ向対決

- (1)「戦後」否定の「改憲内閣」
- (2)「改革」を継承・加速させる安倍政権
- (3)まやかしの「再チャレンジ」
- (4)危険な「教育再生」

2、くらしの安心を壊し、平和を壊してきた小泉「改革」の5年半

- (1)「改革」の「痛み」はどこに
- (2)「小さな政府」は「大きな格差」・「大きな負担」を押しつける「冷たい政府」
- (3)「改革」偽装の「リフォーム詐欺」

3、「改革」による格差の拡大

- (1)「格差が出るのは別に悪いことだとは思わない」
- (2)格差を放置しておくとも将来が大変
- (3)格差問題は「改革」の帰結

4、「構造改革」で切り捨てられる地方

- (1)「平成の大合併」から「道州制」へ
- (2)つけ回し進む地方財政
- (3)行革・「民営化」の嵐
- (4)切り捨てられる安心・安全の公共サービス
- (5)広がる地域間格差
- (6)安倍政権でますます拡大する地方格差と地域の疲弊
- (7)「戦後農政の大転換」がもたらす選別化、二極化

5、格差社会是正に向けたアクションプラン

- (1)労働
- (2)社会保障
- (3)格差の固定化を生まない教育
- (4)所得再分配に注目した公平な税制改正
- (5)そのほか

6、平等と共生の持続可能なやさしい社会を

- (1)社会民主主義こそ対抗軸
- (2)今こそ社会民主主義の出番
- (3)「明日の天気は変えられないが明日の政治は変えられる」～主人公はあなたです

第2部 地域から変える～地方自治を住民の手に

- 1、住民のための「自治体改革」の推進
 - 2、「未完の改革」である税財源の地方分権の推進
 - 3、地域経済の自立に向けたさまざまな取り組みを応援
 - 4、「戦争する国」づくりは地域が正念場～9条を活かし、平和な社会を地域から
- (1)災害と「有事」は違う
 - (2)各地で進む国民保護計画作り
 - (3)「有事」体制作りに対抗した平和な社会作りを

第3部 5つの挑戦

1. 人間らしい労働

- 1、パートタイム等労働者の均等待遇を確保する法律をつくります
- 2、使用者に都合のよい「労働契約法」に反対し、労働者のための「労働契約法」をつくります
- 3、長労働時間、不払い残業に対する規制を強化します
- 4、雇用の継続を保障する法制度を充実します(横暴なリストラ、雇い止め、短期・反復雇用を制限)
- 5、職業能力のアップ、就労支援を強化します
- 6、非正規雇用労働者の社会保険制度(年金、健康保険、雇用保険など)加入を積極的に推進します
- 7、最低賃金を引き上げ、すべての労働者の生活の安定を図ります
- 8、若者の雇用に積極的に取り組みます
- 9、雇用の男女平等とライフ・ワーク・バランスを推進します
- 10、障がい者の就業機会を拡大します
- 11、働く者の権利を学ぶ教育を確保します
- 12、労働安全衛生対策・メンタルヘルスケアを充実します

2. 安心の社会保障～年金、医療、介護、障害者、生活保護、子育て

- 1、年金～信頼の年金制度を確立します
- 2、医療～安心と安全、納得の医療を実現し、医療格差、健康格差をなくします
- 3、介護～だれでも安心して利用できる介護制度を実現します
- 4、障がい者～障害を持って共にくらせる社会を実現します
- 5、生活保護～セーフティネットの機能を高め、実効ある自立支援の制度へ改革します
- 6、子育て～子どもを産み育てることに夢をもてる社会を実現します
- 7、住宅～住宅こそ生活の福祉の基盤～安心・安全・ゆとりの「住宅先進国・日本」を目指します

3. 税財政

- 1、納得安心の税財政構造を構築
- 2、応能負担原則の再構築による税の所得再分配機能を確立します
- 3、国民生活向上のための金融政策を実行します

4. 平和・安全保障～憲法の理念にもとづいて、軍力によらない平和を追求

- 1、北朝鮮に核保有を断念させ、北東アジアの安全保障環境の改善をはかります
- 2、日米同盟の強化に反対し、多国間の安全保障システムを構築します
- 3、平和憲法の理念の実現を目指し、自衛隊を縮小・改編します
- 4、国連中心の外交政策をすすめる、非軍事面の国際協力を進めます
- 5、北東アジアを非核化し、核も戦争もない21世紀を目指します

5. 教育・文化～子どもに希望を！ すべての子どもに公平な学習機会を保障します

- 1、教育基本法改悪に反対し、「子どもの最善の利益」のための教育改革を進めます
- 2、共に学び、共に生きる、ゆとりある学校をつくります
- 3、教育予算GDP(国内総生産)5%水準の実現を目指します
- 4、学校を「きずな」として地域社会の教育力を再生します
- 5、芸術・文化活動にあふれた豊かな社会を実現します

第4部 10の提案

1. 暮らし

- 1、消費者の権利拡大を進めます
- 2、クレジット・サラ金問題を解決します
- 3、暮らしの安全を守ります
- 4、ユニバーサルサービスを維持し郵便局ネットワークを暮らしの向上のために活用します
- 5、真の公共放送としてNHKを改革します
- 6、市場競争万能から公共性重視の情報通信政策に転換します
- 7、国家による監視社会に反対し、プライバシーを守ります
- 8、構造計算書偽装問題への対応

2. 環境

- 1、地球温暖化対策を推進(脱化石燃料)・徹底します
- 2、水俣病の被害実態を明らかにし、被害者救済と全面解決を目指します
- 3、被害者救済をはじめ、総合的なアスベスト対策基本法の制定をめざします
- 4、有害化学物質、合成化学農薬を規制します
- 5、廃棄物の抑制をはかり、循環型社会の形成を進めます
- 6、戦略的環境アセスメントを導入します
- 7、野生生物保護法を制定します
- 8、環境団体訴権の導入、環境行政に対する市民参加を確立し情報公開を進めます
- 9、水基本法の制定をめざすとともに、水の民営化に反対します
- 10、土壌汚染対策、鉛対策を強化します

3. エネルギー～脱原子力のエネルギー政策に転換しよう！

4. 農林水産

- 1、農家経営の所得安定対策の拡充をめざし、地域農業・農村の振興を図ります
- 2、自然環境保全・地域農業再生を農政の基本とします
- 3、国民の主食である米(水田農業)を守り、米政策を拡充します
- 4、水田の多面的利用を進めます
- 5、食の安全、持続可能な食料を基本とする農業施策を確立します
- 6、BSE(牛海綿状脳症)対策、鳥インフルエンザ対策を強化します
- 7、株式会社の農地取得、規制改革による農協の分割は認めません
- 8、多様な農業の担い手を確保します
- 9、WTO農業交渉 - 国内第一次産業の活性化につながるルールを確立します

- 10、合成化学農薬の使用を削減し、遺伝子組換え作物の生産を禁止します
- 11、森林の機能保全・整備の拡充、木材の積極利用で地球温暖化対策、林業再生を図ります
- 12、水産資源を回復し、水産業の振興を図ります

5. 中小企業～中小企業と地域が元気になる自立型経済

6. 国土・公共事業、まちづくり、災害対策

- 1、公共事業の中身を変えます
- 2、公共事業にも「インフォームド・コンセント」を！
- 3、公共事業見直しのルールをつくります
- 4、公契約法・公契約条例で政策入札へ転換します
- 5、野放図な開発ではなく住民本位のまちづくりを進めます
- 6、災害列島日本から防災先進国日本へ、災害に強い国土をつくります
- 7、総合的な海洋政策を推進します

7. 人・まち・環境にやさしい交通

- 1、「誰もが、いつでも、どこからでも、どこへでも」で交通権を保障します
- 2、安全で快適な交通を創ります
- 3、すべての人が利用しやすい交通を創ります
- 4、環境にやさしい交通を創ります
- 5、地域の電車・バスを大切にします

8. 人権

- 1、人権政策を推進するために行政機構、法制度改革・整備を進めます
- 2、人権と差別にかかわるあらゆる問題を解決するための政策を推進します
- 3、国際潮流を踏まえ「人権先進国」を目指します

9. 男女平等～平和と平等は手をたずさえてやって来る

10. クリーンで信頼できる政治への改革

- 1、「政治の原点」として政治倫理の確立と政治腐敗の防止を進めます
- 2、民意を反映する公正な選挙制度を実現します
- 3、国民の政治参加を推進します
- 4、国民本位の開かれた民主的な行政に改革します
- 5、民主的で透明な公務員制度改革を実現します
- 6、国会改革を実現します

第5部 平和憲法の改悪を許すな！

- 1、憲法の基本原則の大転換させる「改憲」
- 2、改憲に向けたステップ
- 3、国民投票制度のあり方について
- 4、憲法理念の実現を目指す

第1部 2007選挙闘争の意義と任務

1、「美しい国」目指す安倍新政権と真っ向対決

(1)「戦後」否定の「改憲内閣」

「改革なくして成長なし」、「改革には痛みを伴う」、「痛みを耐えて頑張れ」として、「聖域なき構造改革」を実現する、そのためには「自民党をぶっ壊す」とまでいって小泉首相が政権につき5年余が過ぎました。

その小泉首相の後を受けて、「美しい国、日本」をキーワードに、「教育再生」、「再チャレンジ」などを訴え首相に就任したのが、安倍晋三氏です。安倍新内閣は、論功行賞と取り巻き人事であり、また反動・タカ派のキワモノが抜擢されています。安倍首相は、小泉「改革」を継承するとともに、「いよいよ私たちの世代もその責任を担う覚悟と勇気を持って挑戦しなければなりません」と初の戦後生まれの総理・総裁として、「『戦後レジーム』から、新たな船出を」することを強調しています。

安倍首相は、「愛国心」を盛り込んだ教育基本法改悪や憲法9条改悪、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認、村山談話の否定などを掲げ、改憲を政治日程に乗せることを公約にしています。憲法前文を「連合国に対する詫び証文のような宣言」であると一蹴し、「真の独立国家」になるには新憲法制定が必要であることを公言しています。また、「日米同盟」強化を念頭に、集団的自衛権について、従来の「保持するが行使できない」という政府解釈の変更も視野に入れる考えを明言し、新憲法の5年後の制定も口にしています。

その後、安倍首相は中国、韓国を訪問し、アジア重視の姿勢を打ち出したかのようにみえますが、安倍内閣の危険性は、「妄言」のたぐいがあいついでいることから明らかです。

麻生外務大臣や中川自民党政調会長は、日本の核武装についても議論をしないといけないなどという発言を繰り返し行っています。これらの発言は、核廃絶の国会決議に背き、非核3原則の国是を否定するものであり、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核放棄に向けた国際社会の努力に水をさすものです。加えて、国際社会から日本の方針変更に向けた動きとして疑念を持って受け止められています。「非核3原則堅持」を表明している安倍内閣の基本方針から逸脱しており、早急に罷免すべきですが、首相の本音を代わって中川会長や麻生外相に言わせているかのように安倍首相は放置したままです。

塩崎官房長官も、ミサイル防衛システムと集団的自衛権について、2003年当時の福田官房長官の談話の見直しをすとしてしています。さらに記者会見で、「海外での武器使用の中で、武力行使に該当しないのはどういう場合かについても研究する必要があるとの認識を示した」と述べ、憲法9条で禁じられた海外での武力行使も研究対象としていく考えを明らかにしています。また、久間防衛庁長官は、アメリカの核を持ち込んでもいいかのように、「日本をかすめるような状態で潜水艦などが動く分には核の『持ち込み』にはならない」と述べました。

結局、安倍首相自身も、CNN及びフィナンシャル・タイムズのインタビューで「自民党総裁としての任期は3年で、2期までしか務められない。任期中に憲法改正を目指したい」と発言しています。また、米紙ワシントン・ポストのインタビューでは、日本上空を通過して米国などに向かう可能性があるミサイルを撃ち落とすことが、憲法が禁じる集団的自衛権の行使にあたるかどうか研究する考えを示しています。憲法9条についても、「当然、自民党としては書き換えるべきだとの立場だ」と強調した上で、「9条解釈の問題については、個別具体的な事例に則して憲法が禁じている集団的自衛権にあたるのか、海外での武力行使にあたるのかを研究する必要があると思っている」と述べています。

まさに戦争の加害の反省と尊く痛ましい被害の経験の上に立って手にした平和憲法と教

育基本法を葬り去り、「戦争をしない国」という戦後の出発点、戦後60年間を否定し、日本を世界でアメリカと共に「戦争する国」へ大きく転換させようとしています。安倍首相はもっとも戦争に近い首相であり、社民党は、平和と民主主義、不十分とはいえ先輩が築き上げてきた福祉を全面的に解体し尽くしてしまおうとする「戦後否定内閣」・「改憲内閣」と真っ向から対決し安倍政権の危険性を徹底追及していきます。

(2)「改革」を継承・加速させる安倍政権

小泉「改革」は、社会のあらゆる分野に資本の論理を徹底させ、社会、政治、経済の「構造」を、財界やアメリカの利益に沿う形で「改革」しようとするものでした。その結果、株価至上主義あるいは利潤至上主義的な経済、社会的格差の拡大、貧困層の増大、私たち国民生活の破壊がもたらされました。

安倍首相は、「再チャレンジ」であるとか、「魅力ある地方の応援」など、小泉「構造改革」によってもたらされた「負の面」である格差問題や地方切り捨て問題等を取り上げようとしています。小泉政権によってもたらされた新自由主義「改革」による社会の歪みを、共同体の再建や家族、損得を超えた価値などを打ち出し、ナショナリズムの強調といった新保守主義的な価値観で補強しようというのです。

しかしそれは、本質には触れない弥縫的な小手先の手当に過ぎません。「改革」自体については、「継承」し「補強」し「加速」させるというのですから、結局、今の「改革」の「痛み」を止めるのではなく、絆創膏を貼るだけでますます拡大するでしょう。

安倍首相は、「成長なくして財政再建なし」といい、経済成長による税収増加に期待して財政再建を図ろうとしています。ITやロボットを活用した知的財産戦略、イノベーションによる生産性上昇、企業減税による競争力強化、財界の要請に即したアジア市場拡大といった方向が打ち出されています。しかしこの道は、輸出拡大依存型であり、少子化の上にリストラを進行させ、国内消費需要を大きく冷え込ませてしまいかねません。「改革」路線は、負担増と給付カット、公的部門の縮小・民間開放をもたらし、リストラと労働分配率低下もあいまって、私たちの生活基盤や実体経済を縮小・解体してきました。そのことが国内総生産の6割近くを占める個人消費の抑制につながっています。就業者の85%を占める雇用者への適正な分配のあり方を、あらためて考えるべきときであり、GDPの6割を占める個人消費にきく政策を打ち出すべきです。

安倍首相は、『美しい国へ』の中で、社会保障については、アメリカ型を目指すのではないと弁解しますが、「少しでも受給者を減らしていくことが求められている」とするところに本音が表れています。アメリカ型の低負担ではないということであって、負担はヨーロッパ型、給付はアメリカ型という「高負担低福祉」路線を目指すというメッセージでしょう。

また、98年～05年間までの大企業の資金余剰が累計170兆円（経済財政白書）とも言われています。にもかかわらず、企業の競争力を高めるため、ヨーロッパ並みに下げられた法人税の実効税率をアジア並みに引き下げろという主張が、安倍首相が任命した本間正明新会長の下、政府税調で声高に叫ばれています。福祉は切り捨て、企業は減税、そのツケをどこに回そうというのでしょうか。この間の法人税の減収が消費税収にほぼ見合う水準であったことから、法人税減税の穴埋めとして消費税率引き上げが想定されており、選挙前には減税のイメージが打ち出され、参議院選挙後に増税の話が出てくることとなります。「改革」の矛盾・問題点を隠蔽しながら、「改革」を断行し、選挙が終わったら私たちにさらなる負担増を迫ってこうしているのは明らかです。

(3)まやかしの「再チャレンジ」

安倍首相は、「勝ち組、負け組を固定化させない」をキャッチフレーズに、「再チャレンジ」を強調しています。しかし、「勝ち組、負け組を固定しない社会」というのは、格差を当然のも

のとしたうえで、「負け組」に、上に行ける期待を抱かせながらコマネズミのように頑張り続けさせる体制にほかなりません。しかも、5月30日に公表された「中間とりまとめ」で言っていることと、小泉政権が実際に国民に押しつけていることが全然違うものとなっています。支援策の中身も、格差を助長させた本質には踏み込まず、恩恵的でカネをかけない形式のお粗末なものオンパレードです。「再チャレンジ推進」論は、政府がこれだけやってるんだから、それでもダメならそれこそ後は本人が悪いという、究極の自己責任につながります。いくら本人が頑張っても、再チャレンジもできず、取り組みの成果も上げられない者は、努力しない者、能力がない者としてレッテルが貼られ、疎外されてしまいます。「再チャレンジ推進」論は、格差社会を是正するのではなく、むしろ強化する方向に働くのではないのでしょうか。

「げんこつで殴り付けながら絆創膏を貼るようなもの」であり、限りなく細い「蜘蛛の糸」にすぎません。わざわざ格差を拡大するような政策を続ける一方で、「再チャレンジを認めよう」というのは、たちの悪いマッチポンプです。「強いもの勝ち」の構造改革路線を継承しながら、格差を生み出さない仕組みなど作れるはずがありません。そもそも2代続けて3世議員の首相や2世議員・3世議員ばかりの政権から「再チャレンジ」と言われたくありません。

安倍首相の政策は、「再チャレンジ」などと「改革」の弊害の是正を図るかのような印象を与えながら、実は一層格差の拡大と人間や人間関係の解体化をもたらすものです。多くの人々に痛みと不安だけを押し付け、高額所得者や大手企業・金融機関は優遇するような誤った「改革」路線そのものを変えない限り、私たちに安心は取り戻せません。

(4)危険な「教育再生」

安倍首相の「売りもの」は「教育再生」です。しかし、彼のいう教育は、「若者の精神を鍛え直す」であるとか、「規律を重んじる」とか、「志有る国民を育て、品格有る国家を作る」ことであって、個々人一人一人の人格の完成や平和的な国家及び社会の形成者の育成、真理や真実の探求といった視点は全くありません。しかも「自虐的な偏向教育の是正」や、「愛国心」を盛り込んだ新教育基本法の制定、サッチャーにならって、教員免許更新制度や全国的な学力テスト、学校評価制度の導入などを打ち出しています。国の監査官が学校を評価して、「ダメな学校は民営化だ」とさえ言い切ります。

今日の教育の荒廃、学校の抱えるさまざまな問題について、政府・文科省の管理・統制的な教育政策や、市場経済・資本の論理の徹底といった側面は全くとらえずに、教師や子どもたち自身や教育基本法自体に責任を転嫁しようという流れは明白です。このままでは、教育の市場化が進み、自治体間、学校間、教員間、生徒間のそれぞれの競争が激化し、格差と分断・差別の拡大と固定化に拍車がかかり、社会全体の不安定化がもたらされます。

この格差の拡大や社会の不安定化を上から統合するのが、道徳であり、公益であり、日の丸・君が代であり、「愛国心」です。教育の市場化と国家統制をセットで進めようというのが「教育再生」ですが、それでは平等や機会均等、連帯や絆は吹き飛んでしまいます。教育を受ける子どもたちの立場に立った教育改革、国家や市場ではない、地域と教育現場からの改革が必要です。

さらに安倍首相は、家族の絆や子育て、生まれ育った地域への愛着、国に対する想いのような、「損得を超えた価値」を強調します。少子化問題についても、「お金以外のもの」、家族のすばらしさを訴えることで解決を図ろうとしています。究極の「損得を超えた価値」が「自分のいのちをなげうっても守るべき価値」です。特攻隊員の死に触れて、「日本という国の悠久の歴史が続くことを願った」として礼賛していますが、政治家なら、身を投じさせた者の責任についてこそ語るべきです。

2、くらしの安心を壊し、平和を壊してきた小泉「改革」の5年半

(1)「改革」の「痛み」はどこに

安倍政権が「継承し」、「加速させる」「改革」とはどういうものだったのでしょうか。

現在、政府は「景気は良くなった」、「改革の成果が出ている」としています。たしかに、日本経済はバブル期をしのぎ、戦後最長の「いざなぎ景気」に次ぐ長期の景気回復局面にあるといわれています。GDPも輸出に支えられて、大企業は四期連続で史上最高の利益を上げています。また、約32兆円あった銀行の不良債権が半分近くに減ったのも構造改革の成果だとしています。今年3月期の決算では、大手6大銀行グループの経常利益は3兆円を突破し、バブル期の利益すら上回っています。

しかし、私たち働く者にとって、景気回復の実感は乏しく、それどころか各種給付の切り下げと負担増で将来の不安にさいなまれています。企業や銀行の利益が拡大する一方で、労働分配率は低下し、家計の赤字が拡大していることが原因の一つです。財務省の法人企業統計によると、付加価値額に占める人件費の比率は99年度の75.5%から05年度には70%に下がったのに対し、営業純益は5.5%から13.1%へと構成比を高めています。また、業種や雇用形態、企業規模、地域等によって格差が拡大していることも原因です。銀行の回復も、12兆円を超える公的資金の投入と、異常な超低金利と手数料引き上げ、合併コストの転嫁など、預金者からの収奪によるものであり、本来預金者が受け取るはずだった逸失利息は、300兆円を超えるものがあったといわれています。

結局、「痛みを伴う改革」といいながら、大手の企業や金融機関、一部の富裕層を支援し、一方で、中小企業や労働者、社会的弱者、地方には激痛をしわ寄せしただけに他なりません。

(2)「小さな政府」は「大きな格差」・「大きな負担」を押しつける「冷たい政府」

小泉首相は「国債発行30兆円以下」を公約にし、数字のやりくりで公約を守ったかのように見せ、また守れそうもないときは「たいした事無い」とうそぶき、小泉内閣が成立した直後の01年に約557兆円だった国の借金(国債残高)は、06年3月には827兆円にまで膨れ上がっています。まさに小泉首相は「世界一の借金王」でした。5年間で50%近く国の借金を膨張させておきながら、一方で、「痛みが足りない」、「歳出カットが必要」として、福祉・公共サービスの切り捨てや増税・各種負担増を進めてきて、さらに拍車をかけようとしているのです。そのうえ、今後、「日米同盟」強化の下で、軍事関係費、とりわけミサイル防衛や米軍再編関連経費が嵩んでいきます。

言葉では「小さな政府」と言いつつ、やっていることはただでさえ十分でない社会保障を小さくし、ここまで「切った」のだからあとは大増税だということです。社民党は、予算審議の中で、就学援助問題や最低賃金見直し問題、サラ金問題労働法制の規制緩和と非正規雇用、女性の権利などを取り上げ、小泉政権の進める「小さな政府」は、一面では国民に対し税金の安上がりイメージをふりまいていますが、本質は、「冷たい予算」であり、「大きな格差」・「大きな負担」をもたらすものであることを浮き彫りにしてきました。

(3)「改革」偽装の「リフォーム詐欺」

出生率は低下を続け、人口もはじめて自然減になっています。年金や医療、介護の基盤が掘り崩され、社会保障制度の持続可能性に赤信号がともるだけでなく、日本社会の持続可能性自体が危ぶまれています。社会を担う子どもを生子、育てることすらできないという、日本社会の現状を象徴する深刻な事態を小泉・安倍の「改革」路線で解決することはできません。

今や自民党はぶっ壊れるどころか、与党は衆議院で3分の2の議席を占めるに至り、改憲手続法案、新教育基本法案、共謀罪法案等が提出されました。小泉前首相は、アメリカでナ

イアガラ瀑布やエルビス・プレスリーの生家を訪問して大はしゃぎでした。彼には、年間3万人を超える自殺者も、100万を超える生活保護世帯も、夢も希望もなくした子どもたちも、額に汗して働いても十分な賃金を得られないワーキング・プアも、医療費が高くて病院に行けないお年寄りも見えていないに違いありません。壊されたのは、私たちのくらしや将来の安心です。

内政ではアメリカの年次改革要望書を受け入れた「改革」を進め、外交では、米国一辺倒で、イラクにまで自衛隊を派遣し、イスラム諸国との軋轢を高め、靖国参拝問題や教科書問題等で近隣アジア諸国(とりわけ中国や朝鮮半島)との友好関係を軽視し、信頼関係を壊したのです。

まさに「ぶっ壊された」のは平和憲法だったのですが、さらには人間社会の安心と安全、他者への信頼であり、共感・連帯、未来への希望だったのではないのでしょうか。小泉「改革」が財界とアメリカのための改革であり、まさに国民にとっては、「偽装」であり、「リフォーム詐欺」でしかなかったことは明らかです。その「改革」を受け継ぐ「アベノミクス」も私たちのための改革では断じてありません。

3、「改革」による格差の拡大

(1)「格差が出るのは別に悪いことだとは思わない」

小泉「改革」のもたらした最大の問題の一つが格差の問題です。

社民党は、小泉「改革」も、民主党の路線もいずれも新自由主義「改革」を推進していることへの批判の意味もあって、2005年の総選挙では格差拡大社会の是正を訴え、一定の共感を得てきました。

第164通常国会では、ライブドア、BSE、耐震強度偽装、官製談合の四点セットに加え、格差問題が政治焦点となりました。しかし小泉首相は、小泉政権になって特に格差拡大は進行していない、問題になるほどの格差はないなどと繰り返すばかりで、所得格差の指標であるジニ係数(一に近づくほど不平等)が過去最高となったことについても、そもそも小泉政権の前のデータによるものであり、見かけ上の格差拡大にすぎないと反論しました。内閣府も、所得・消費の格差、賃金格差等は統計データからは確認できない、中流意識は未だ根強いなど個人の生活実感においても意識変化は確認されない、と小泉見解を援護しました。

しかしその後、小泉前首相は、「格差が出るのは別に悪いことだとは思わない」と格差の拡大自体を認める態度に転換し、加えてライブドア事件をきっかけに強まる「勝ち組」批判にも、「今まで悪平等だという批判が多かったし、能力のある人が努力すれば報われる社会にしなければならない」、「成功をねたむ風潮や能力のある人を引っ張る風潮は厳に慎んでいかないと、社会の発展はない」、「むしろ闘おうとしない人が問題。チャンスがあったら逃げないで挑戦することが必要だ」、「負け組にチャンスをたくさん提供する社会が小泉改革の進む道」と、開き直りにも近い発言を繰り返したのです。

(2)格差を放置しておく将来が大変

格差といっても、所得格差、資産格差、男女格差、企業規模格差、雇用形態による格差、地域間格差、情報格差、健康格差、希望格差などいろいろあります。しかも、親の所得によって、子どもが受ける教育の内容や機会に違いが生じ、親の経済格差が学力格差となり、本人の将来の所得格差につながるように、問題はすべて関連しています。そして社会の二極化、固定化が進み、平等が損なわれています。二極化なら、底辺部分の底上げを図っていかなければならないし、不平等というならせめて「機会の平等」は保障していかなければなら

なりません、それさえも実現できていないのが現実です。

政府でさえ、特に40歳代未満の年齢層で90年代半ばから再分配前の当初所得においても格差が拡大している傾向が見られることについては、「日本社会の将来の姿を先取りしたものである可能性もある」(内閣府)と危惧しています。

実際、世界の他の国々と比べても、所得格差と貧困は顕著に拡大しています。OECD(経済協力開発機構)の「所得分配と貧困」(05年2月)では、日本のジニ係数は高位グループに属し各国よりも所得格差が大きいし、この10年で2倍近く増加しています。また、国民のうち何%が貧困であるかを示す貧困率もOECD加盟国で2番目に高いのが日本なのです。

このままでは年金制度も崩壊するでしょうし、今のままでは少子化の歯止めもかかりません。

(3) 格差問題は「改革」の帰結

大事なことは、格差問題は、自然に生じたものではなく、この間の自民党政権が進め小泉政権がヒートアップさせ、安倍政権が受け継いだ「構造改革」の帰結にほかなりません。

1998年3月に経済企画庁の経済研究所がまとめた「経済分析 - 政策研究の視点シリーズ 第11号 日本の所得格差 - 国際比較の視点から -」では、「国際的にみると、日本はどちらかといえば平等な国であるという計測結果が得られた。この結果は十分割り引いて解釈すべきであるが、少なくともアメリカのように所得格差が深刻であるということはない」としたうえで、「市場重視型改革の余地がある国といえるのではないだろうか」と結論づけています。1999年の経済戦略会議でも、「規制・保護や横並び体質・護送船団方式に象徴される過度に平等・公正を重んじる日本型社会システムが公的部門の肥大化・非効率化や資源配分の歪みをもたらしている」から、「いまこそ過度な規制・保護をベースとした行き過ぎた平等社会に決別」するべきとされていました。

つまり、格差拡大の背景には、90年代にとられてきた、雇用・労働の規制緩和や教育の自由化、所得再分配機能が果たせないような税制、社会保障の切り捨てなど、あらゆる分野での規制緩和、競争原理の徹底を進める新自由主義・新保守主義的な「構造改革」があり、一定の政策的意図によって、貧困、不平等、格差問題が生じたのです。

このことは、日本経済学会の会長も務めた貝塚啓明元東京大学名誉教授が、「米国では80年代に貧困が拡大したと言われており、英国でも80年代に顕著に不平等化が進んだと言われている。先進諸国では多かれ少なかれ不平等化が進んでいるが、背後にはある種のイデオロギー、つまり新保守主義が定着している」(財務省財務総合政策研究所「我が国の経済格差の実態とその政策対応に関する研究会」と指摘していることから明らかです。「とにかくこの道を採用するしか外に道は無いのだ。長期的に良いことをもたらすためには今の痛みは我慢しろ」「しかし、その時に痛みを被った人達には、長い時間が経っても、約束された良いことというのは訪れなかった」(ジェーン・ケルシー オークランド大学法学部教授)という諸外国での「構造改革」の教訓をかみしめるべきです。この新自由主義・新保守主義に対抗できるのは、社会的公正を大事にし、格差を是正し生活優先の社会を目指す社会民主主義以外にありません。

4、「構造改革」で切り捨てられる地方

(1)「平成の大合併」から「道州制」へ

小泉政権の下、「平成の大合併」と称される大規模広域市町村合併を集権的に推進することを通じて、国の財政責任のツケを回すべく自治体の効率的な再編が進められました。これは単に自治体の数が減るだけにとどまらず、有事体制づくりを効率的に自治体の場から補

完する性格を持っていることについても深く認識しなければなりません。「平成の大合併」によって、平和憲法が平和憲法であるゆえんの一つである憲法第8章の地方自治の原則も空洞化されつつあります。そのうえ有事法制や「国民保護法制」によって、自治体の施設はもちろん住民の財産、権利を戦争時に自衛隊に好き勝手に使用させたり制限したりすることができるようにしようとしています。

(2)つけ回し進む地方財政

分権・自治の基盤であり、福祉の基盤である地方財政は、ますます深刻な危機に直面しています。税源移譲、国庫補助金、地方交付税の「三位一体の改革」は、地方が割を食う負担のつけ回しに終わり、「三位バラバラ改悪」という状況をもたらしています。3兆円は移譲が決まりましたが、1兆円を超える国庫補助負担金のスリム化と5兆円を超える地方交付税等の削減を見れば、二重に地方へのツケ回しがなされたといえます。結局、地方の真の自立、住民自治を高めるための改革ではなく、国の財政再建のための「改革」、地方に行革と合併を強いるための「改革」であったことは明らかです。

国庫補助負担金削減の内容も、公立保育所運営費負担金や義務教育国庫負担金の一部のように、裁量の余地が少ない義務的補助金にかたよっており、むしろ一般財源化を名目にした当該事務事業の質や水準の切り下げと民間への業務開放の推進が懸念され、「改革」のひずみが住民サービスの切り捨てや負担の転嫁の形で現実化していることが心配されます。本来、人権とくらしを守るべき自治体が、住民のセーフティーネットの担い手たり得なくなっているのです。

一方、厳しい財政状況や国による行革・民営化攻撃の中でも、「市町村合併」に与しない自治体を中心にして、住民と自治体の真のパートナーシップを充実するなど、自主的な財政の展望を確立した、住民生活を守る、地域を守るという方向が出されていることに注目すべきです。

(3)行革・「民営化」の嵐

自治体現場では、上からの行革圧力と「先立つもの」がないという危機感から、民間委託、民営化、指定管理者、独立行政法人、PFIといったさまざまなツールを使って、「官から民へ」が実施されています。しゃかりきになって、合併したところは合併の成果を出せと迫られるし、合併しないところは自立できるように切り詰めようとなっています。

しかし、それはみんなの「公」を、一部営利企業の「私」に開放するだけであり、サービスの低下、脅かされる安全をもたらし、地域のセーフティーネットはがたがたになっています。規制緩和や民営化を仮にするのであれば、せめてチェック体制や弊害の対策がとられるべきですが、十分な監視体制もないし、企業の自由に任せたままであり、問題が起きると行政がはきちんとしていたのに一部の不心得者が悪いことをした、というのがこの間の繰り返しとなっています。

民営化・規制緩和論者は、官は、民よりも優れたサービスを提供すれば、仕事を奪われずに済むから、きめ細かく仕事をするようになるし、民にとっては、ビジネスチャンスが広がる利点があるとして、市場化テスト(官民競争入札)を美化しますが、しかし受けて立つ官は、民営化されないためにコスト削減に邁進することを余儀なくされるし、参入しようとする民も、受注するためにはコスト削減に全力投球といった具合となります。官が残ろうが、民が受けようが、どちらにしても安上がり優先の賃金破壊競争になりかねません。そのツケをおわされるのは、現場の労働者と、公共サービスの受け手です。

(4)切り捨てられる安心・安全の公共サービス

06年7月31日、埼玉県ふじみ野市の市営プールで、小学校二年生の女の子が流水プー

ルの吸水口に吸い込まれ死亡した悲惨な事故が発生しました。合併の影響や、経費節減、合理化が安全を怠る要因になっていなかったかも検証すべき重要な点です。契約にあっても業者が必ずしも契約内容どおりするとは限らないし、自治体の方も委託しさえすればあとはチェックもおざなりというのは、限られた例ではありません。「サービス向上が期待できる」、「経費が安くすむ」などとして、安易に民間委託や指定管理者、市場化テストの導入を進めると、そのリスクは、当該労働者とサービス利用者である住民に帰属し、問題がひとたび起きたときのツケは、とてつもなく大きいものとなります。

多くの公共サービスは、「人」によって担われています。事務・事業の「効率化競争」が、賃金や雇用の「破壊」を伴うだけでなく、公共サービスの質にも影響を与えます。たとえば、内閣府の「政策効果分析レポート」(05年版)の中で、医療、訪問介護、保育所について、公立より民間の方が高い生産性を生んでいるという試算がなされています。評価の基準は、保育所でいえば、一人の保育士が沢山の子どもをできるだけ長時間預かることであり、沢山の子どもを詰め込んで長期間預かる、あるいは労賃の安い非正規の若い保育士に代えると生産性が上がるともいいたいのでしょう。しかし、公立保育園の民営化を巡って違法の判決が出された横浜市の事例では、子どものけがが増えていること、ベテランの保育士がいなくなってしまうことが明らかにされています。これはサービスの受け手からすると、サービスの質の低下にほかなりません。ここに公務労働者と利用者・住民をつなぐ鍵があります。

(5) 広がる地域間格差

東京を始めとする首都圏への人口の流入と富の集中による地方との格差も広がっています。そして都市部と過疎化が進む中山間地との格差も拡大しています。景気の「回復」状況や雇用、賃金・労働条件についても、地域ごとの違いが拡大しています。

自治体ごとに地理的条件や面積、人口、経済構成などが異なっていることからくる違いはありますが、医療機関へのアクセス、消防職員の充足率や犯罪数、就学援助率、生活保護率、自殺率など、住むところの違いによる「命の格差」が広がることは認められません。

中山間地や離島を中心に、過疎化と少子高齢化が進み、65歳以上の高齢者が人口比率で住民の50%を超えた集落(限界集落)が急速に増えてきており、こうした集落では、生活道路の管理、冠婚葬祭など、共同体としての機能が急速に衰えてしまい、やがて消滅に向かうとされています。このままの状況が推移すれば、お手上げになる地方・地域が続出しかねません。

65歳以上が自治体人口の半数を超え、住民税など税収入の減少と高齢者医療・福祉関連支出の増大という状況の中で財政維持が困難な状態に置かれた自治体を「限界自治体」とよんでいます。自治体間の格差がどんどん開き、自治体を支える集落間の格差も拡大し、限界集落に取り残される人々が増えています。2000年には、全国で1つだった「限界自治体」は、2030年には144に増えると予測されています。10年後には全国で2000集落以上が消滅するという予測も出ています。そうした中で、公共サービスと人権保障をどうしていくのが大きな課題です。

(6) 安倍政権でますます拡大する地方格差と地域の疲弊

安倍首相は、所信表明演説で、地方の活力なくして国の活力はないとして、「魅力ある地方」に生まれ変わるための地方分権、「道州制ビジョン」の策定、「頑張る地方応援プログラム」の三点を打ち出しました。しかし、地方六団体などが求めていた、第二次地方分権推進法案構想も盛り込まれず、「自由に独自の施策を展開」するための財政面や権限移譲の具体策は明らかにはされていません。それどころか地方行革担当大臣を作る始末です。道州制についても、かえって道州間の格差や道州内の格差が広がることの懸念に答えていません。

3年間で5兆円の交付税カットをもくろむ「新型交付税」導入で弱い自治体を締め上げながら、「頑張る地方応援プログラム」では、「やる気のある地方」、「知恵と工夫にあふれた地方」、「前向きに取り組む自治体」に支援するとして自治体同士の競争を煽ることになります。しかし、やる気や知恵と工夫、前向きは、本来住民が判断すべきものです。国が認めなければ後は「切り捨て御免」で、「自治体破綻法制」の適用では地方はますますがたがたにされてしまいます。地方交付税を国が動員したい分野、やる気のある自治体に割り増し配分すれば、むしろ都市と地方の格差を助長することになるし、国の言うことを聞く自治体に地方交付税を多く配ることになれば、「中央から地方へ」の流れにも逆行します。そもそも公共事業推進や市町村合併推進など、国の政策誘導の手段として交付税を使ってきたことが今日の地方財政危機を招いたことへの反省もありません。

このままでは、人権とくらし、福祉の守り手である自治体がガタガタになりかねません。

(7)「戦後農政の大転換」がもたらす選別化、二極化

「戦後農政の大転換」として政府が推進する新たな「品目横断的経営所得安定対策」は、支援対象を約3割の担い手だけに限定する不公平なものであり、大規模化の促進とともに家族農業を切り捨て、集落営農の機能を弱体化させるものです。このような選別農政を見直し、意欲あるすべての農家を対象とした直接支払いとしていき、多様な担い手の確保、環境面での充実に取り組み、食料自給率の向上、地域農業・農村の振興をめざします。

同時に、有機農業の推進、中山間地域への支援拡充、優良農地の確保、米の不足払いの導入、地産地消の促進、食農教育の充実、BSE対策の拡充など食の安全、持続可能な食料を基本とする農業施策を確立します

「森林・林業基本計画」および「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」

に基づく森林の育成・整備等の推進をはじめ、国産・地域材の利用拡大と違法な外国産材の流入規制、林業の担い手確保に向けた直接所得補償制度の創設、国の責任を明確化した森林管理・国土保全・木材の安定供給・林業の活性化に取り組みます。森林管理等を弱める森林行政の独立法人化には反対します。

5、格差社会是正に向けたアクションプラン

貧弱な社会保障でありながら、日本的な「平等」のセーフティーネットを維持してきた、会社の福利厚生や業界保護、地方の公共事業は、経済成長にかけりが見えるとともに、機能不全に陥ってきました。またこれらのシステムは高コストであり、腐敗や癒着、既得権益の保護、利益誘導の温床になりやすいという一面もありました。こうした中、日本型平等や日本型システムを「ぶっ壊し」新しい仕組みを作り上げるかのように「構造改革」が断行されたのです。しかしそのことによって、自己責任・自助努力が奨励され、病気や失業、貧困といったリスクを個人で背負い込まざるをえなくなったのです。同時に、ワーキング・プアの人が社会保険料負担に耐えられないというように、旧来のシステムも生活の桎梏になっているのも事実です。

今、必要なのは、バラバラに分断されたり、競争で相手を追い落とそうとしたりすることではなく、リスクをみんなで普遍化し、お互いに協力して公正で安心して暮らせる社会を築いていくことではないでしょうか。

連帯・共同こそが人間が人間らしくある本来の姿、関係です。この関係は、しかしこの間のアメリカや財界要求に応える「改革」という名の利潤・競争原理優先の政治によってどんどん切り捨てられ、日本社会自体の荒廃が進んでいます。国政が切り捨てる連帯・共同の関係を、住民自身が街づくりの主体となる住民自治と、住民自治によって担われる分権・自治社

会の創造のうちに復権させ、広げていかなければ日本社会のより良い明日は来ないといっても過言ではありません。人間社会の持続可能性が問われているともいえます。

私たちは、社会保障も、就労支援に限定されない、教育、介護・育児、インフラ整備に至る真に自立支援型でニーズ志向の公共サービスを実現します。「何でも政府が」でもなく、「何でも市場が」でもない、各セクターの強みを引き出し、弱みをコントロールする政府、市場、家族・コミュニティ、非営利のベストミックスを追求します。一人一人をやさしく包み込む社会、誰にも開かれたユニバーサルな社会、制度ではなく生活のサステナビリティ(持続可能性)あふれた社会を地域から皆さんと創り出していきたいと考えています。そしてそのことを通じて、教育にしても、医療や家族、介護、育児、訓練にしても、従来之恩恵的な「施しの福祉」ではない、新しいデザインとしての参加保障型福祉を培っていくことになると思います。今後、公正社会の新しいデザインである参加保障の制度体系の検討を進めます。

連帯・共同を地域から育むために全力を尽くすのは、いま現実に社会民主主義を発展させる党であろうとする「分権・自治の党」である社民党しかありません

小泉政権がヒートアップさせ、安倍政権が受け継いだ「構造改革」の帰結である格差の問題を是正するため、当面の方策として、私たちは以下のアクションプランを提案します。

(1)労働

90年代、多くの企業は、コスト削減に向けてリストラなどで正社員を減らし、パートや派遣、有期契約、請負労働といった非正規労働者を増やすことで総額人件費を削減するという手段をとり、しわ寄せが非正規労働者に集中し、所得格差が拡大してきました。それを支え推進したのが労働分野の様々な規制緩和政策であり、産業再生の名によるリストラ支援策です。成果主義賃金の導入 公正な処遇と人材育成という視点を欠いたまま雇用形態の多様化だけを先行させていることが、格差拡大の大きな要因になっています。いまや格差拡大が少子化や年金の空洞化の要因にもなり、一方、限りなく「正社員」年収を「非正社員」年収にあわせるという「逆均等待遇」も進行しています。

しかし、ヨーロッパ諸国では、均等待遇原則が確立されており、労働時間の違い以外の賃金格差を認めていません。均等待遇が実現すれば、パートからフルタイムへ、フルタイムからパートへの転換が容易になり男女双方とも個々人のライフスタイルやその都度の介護や育児などの事情でパートかフルタイムかを選択することができるようになり、男女とも多様にいきいきと働き続けることができるようになります。また、将来の社会の担い手にとっても、社会の持続性の障害となっている諸課題の解決にも重要なカギとなります。

社民党は、小泉構造改革によって拡大した格差・不平等を是正し、ILOの提起する「ディーセントワーク」(人間らしい尊厳をもった働き方)の理念に基づき、公正で人間的な働き方、豊かで文化的な暮らしを保障するため、全力で取り組みます。安易なリストラが職を奪わないよう、リストラ規制法や残業規制による雇用創出が必要です。パートなど低賃金労働の存在が低所得層を形成し貧困比率の高さを生み出しており、同じ内容の仕事にも関わらず、雇用形態や企業規模で大きな賃金格差が生ずれば、労働者は常に底辺へ向けた競争にさらされることから、同一価値労働・同一賃金原則に基づく均等待遇の確保が必要です。1967年に批准したILO100号条約(同一労働・同一賃金)の考え方を踏まえるとともに、ILO175号条約(均等待遇原則)を早期に批准し、「同一価値労働・同一賃金原則」を含む均等待遇原則を織り込んだ「パート・有期契約労働法」を制定し、違反には罰則を加えるようにします。非正規雇用労働者の賃金は地域最低賃金の影響を大きく受けていますが、フルタイムで働いたとしても最低賃金で生活できないのは問題であり、憲法25条の考え方に沿って、最低賃金を生活保護基準を下限として大幅に引き上げます。また、ナショナルミニマムの基軸として全国一律最低賃金制度を確立します。

低入札価格競争によって、業務委託で働く労働者の賃金・労働条件が大きくしわ寄せを

受けています。不当な賃金ダンピング合戦に陥らないよう、地域雇用の安定と急増している請負労働者の均等待遇の実現のため、1949年に採択されたILO94号条約を批准するとともに、自治体や自治体関連団体が業務委託や民間委託、指定管理者の指定等を行う際、少なくとも公的な機関の中で仕事する以上は、そこで働く人が生活ができる賃金をきちんと保障していくべきだというリビング・ウェッジ(生活保障賃金)の考え方、男女平等、障がい者雇用の促進、環境への配慮などの社会的価値の実現を責務とする公契約条例を制定します。親企業や下請け企業の間で、不当な圧力などを排するため、下請法などの改正で公正取引を確保します。

すべての労働者、とりわけ現実に重い家族的責任を担いつつ、仕事との両立に努力している女性労働者の権利保障をさらに手厚くするために、休業期間の延長と有期雇用への適用拡大など育児・介護休業法を改正します。企業の遵守すべきガイドラインを策定し、深夜業の免除請求権、時間外労働の免除請求権の実効性を担保します。家族の看護休暇制度や「つわり休暇」制度の確立を目指します。

研修・教育訓練の成果である資格取得や提案制度による点数、自己啓発した成果をポイントとして積み立て、たとえ企業を移動しても「キャリア」として持って歩けるようにする「能力開発マイレージ制度」の普及など、非正規雇用労働者としての就業経験を、次のステップに活かせるようなキャリア評価システムを確立します。

育児や介護などの家族的責任が果たせるような労働環境を実現するため、ワークシェアリングの推進と長時間労働の規制を行います。

そのほか、日本版TUPE(雇用・労働契約継承法)の制定、若者の就職支援と職業訓練の充実、団塊の世代との交流・技術継承等を進めます。

(2) 社会保障

何よりも住宅の保障と健康不安の解消が必要です。年金収入で、何でもまかなおうとすると大変ですが、最低限の住宅が保障され、病気になっても心配ないとなったら、年金もそれなりに「暮らせる年金」が保障されれば十分となります。住宅を福祉の基盤として位置づけ充実させます。

サービス切り捨て、負担増、不安増のマイナスの循環ではなく、福祉サービスの充実と雇用創出、地域経済振興のプラスの循環を創り出すべきです。

生活保護についても、いざというときのセーフティネットとして生活保護制度の改善を図ります。誰もが安心して暮らせるように、医療・年金・介護保険制度の抜本的な改革、福祉サービスの充実と雇用創出、地域経済振興のプラスの循環、子どもを安心して産み、育てられる環境作りを進めます。

(3) 格差の固定化を生まない教育

「教育改革」の名の下で、一部のエリート層と低賃金の労働者層への選別が進んでいます。しかも教育を受ける機会自体が平等ではなく、親の所得や資産によって大きく左右されるようになっていきます。格差が世代を超え固定化され、希望の見えない階級社会にならないよう、教育政策は重要です。

「三位一体の改革」で義務教育費の国庫負担率が引き下げられましたが、質の高い教育を保障するため、教育予算の対GDP比5%達成はじめ、20人学級と教職員の30万人増、奨学金・育英制度の拡充、私学助成充実をすべきです。

あわせて、子どもたちを格差社会から救う公共サービスを充実させます。北欧型統合教育・就学前教育の検討、将来の能力形成の場としての保育サービス、公教育の空洞化防止と「学びの共同体」づくり、若者を周辺化させない公共サービス、学び直しの機会の拡大、イギリスの児童信託基金制度の検討等を行います。

(4) 所得再分配に注目した公平な税制改正

「小さな政府」の名のもとに、一方的な負担増、給付削減の財政改革を進め、「官から民へ」という公共サービスの切り捨てと民間企業へのビジネスチャンスの提供が行われるとともに、市場原理に基づく自己責任原則のもとで個人へリスクを転嫁しようとする方向に政策のかじ取りが行われてきました。すでに「頑張る」20%の利益が下層の80%に垂れ落ちることで全体が底上げするという小泉流の政策は、二極化を推進するばかりで、効果がなくなっています。

国立社会保障・人口問題研究所の報告は、「税や社会保険料の徴収は同世代内の所得格差を縮小させる効果をほとんどもたないか、あるいは格差拡大的な効果を持つに至っている」と指摘しています。財務省の「我が国の経済格差の実態とその政策対応に関する研究会」も、現行の所得再分配政策について、所得税の最高税率を低くしたり、税率の刻みを少なくして、累進機能を低下させたりするなどの税制改正が行われた結果、税による所得再分配機能が弱まった点を指摘し、格差社会の是正は、税制や社会保障制度の改正で対応すべきだとする報告書をまとめています。

再分配後の所得も格差拡大を続けているということは、税の再分配効果が落ちていることを示すものです。所得・資産の二極化、バブル期を超える企業利潤の状況を踏まえ、この間軽くなってきた高額所得者の所得税の最高税率引き上げ、累進制強化、法人税の最高税率の引き上げを行います。当面、98・99年度の改正水準前に戻します。

また、各種租税特別措置の見直し、消費税の逆進性緩和策としての飲食料品に係る消費税額戻し金制度を導入します。

老年者控除や公的年金等控除の上乗せ措置の一方的な廃止は、所得の低い高齢者に大きな痛みを強いている現状から、まず老年者控除(65歳以上所得1000万円以下、所得税50万、住民税48万を控除)を復活させるなど、公的年金税制を見直します。また、最低生活を保障する観点からも、諸外国に比べて低い水準の基礎控除(現行38万円)をイギリスやドイツなみの2倍に引き上げます。貧困者やワーキングプア(就労貧困者)、若年層に対する税額控除または還付を検討します。

「若い人は相続次第」であるとか、社会階層が後々まで相続による連鎖を断ち切る必要があり、金融資産課税の強化、相続税・贈与税の強化等を行います。

(5) そのほか

自民党総裁候補がみな二世・三世であったことにも、「再チャレンジ」が口だけであることが明らかです。だれもが政治の主人公となりうるよう、小選挙区中心の選挙制度を見直し、公職休暇復職制度の導入、供託金の引き下げ、クオータ制導入も欠かせません。合併を強要し「三位一体の改革」で地方財政を絞り上げ、自治体間の競争と格差をあおり、破綻法制まで用意する新自由主義分権論ではなく、小泉改革でずたずたにされたセーフティネットを地域で張り直し、「新たな公共」を創出すべく、税財源の移譲を伴い地域の自己決定権を保障する分権・自治や、NPO、多様な市民の手による新たな社会連帯づくりを進めていく必要があります。

6、平等と共生の持続可能なやさしい社会を

(1) 社会民主主義こそ対抗軸

社民党は06年2月、結党10年を迎えるとともに、第10回定期全国大会で、「社会民主党宣言」を採択しました。「宣言」は、現在の自公政府そして民主党の一部を進める新自由主義

・新保守主義に対し、その対立軸となりうるのは社会民主主義でしかないことを高らかに打ち出しました。

世界経済フォーラムは毎年、世界125か国・地域の統計データなどもとに世界競争力ランキングを発表しています。2006年のランキングではスイスが初めて一位になり、日本は一〇位から七位に上昇しました。しかし、二～四位はフィンランド、スウェーデン、デンマークの北欧諸国が占めています。高福祉高負担で福祉や教育すなわち「人間」に力を入れている北欧圏が、低福祉高負担の日本より上位に来ていることは、小泉「改革」、そしてそれを継承・加速させる「アベノミクス」とは別の改革の道があることを如実に物語っています。

(2) 今こそ社会民主主義の出番

資本主義経済の本質は弱肉強食であり、必ず所得格差が生じます。だから、社会保障制度や応能負担による税制などで所得の再配分を行い、また最低賃金制とか労働時間や働き方の規制で、この格差を縮小することが政治の重要な使命なのです。

もともと横暴な資本主義に対し、社会的規制を行い、社会的矛盾を阻止し、社会的公正・平等を確立しようというのが社会民主主義の原点でした。たしかにこれまでは「効率性」への傾斜が特に強まりましたが、今度は「公平性」への関心が強まるはずで、ヨーロッパやニュージーランドでは新自由主義「改革」への反省が生まれています。中南米では相次いで反米・反新自由主義政権が誕生しています。日本でも「改革」の矛盾、規制緩和・民営化の悲劇が噴出しています。

安倍新首相が5年後の改憲実現を公言するなど、やりたい放題の状況です。そして小泉後の安倍政権も、高額所得者・資産家、大企業の利潤拡大のために、「改革」という名で、果てしないリストラ・合理化を進め、年金・医療・介護などの福祉を切り捨て、増税を強要していくでしょう。あわせて北朝鮮問題を奇貨として、周辺事態の適用、集団的自衛権の容認、ミサイル防衛の推進と前のめりになり、「戦争する国」づくりをさらに進めていくでしょう。生活にとっても、平和にとっても、戦後最悪の改憲政権といってよいでしょう。

今こそ社民勢力の出番です。平和と暮らしを破壊する小泉「改革」、それをバージョンアップ・スピードアップさせた安倍「改革」路線に真っ向から対峙しているのは社民党以外にありません。

(3) 「明日の天気は変えられないが明日の政治は変えられる」～主人公はあなたです

私たちは、安心と安全の公共サービスを壊し、大きなツケを押しつける「小さな政府」や、人間の多様な個性を一つの価値観で切り捨てようとする「美しい国」に対して、「平等と共生の持続可能なやさしい社会」を対置し、地域からみなさんと作っていく決意です。今度の統一自治体選挙、そして参議院選挙は、改憲を公言する安倍内閣を倒し、政治を大きく転換するためのチャンスです。

旧約聖書に、「川はみな海に流れ入るが、海は満ちることがない」という言葉があります。たしかに、賽の河原の石積みのように、あるいは神の怒りに触れた勇者が山上に何度も大石を押し上げる「シジフォスの神話」のような困難さがあることは否定しません。しかし、政治の主人公はあなたです。過去も今も未来も私たち一人一人の意志で創られています。一人一人と絆を結ぶことができれば、夢を現実にすることは可能だと思います。「明日の天気は変えられないが明日の政治は変えられる」(岡野加穂留・元明治大学学長が大切にしていた歴史家クローチェの言葉)のです。

フランスの詩人フランシス・ポンジュは、「人間は人間の未来である」と歌っています。このことについて、神野直彦東京大学大学院教授は、「人間が人間社会をつくりだそうとする不断の努力、それが人間の歴史にほかならない。こうした人間の歴史から目をそむけ、暗き冬の訪れにおびえながら、夏時間から冬時間に時計の針を戻すように、歴史の時計の針を逆転させてはな

らない」とされています。社民党は、あなたの夢と希望を行動基準にして、一緒に、地域から人間の社会をより人間らしい方向へと変えていこうと、心から呼びかけます。社民党は、くらしやすいニッポンをつくる架け橋としてしっかり頑張ります。

第2部 地域から変える～地方自治を住民の手に

小泉内閣は、自治体のあり方について、「個性ある地方の競争、自立しうる自治体」をめざすとして、「平成の大合併」やさまざまな行革・民営化ツールをてこに、自治体運営にも競争原理を導入し、全国市町村に企業並みの競争原理の導入、効率化を求めてきました。そして、財政面では、現実に人の生活が根づく小規模自治体にむかって、「費用がかかる、効率が悪い」といって解消圧力をかけ、いつまでも地方交付税のような制度に「甘え」ていないで「自立」することを促す考えを明確にしてきました。結局、「国に依存しないでも自立しうる自治体」とは、国の支援を受けなくても国家行政機構の末端として、国から与えられた事務・業務をきちんと処理できる「基礎自治体」です。決して、地域住民が主体になって自治を広げる住民自治の創造をめざすものではありません。

戦争を押しとどめることができず、「戦争協力体制」が生まれた要因が、内務省を頂点とした官治・集権の地方支配システムにあったことへの反省から、日本国憲法は、第92条で「地方自治の本旨」を定め、地方自治の重要性を提起しています。「民主主義の学校」といわれる地方自治を充実させることで、真の民主主義を日本に根付かせようとしたのです。現憲法が「平和憲法」であるゆえんは、戦争の放棄を定めた第9条にだけよるものではなく、第8章地方自治にもあるということが出来ます。憲法と地方自治法が同時に施行された意味にも重いものがあります。

住民自治と団体自治の原理のことで説明される「地方自治の本旨」は、これまで、国の法律で地方公共団体の存在が認められ、その範囲内で住民が自治権を行使するということから、団体自治があってはじめて住民自治が成り立っているという解釈が主流でした。しかし、団体を作るかどうか自体が住民の発意・承認にかかっており、住民自治があってはじめて団体自治が成立するという理解が広がってきています。これは、あらゆる民主主義的国家形態の本質的基盤の一つが地方自治の保障であるとする「ヨーロッパ地方自治憲章」や「世界地方自治憲章草案」に通じる考え方です。社民党は、これらの世界的な分権・自治の潮流を踏まえ、国のナショナルミニマム責任の押しつけや負担転嫁ではない、「開かれた」補完性原理（公的責務の分担に関して個人、家族、地域で解決できないことを基礎自治体が担い、次いで広域自治体、さらに国が担うべきものとする考え方）や近接性原理（行政主体における事務配分に関して、住民にもっとも身近な行政主体に優先的に事務を配分するとする考え方）を尊重します。そして、抜本的な地方税財政の改革や条例制定権の拡大、自治体議会の権限強化、住民自治の豊富化などによって、憲法の「地方自治の本旨」を本当の意味で具体化していく不断の「分権改革」を推進します。

効率優先論や、自治体を企業経営になぞらえる議論では、住民はサービスの受け手のままです。また、旧来の中央集権論の立場からも、住民は「牧民官」たる官僚の「善政」の受け手にすぎません。しかし、住民が「お上」に従うだけの「従民」であったり、行政サービスの「お客さん」にとどまっているうちは何も変わりません。「知る」のも「考える」のも「決める」のも住民自身です。安心して、住み、育み、働き、支えあい、楽しみ、交流し、創造するまちをつくっていくためにも、まずは住民自身が地域の主人公として一歩踏み出すことが大切です。

格差が拡大し疲弊する地域においてこそ、「お上」でもない、伝統的な「イエ」的・「ムラ」的な共同体でもない、新しい公共性・共同性に基づく自治が必要になっています。地域のみんなのための仕事を代わりにするために、自治体が生まれたのです。そうした自治体の本来の共同体的機能の発揮のために、住民と自治体労働者との真の協働は不可欠の要素です。「地方自治を住民の手に」取り戻すことで、国家に奪われた公共性・共同性を住民主体が創造していく地平も開かれると確信しています。皆さんの自治で、各地で個性あふれるパッチ・ワークのような分権・自治の日本を創りましょう。

1、住民のための「自治体改革」を推進します

地方自治基本法の制定

法定受託事務については、できる限り新たに設けないこととともに、適宜適切な見直しを行うことにより、自治事務を拡大するようにします。国の直轄事業については、第2次地方分権推進計画で示された「全国的な見地から必要とされる基礎的または広域的事業」に国の役割を限定し、それ以外は原則として、自治体の実施または管理するものとするよう求めます。国の関与に対する是正改善義務などの国の権限が強化された側面の制度改革に取り組むとともに、地方自治法を全面的に検証し市民自治を基本にすえた「地方自治基本法」の制定に取り組めます。また、市民自らが考え行動することが自治の原点であり、自治体における計画・実施・評価のあらゆる段階に参加することなくして住民の自己決定権の保障はありえません。そのため、市民の参加権をはじめとする市民の権利と責任、街づくりの基本原則、自治体の責務等を規定した自治基本条例を「住民憲法」として制定します。

多様な住民参加システムの創設

コミュニティの自治を豊富化するため、多様な住民自治制度の創設として、例えば小学校区を基礎単位とし、自治体の地域政策の検討、対案提示権の保障および一定額の予算措置を持った住区協議会を条例によって創設します。

大事な問題は住民が決める～住民投票の制度化

自治体の重要事項について直接住民の意思を確認するための住民投票を制度化します。その際、有権者の3分の2以上の署名の署名で直接請求がなされた場合、議会の反対にかかわらず投票を行うものとし、過半数以上の署名で直接請求がなされた場合、予備的投票を行うものとします。その他、直接請求制度の改善(人口段階別に要件を定めて実施しやすいようにする)、審議会・委員会等の人事への市民参加を進めます。

信頼される自治体作りと自治体施策の市民評価

分権に水を差すような、知事の逮捕、汚職や談合、裏金作りといった悪弊が相次いでいます。しかし市民に身近な自治体だからこそ、市民の手で自浄作用が働くともいえます。自治体に問題があるから国の関与を強めるのではなく、市民の手による監視と統制がとるべき方向です。また、限られた財源を有効に使うため、市民の目線による行政サービスの捉え返しが迫られています。

自治体の施策・事業の社会的有効性を判定し今後フィードバックするためにも、議会の監視・評価機能を向上させるとともに、政策行政事業評価条例を制定し、住民代表、サービスの受給者、職員、有識者を加えた政策評価システムや、主要な行政別のオンブズパーソン制度の導入に取り組めます。

地方公務員制度の見直し

短時間公務員制度の導入、身分が不安定な臨時公務員・期間公務員の処遇改善など、地方公務員制度のあり方を検討します。地方公務員倫理条例の制定を進めます。地方事務官の国一元化によって、年金の徴収率の低下などの問題が出ています。医療・年金制度の抜本改革とあわせ、住民に身近なサービスは自治体で」という分権・自治推進の観点から、社会保険行政の事務区分を国の直接執行事務から法定受託事務に転換し、職員の身分を地方公務員に移管するよう求めます。また、職業安定行政についても、地域の実情を反映したものとなるよう、身分移管をねばり強く働きかけます。

NPO、ボランティアとの真の協働

NPOをはじめとする市民の自主的・自発的な活動と、公共サービスの担い手である「公」との連帯と協働を進めます。なお、財政再建に名を借りた安易な民営化や民間委託等は問題です。公共性の確認、サービスの質の維持、公正労働基準等を基本に対応します。

自治体議会改革

首長と議会の対等性を保障し自治体議会が行政をきちんとチェックするとともに、地域住民の意思を反映し市民立法機能や行政に対する監視・評価機能を発揮できるようにします。そのため、専門の政策調査スタッフを設置することとし、町村においても近隣の自治体が共同で事務局を設けることを検討します。議会招集権の議会への保障、予算審議の常任委員会設置の保障、予算修正権限の強化、副知事(助役)・出納長(収入役)に対する選任権の保障等の改革を図ります。

すべての住民が議員となりうるように

地域社会の社会的構成と自治体議会との乖離を解消し、多様な階層を反映する議会となるよう、市民の立候補しやすい制度に改めます。そのため、議員定数を条例で決定する、一定の経過期間(12年間以上)を経て、議員報酬制を実費弁償制に転換する、企業の就業規則や法律による規制を廃止することによって、立候補権および当選後の企業等の在籍権の保障を図ります。

情報は住民のもの～あらゆる情報の公開

住民参加の大前提として、徹底した情報公開を進めることが必要であり、自治体にかかわる情報(議会・警察・外郭団体も対象に拡大、広報だけではなく政策情報も)の全面公開に努力します。予算書・決算書を住民に分かりやすくするとともに、自治体の条例・規則集(要綱・内規も含む)を使いやすくします。行政過程を市民にオープンにするため、会議公開条例を制定します。住民に「開かれた自治体議会」とするため、委員会の公開、議会情報公開条例の制定、「出前議会」の実施、会議録の作成・公開、ケーブルテレビの活用などを進めます。

地域に暮らす外国籍市民の参加

豊かな自治を築くには、これまでのように国籍のあるものだけに政治参加を限定する閉鎖的政治から、多様な住民による共生と連帯の開かれた政治に変えていかなければなりません。定住外国人の住民(外国籍市民)としての権利を保障するとともに、自治体行政への意見反映の充実、職員採用における国籍条項の撤廃を進めます。住民票における外国人配偶者差別をなくします。また、最高裁判所の判断も踏まえ、在日団体などの意見を承りつつ、外国籍市民に地方選挙権を付与するための法改正に努力します。

都道府県と市町村の関係の改革

都道府県合併や道州制がいらわれていますが、道州制については、現行の都道府県・市町村制の二層制が定着している、なぜ道州制なのかも含めて住民の理解と納得が十分得られていない、住民からも大きく遊離し、行政の官治化と画一化の悪弊を生じる、新たな市町村合併を呼び起こし、ますます住民自治が失われていく等の問題を抱え、本当の意味で分権・自治を進めることになるのか疑問が残ります。

現行の都道府県は、国からの権限移譲の受け皿として十分な実績と能力を持っており、分権の徹底化とともに連邦制国家への大再編でもめざそうとするならともかく、現状のまま道州制を導入されても、中央による集権構造を残したまま地方分権なき国主導の府県合併が進むだけとなるのが心配です。

いまでも、都道府県の行政は、住民からは遠い存在と見られていますが、道州はさらに広域となり、地方自治の形骸化が一挙に進んでしまうのではないのでしょうか。都道府県・市町村の現行の二層制の地方制度を堅持しながらまず分権を勝ちとることが大切です。補完性の原理に則り、都道府県と市町村の役割分担を図るとともに、都道府県と市町村の関係を真に対等・協力のものとするとともに、都道府県を広域的な「自治体」としてもっと住民との関係を充実させていきます。

また、広域の行政課題に対しては、県同士の「広域連合」を活用すべきです。都道府県と市区町村の争いにかかわる自治紛争処理委員については、独立した第三者機関としての機

能を十分に持たせるようにします。

なお、沖縄については、これまでのさまざまな経緯に鑑み、「一国二制度」的な特例的自治制度を検討し、沖縄県民の意思を尊重しながら実現を目指します。

「平成の大合併」を検証します

「地方分権の担い手・受け皿づくり」を標榜しながらアメとムチで推進されている「平成の大合併」は、財政難の中での国の財政負担の自治体・住民への転嫁、国にとってより安上がりで効率的な地方行政・国内体制づくり、企業へ奉仕する自治体づくりを進める一方、住民自治の空洞化と民主主義の後退をもたらすものとなっています。市町村の合併については、国と地方の対等関係と自治体の自己決定権を重視し、市町村合併を唯一の選択肢として強要・強制しないようにするとともに、自治体、住民の自主的・主体的な決定を尊重して対応することを基本とします。

合併するにせよ、しないにせよ大事なものは、まちづくりのビジョンです。将来を見据えた幅広い住民議論、正確な情報と事実認識、財政シミュレーションを実施するとともに、合併協議への住民参加を追求し、住民投票での決定を目指します。

合併協議の最も重要なテーマである「新しいまちづくり」のためのプランとしての市町村建設計画について、建設優先からの脱却したソフト施策を重視したものとし、住民参加の仕組みづくりを盛り込んだ計画とします。合併したところでは、合併前と比べてサービス水準や負担、財政状況等はどうなったのか、住民とともに検証し、合併のデメリットの解消に努力します。

社会的公共サービスを守るため、民間開放に反対します

「官から民へ」のスローガンで、教育や医療、介護、福祉など公共的な分野をターゲットに行革、規制撤廃・市場開放が進められています。自治体に対しても、公立病院の廃止、公共交通の民間移管、幼稚園・保育園の統廃合、民営化、民間委託、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入など、公共サービスの規制改革と自治体経営手法の多様化の攻撃が進められています。さらに官民強制競争入札ともいえるべき「市場化テスト」が導入されようとしています。

コスト重視のあやまった導入では住民の暮らしと命の予算を切り捨て、自治体の業務を開放してビジネスチャンスの拡大をもたらそうとするこれらの民間開放には問題が山積しています。

サービスの質の劣化を招きます。公共サービスの質の確保、安定的な供給、労働者の労働条件確保等を念頭に十分な議論を尽くすことが求められます。あるべき社会的公共サービスのあり方、質量ともに充実した社会的公共サービスの提供するためのシステムのあり方について十分な論議を進めます。財政再建ありき、公務員バッシングありき、質や雇用維持の保障のないの安易な民間開放には反対します。

2、「三割自治」、「補助金行政」から脱却し、住民の共同意思に基づいて自己決定できる自治体財政を確立するため、「未完の改革」である税財源の地方分権を推進します

税源移譲の実現

税財政を通じた中央政府のコントロールが温存される限り、分権は成り立ちません。「未完の改革」の中心課題は税財源の移譲につきますものです。地方自治の強化・地方分権の推進に即した地方税制を確立するため、国税から地方税への税源移譲を行うことが必須の課題です。「三位一体の改革」後、国と地方の間の税の配分は5:4(国47.9兆円、地方37.9兆円)となりましたが、交付税や国庫補助負担金も含めた税の実質配分は1:3(国22.3兆円、地方63.5兆円)となっており、依然として大きな乖離があります。「歳入の自治」を確立し地方

税源の充実確保を図るため、国・地方間の税の配分が当面1:1となるよう、所得税等基幹税からの税源移譲を進めます。将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合をさらに高めていきます。

地方消費税の充実

地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設された地方消費税は、消費に関連した基準により都道府県間で清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして定着し、大きな役割を果たしています。少子・高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等の幅広い行政需要を賄う税として、地方消費税の充実確保を図っていく必要があります。さらなる税源移譲を進め、現行4対1の消費税と地方消費税との税源の割合を見直します。

住民税の見直し

住民税所得割の10%比例税率化は、住民税における所得再分配機能の低下や課税自主権のさせることとなります。また、税収が大都市部、特に東京都に集中することをどのように調整するかという問題についても適切に対応すべきです。年金控除・老年者控除の縮小・見直し、住民税非課税限度額の見直しが、高齢者中心に大幅な税負担増をもたらす「住民税問題」を起こしています。そしてこれが、国保、介護保険、保育料、公営住宅家賃等にも波及しています。これらの課税のあり方を抜本的に見直します。

課税自主権の拡大

地方税を真に自主財源化するため、標準税率を超える税率設定を自治体に任せるなど自治体の課税自主権に対する制約を縮小・廃止します。地域の実情に応じた課税ベースの拡大を図るため、全国的に均一性に乏しい税目については、すべて法定外普通税として自治体の課税自主権にゆだねるようにします。その際、安易な財源探しではなく、住民の理解と納得をえながら、政策目的の妥当性、税としての公平性等の基準で真剣な論議を進めることは当然です。また、非課税等特別措置の縮小・廃止を進めるとともに、租税特別措置法等による各種の経過措置が地方税に直接的に波及するのを遮断するようにします。

道路特定財源の見直し

自治体においても地域の特性を反映した自主的・効果的な環境政策への取り組みが課題となっています。道路特別会計の見直しに当たっては一般財源化ありきではなく、道路特定財源の自治体への移譲を進めるとともに、公共交通利用促進、低公害車の普及並びに道路の渋滞緩和など環境対策や地域の生活交通維持財源への用途拡大を中心に検討を進めます。同時に、税目の簡素化や暫定税率の見直しを行い、将来的には「総合交通特別会計」の創設を検討します。

国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金の改革については、国と地方の役割分担を踏まえ、国が真に直接的な財政責任を負う部門を除き、国の関与・義務づけを縮減・廃止しつつ、国の財政負担の地方への転嫁となることのないよう、行政水準を維持するうえで必要な税源移譲と一体で進めます。特に奨励補助金については全面的に自治体に移譲するようにします。地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引き下げは認められません。見直す国庫補助負担金のリストは、上から作って押しつけるのではなく、現場と住民の側から積み上げるようにします。自治体の財政力に応じて国庫補助負担率を調整することを検討します。また、国の直轄事業に対する自治体の負担金を廃止します。

自治体銀行の創設

地方債発行については、2006年4月より許可制から事前協議制に移行しましたが、自治体間の地方債金利の格差の拡大の兆しが見えています。中小自治体の共同発行を進めるため、現行の公営企業金融公庫を改組し、自治体が共同出資する「自治体銀行」(仮称)の創設を目指します。地元住民が直接起債を引き受ける「ミニ地方債」を拡充します。また、過

去の高利地方債の繰上償還や低利への借り換え促進、利子補給などの支援措置を講じます。

地方交付税の財源保障・財政調整機能の維持

自治体に対する中央政府の義務的支出をそのままにして一方的に財源保障機能を縮小するということになれば、住民に密着した身近な生活サービスの切り捨てや、地域間格差の拡大につながり、財政基盤の弱い自治体に大きな打撃を与えかねないことから、交付税の一方的な機能縮小や総額抑制には問題があります。国の歳出削減のみを目的とした根拠のない削減は、断じて認められません。

地方交付税は地方固有の財源であり、その改革については、地方の役割や行政サービスの水準について、地方と十分な議論を行った上で進めるべきです。「新型交付税」など算定基準の見直しが進んでいますが、単に人口・面積で機械的に配分するのではなく、地域特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するようにします。

税源移譲を進め交付税に依存しなくてよい自治体を増やしていくことで、交付税も中小自治体に重点的に配分されることとなります。なお税源移譲が行われても、財源にかたよりがあること、社会保障や生活のナショナルミニマムを保障しなければならないことから、交付税の財源保障と財政調整の二つの役割を維持するようにします。

これまでのような国の政策遂行の手段として交付税を使うことから抜本的に改めます。

段階補正の制度の趣旨を十分に尊重し、小規模町村の財政運営に不利益が生じるような制度改革は行わないようにします。

税源移譲の際に生じる交付税原資の減額分の補てんや、毎年度の財源不足に対応するための交付税の総額確保にあたっては、交付税率の引き上げなど、交付税法第6条3第2項にしたがった制度改革を行うことを基本とします。

地方財政委員会の設置

現在国に設置されている地方財政審議会を改組し、総務省・自治体代表・学識経験者で構成する「地方財政委員会」(仮称)を創設し、自治体の財政自主権の確立の視点に立って、地方財政計画の策定、地方交付税の交付基準の策定、国庫補助負担金の削減、地方債の配分等、地方財政全般にわたる国と自治体間の事項の調整および自治体間の事項の調整を行うようにします。当面、国と地方の間で行われてきた「協議の場」の制度化を図ります。

「電子自治体」化の見直し

住基カード発行がスタートした2003年8月時点で、総務省はカードの発行見込み枚数を約300万枚としていましたが、06年3月末においても全国で約91万枚、普及率は人口比0.7%、世帯比1.8%にとどまっています。また、電子証明書発行枚数も、総務省は04年度～06年度の3年間に1000万枚発行があると予測していますが、05年2月現在でわずか7.6万枚にすぎません。財務省の「予算執行調査」で、旅券の電子申請について、導入3年で133件しか使われておらず、一件当たり費用が1600万円にものぼり、廃止を含めた見直しを行うべきだと提言しました。このように電子化の基盤とも言える、住基ネット、住基カード、公的個人認証のプロジェクト自体が大赤字の状況で運営され、IT関係は、収入をコストが大きく上回る「赤字たれ流し」の状況となっています。ITシステムの調達に関しては、類似の業務システムであっても初期構築費用及び運用・保守費用が市町村によって大きく異なっている問題や、運用・保守費用の硬直化が指摘されるレガシーシステムの問題、多額の経費をかけて構築したシステムに十分活用されていないものがある問題などが指摘されています。また、システムの導入に関して、はじめは安価でも一度導入すると後はその企業の「いいなり」にならざるをえない事例も多数あります。IT産業の利権のためではなく、住民の利便性向上につながるのかの視点できっちり見直していきます。

3、地域経済の自立に向けたさまざまな取り組みを応援します

いわゆる「三位一体の改革」によって、依存財源割合の高い山村など過疎地域の自治体財政は窮地になっています。段階補正の見直しや、新型交付税がそれに拍車をかけようとしています。一方、大型公共投資事業や外部依存では財政の自立は困難です。

地方の再生・自立を支える経済基盤の柱は、いわゆる地産地消を軸に地域の需給をまかなう産業・サービスの域内連関・循環を基本的に確保し、誰もが地域で暮らし続けることのできる雇用・賃金など経済環境を整備することです。

まさに地方解体の危機に際して、社会民主主義の理想を地方再生・自立の原理として現実化させていく努力が問われています。地域経済を日本経済全体の多極的中心として再生させることを軸に、分権・自治を支える地方経済の創造と、内需主導型経済への転換を目指します。とくに財政難の深刻な地域にあって、それぞれの地域特性に根ざして経済再生をはかろうとする「地産地消」、「地域通貨」、「福祉事業とワーカーズコレクティブ」、「福祉・環境・教育のサービス向上、経済波及、雇用創出効果」などの自主的努力こそ貴重であり、そうした努力をバックアップします。

具体的には、以下のような施策を推進します。

- ・自治体ワークシェアリング
- ・地域再生型しごと(労働)の創出
- ・団塊の世代の活用、定住
- ・第1次産業の育成と地域経済
- ・女性施策と雇用問題
- ・福祉分野への投資効果の活用
- ・自治体の使用者責任を確立するためのリビングウェッジ(生活保障給)の確保(公契約である以上、低価格に抑さえるのではなく、公正・適正な評価に基づいた委託契約を基準としてもらう必要がある)
- ・自治体非正規職員の就労問題、権利、待遇改善(育休など)
- ・指定管理者、市場化テスト、民間への業務委託についての基準とチェック体制
- ・大企業優遇の措置は、地方財政が厳しい折、厳正に見直して、税の確保を図る
- ・都市と農村をつなぐ施策づくり
- ・中山間地対策
- ・まちづくり基本条例、大型店の規制
- ・公共交通を活用したまちづくり
- ・交付税改革プランの作成(「地方共有税」、地方財政調整委員会、自治体銀行)
- ・公共投資や社会資本投資によって得られる開発利益(開発事業など各種社会経済的要因による地価上昇分、都市計画制度の特例適用による地価上昇分などの資産価値増価分)を自治体に還元する制度の創設
- ・育児の不安に応える相談所を地域につくり、親・保護者と保健婦・医師・カウンセラーらが連携を取れるよう支援体制の整備、地域にチャイルド・ケアマネ(仮称)を配置
- ・保育園、学童保育所の待機児をなくし、地域の保育ニーズにあわせた子育て支援施策を拡充
- ・ひとり親家庭への支援を充実
- ・地域の子育て経験者を活用し、子育てを支え合う柔軟な制度を検討
- ・文化財保護の予算を大幅に増やし、有形・無形の文化財保護に必要な経費は国が負担するようにする。埋蔵文化財・史跡などの学術調査にあたっては十分な予算措置
- ・地域社会全体の財産としての「歴史的環境」(優れた「町並み」や「景観」など)を守り、再

生。産業遺産を観光資源として活用

- ・民謡・民話・生活技術など民衆文化の担い手たちに対する助成・育成策を強化
 - ・住民の生活権を守りながら、「歴史的環境」や埋蔵文化財・史跡などを保存
 - ・安価な家賃で高齢者にも住みやすい住宅を大量に供給し、交通アクセスをはじめ、総合的なバリアフリーの街づくりを推進
 - ・郵便局ネットワークの活用
 - ・「地域通貨」に注目(市民の自発的・主体的参加による活動をサポートする具体的な道具
 - ・仕組みの一つとして、自律的で協同的な社会に至る「新しい共同性」の創造の試みである「地域通貨」の取り組みを支援するとともに、コミュニティビジネスを支援)
- 等々

4、「戦争する国」づくりは地域が正念場～9条を活かし、平和な社会を地域から創ります

(1)災害と「有事」は違う

2004年9月の国民保護法施行を受け、政府は、全国の自治体に対して、06年度中に市町村国民保護計画と避難実施要領を策定するように求めています。政府は、モデル計画やモデル条例、マニュアルを示すとともに、各種財政措置の充実など手取り足取りのサポートで、国の基本指針を頂点に、上意下達で市町村の計画が決められ、それに住民が従う構図が組み立てられつつあります。

しかし、災害と異なり「有事」は外交手段で防げます。大規模自然災害と異なり、「有事」は、人間の叡智と工夫で未然に防ぐことができます。国どうしの相互依存がかつてなく深まり、多様な国際機関が活躍する現代社会ではなおのことです。先の大戦では、日本は原爆や大空襲の惨禍に見舞われましたが、それは、当時、日本政府の侵略戦争の結果でした。政府の外交政策の過誤や失敗によって「有事」が発生する実例といえます。また、狭い国土に原発や化学コンビナートが林立する日本で、「国民保護計画」が想定する四つのタイプのいずれであれ万が一発生したら、国民を保護することはおよそ不可能と言わざるをえません。外敵の攻撃を避け、米軍・自衛隊の武力行使に巻き込まれることなく、すべての国民を保護、救済することが本当に可能でしょうか。

(2)各地で進む国民保護計画作り

全国の自治体に対して、政府が「国民保護法」に基づいて「国民保護計画」を策定するように求めている以上、これを看過するわけにはいきません。問題なのは、住民のほとんどが知らない間に、スケジュール消化的に重大な計画が作られ、その後はなかば強制的に「避難訓練」などが繰り返されていくことです。問題のある国民保護計画を作らせないためには、国民保護協議会の人選について注文をつけておき、協議会が設置された後は、必ず会議を公開させて議論を監視していかなければなりません。そして、計画の内容をチェックして、計画の矛盾・問題を浮き彫りにすることが必要です。

市町村国民保護計画は、国や都道府県の計画に縛られる必要はありません。平和団体や市民運動と連携した取り組みで、住民と自治体職員の安全と人権を守るための計画にするなど、独自性発揮の余地は十分あります。そのためにも要請行動や意見書提出、市民の側からの学習会など、さまざまな取り組みが必要です。07年3月までというのも政府の希望にすぎず、守る必要はないのです。

また、訓練の実施に当たって、訓練の目的や内容に問題がないか、強制になっていないかなどについて、常に検証が必要です。

(3)「有事」体制作りに対抗した平和な社会作りを

本来、「戦争の予防」こそ、国民を保護する最良の方法であり、学校や地域での平和教育の徹底、原爆資料展の開催など反戦平和の啓発活動の推進、自治体独自の平和外交、住民同士の相互交流をもっと進めるなど、「有事」体制作りに対抗した平和な社会作りをもっと地域から発進していく必要があります。

中米のコスタリカなどでは軍隊を持たないという選択を実践しています。これまでも社民党が先頭に立って非核自治体宣言や平和都市宣言運動を展開してきました。「平成の大合併」でこれらの宣言がご破算になっているところについては、再宣言の取り組みを強化しなければなりません。

注目される運動に、ジュネーブ条約などの国際人道法に基づく無防備地帯(地区)宣言運動があります。様々の限界や問題点がありながらも、政府の主導する「国民保護体制」に対する有効な反撃策の一つといえます。これに対し、自治体には宣言の主体たる権限はないとか、条例制定権を超えるなどの批判もあります。しかし、地域住民の平和と安全と人権を守るのが自治体の責任であるとするなら、必ずしもジュネーブ条約に基づくものとしてではなくても、非武装自治体条例や平和自治体条例のような形で、憲法前文の平和的生存権と憲法九条の戦争放棄・平和主義を地域に定着させ、憲法改悪反対運動へつなげていくことは可能です。

防衛白書等でも「我が国への本格的な侵略事態生起の可能性は低下」と明記されているのに、あえて非現実的な「有事」を想定して、「平時からの避難訓練」などを国民に押し付ける背景には、「別の意図」があると考えざるをえません。それは、米軍再編に関連して、軍事的「融合」を深める米軍・自衛隊が海外で軍事行動を起こした時、それを国民総動員で支援する「平時からの態勢づくり」です。戦争に備える態勢づくりは、アジア諸国の不信と警戒心を高め、日本の孤立を招きかねません。

私たちは、悲惨な戦争の被害と禍害の体験を踏まえて、「政府の惨禍による戦争」を起こさせないことと、「平和を愛する諸国民の公正と信義」を信頼することを誓ったのではなかったのではないのでしょうか。

第3部 5つの挑戦

1. 人間らしい労働

国際競争力を取り戻せ、利益の質を強化せよ、という経済界の掛け声と並行して、90年代後半から、政府の「構造改革」による労働市場の規制緩和が強引に進められてきました。その歪みは、契約社員、パートタイマー、アルバイト、臨時社員、派遣社員、請負社員といった非正社員の急増・固定化とリストラによって減らされた正社員の労働強化に現れています。

長時間過重労働、成果主義・能力主義の激化、安易な配転や解雇、職権を利用した嫌がらせやいじめなど、職場環境の悪化で、正社員はうつ病、過労死・過労自殺と隣り合わせの状態におかれています。

一方、「均等待遇」という視点を欠いた多様な雇用形態の拡大によって、非正規社員は、低賃金で雇用の打ち切りが可能な労働力として、構造的に企業の底辺に組み込まれ、若者、女性を中心に自ら望んで非正規社員になったのではない層が増えています。

雇用の二極化による所得格差の拡大によって、最低限度の生活を営めない勤労世帯、いわゆるワーキングプアの出現は深刻な事態です。さらに、正社員は長時間過重労働で、非正社員は働き続けることに将来の希望が持てないことから、仕事と家庭生活の両立が困難となり、日本は少子化から抜け出せない、あるいは社会保障制度が持続できないなど、社会不安の要因にもなっています。

このような状況にもかかわらず、経営者団体は、長時間労働や残業手当の不払いを認める「自律的労働時間制度」(日本版ホワイトカラー・イグゼクティブ)や一定の金銭で解雇を合理化する制度を検討し、さらなる労働分野の規制緩和を進めようとしています。働く者を守る労働法制の基本原則が危機にさらされています。

人こそが富を生み出す源泉です。一刻も早く、働く人びとの命と健康、生活が脅かす「雇用破壊」を止めなければなりません。社民党は、働くことに誇りが持てる社会、自活して生活できる賃金が保障される社会、努力すれば報われる社会を目指します。均等待遇の徹底、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現、性別役割分担の解消によって、人間らしい働き方を実現していきます。

1. パートタイム等労働者の均等待遇を確保する法律をつくります

パートタイマー、アルバイトなど、多様な雇用・就労形態が拡大しています。労働者の権利を明確にし、雇用の安定と公正な労働条件を確保することは急務です。「同一価値労働・同一賃金」原則にもとづいて、パート労働者等の均等待遇原則を確立します。

「パートタイム等労働者と通常の労働者との均等待遇の確保等に関する法律」をつくります(現行の「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を改正して実現)。

(法案内容)

- ・賃金その他、労働条件に関する通常の労働者との差別的取り扱いを禁止する
- ・均等処遇を前提に、ライフスタイルにあわせてフルタイム、パートタイム労働の双方向の転換を可能とする

- ・違反した事業主が厚生労働相の勧告に従わなかった場合はその旨を公表する

ILO 175号パート労働条約を早期に批准します(ILO 175号パート労働条約:パートタイム労働は労働者が自由に選択すべきものである、労働者の権利と労働条件は比較しうるフルタイム労働者と均等とすべきである)。

2、使用者に都合のよい「労働契約法」に反対し、労働者のための「労働契約法」をつくります

採用方法の多様化、成果主義の導入、非正規労働者の増加などにより、人事管理が非常に複雑化しています。これに加え、労働条件の引き下げや解雇の増加、企業組織の再編により、個別労使紛争が急増しています。しかし、労働基準法や労働組合法では、これらの変化に対応することができず、迅速な解決を望むことができないのが実情です。また、採用、内定、配転や転勤、出向、転籍、人事評価、退職・解雇などに関する個別労使紛争は、裁判所の判例が解決の基準の一つとされているため、解決結果を予測することも困難です。

今年4月から労働審判制度が始まりましたが、判例に頼る不安定性、不透明性を解決するためには、雇用契約の基本ルールを明確にする労働者のための新しい法律「労働契約法」が必要です。

現在、労働政策審議会(厚労省の諮問機関)では、来年の通常国会に向けて、「労働契約法」の検討が行われています。しかし、使用者側の意見は、労使委員会(過半数の従業員の代表)同意があれば、会社が就業規則を変更して賃金など労働条件を切り下げることができる、一定の金銭で会社が労働者を解雇できるなど、到底、受け入れることのできない内容です。

社民党は、労働者の権利を奪う使用者主導の「労働契約法」について、断固反対します。別途、雇用の安定と労働条件の明確化を図るために、「労働契約法」と「労働者代表法」をつくります。

3、長労働時間、不払い残業に対する規制を強化します

不払い残業等の強要に象徴される不法行為根絶に向けた監督・検査体制の強化および長時間の時間外労働や休日労働に対する実効ある法規制を進めます。

均衡・均等待遇原則に基づくワークシェアリング(仕事の分かち合い)を根づかせるための公的支援策を整備します。ワークシェアリングにより雇用を創出し、横暴なりストラや過労死・過労自殺などを防止します。

時間外賃金割増率を引き上げます(50%引き上げを検討)。

「自律的労働時間制度」(日本版ホワイトカラー・イグゼンプション)に反対します。経営者団体は、働かせ過ぎの職場環境を改善するどころか、労働時間法制(労働基準法)を見直して、米国のホワイトカラー・イグゼンプションを模した「自律的労働時間制度」を導入するよう要望しています。現在、管理職は、時間外の割り増し賃金の支払い対象から除外されていますが、同制度は、それを研究開発職や企画職のような本人裁量で時間管理をしているホワイトカラー層にまで広げようとしているのです。労働時間の制限はさらに後退し、割り増し賃金の不払い制度は認証され、過重労働が拡大する恐れがあります。また、日本ではブルーカラーにも適用の範囲が拡大されかねません。

4、雇用の継続を保障する法制度を充実します(横暴なりストラ、雇い止め、短期・反復雇用を制限)

(1) 解雇の制限ルールの確立

判例法上の整理解雇に関する「4要件」(整理解雇の必要性 整理解雇を回避するための努力 整理解雇の対象労働者の選定基準の合理性 対象労働者・労働組合への説明・協議)を雇用者に厳守させます。さらにこれらに加え、「雇用創出型のワークシェアリング」(時間外・休日労働の削減、所定労働時間の削減方法によって、ワークシェアリングを実施し雇用を確保することを使用者に義務づける)を新要件として追加します。

(2) 解雇予告制度の拡充

予告期間は現行労基法第20条の「少なくとも30日前」としている原則を完全履行させます。

当該労働者の「勤続年数に比例した解雇予告期間」の保障に取り組みます。

(3) 実効ある年齢差別の禁止

雇用対策法第7条を改正し、募集・採用における年齢差別を禁止します。

ILO111号条約(雇用及び職業における差別待遇)の早急に批准します。

(4) 再雇用についての配慮

使用者が、法的に有効と認められる整理解雇を行った後に、新たな労働者の雇い入れを行う場合には、整理解雇によって退職した労働者の中で「退職時に再雇用を希望する旨」を申し出ている労働者について、優先的に雇用する「特別の配慮」を使用者に義務づけます。

(5) 雇用を継続するための「配置転換・出向」についてのルール化

リストラ目的の人事異動において、雇用を失ったり、あるいは「意に反する配転」をもたらすことのないように、「配置転換・出向」制度におけるガイドラインの制定を図ります。

5、職業能力のアップ、就労支援を強化します

ハローワークの機能を抜本的に強化し、再就職支援が必要な求職者ごとに処方箋を示し、きめ細かな職業相談・職業能力開発・職業紹介サービスを一体のものとして提供できるマンツーマンの「個別就職支援システム」を整備します。

仕事と人を結びつける人材を養成、確保します。NPOなどを活用します。

公共職業訓練校の訓練内容等の大幅拡充・改善を進め、再就職に向けステップアップできる技能取得の「再教育機関」としての機能を強化します。

地域の特性を活かした産業と雇用対策が相互に連携をとれるように、地域産業、自治体、国、民間などが集まる協議会の設置を検討します。

6、非正規雇用労働者の社会保険制度(年金、健康保険、雇用保険など)加入を積極的に推進します

条件を満たしているにもかかわらず、労働者を社会保険に加入させないという、違法、脱法的な社会保険未加入者をなくします。

非正規雇用労働者の社会保険制度加入を積極的に推進します。

7、最低賃金を引き上げ、すべての労働者の生活の安定を図ります

日本の地域別最低賃金の全国平均額は、時給673円です。フランスは1,148円、イギリスは1,039円、諸外国に比べ非常に低い水準(購買力平価換算)に設定されています。

東京都の最低賃金(時給719円)で月150時間働いた場合、月の賃金は10万7850円ですが、20代単身で、生活保護を受けた場合、最低生活費として受け取る額は13万7400円です。日本の最低賃金の水準が、労働者が生活できる基準に達していないうえに、若者が自活できない額であることは明らかです。非正社員の賃金が地域別最低賃金を基準としていること、非正社員の比率が、すでに労働者3人に1人の割合に達していることを直視し、最低賃金を引き上げます。

憲法25条にもとづく現行の生活保護水準を下限として、最低賃金の水準を大幅に引き上げます。

ナショナルミニマムの基軸として全国一律の最低賃金制度を確立します。

システムエンジニア、介護ヘルパーなど、技能職や専門職の賃金ダンピングを防ぐために、職種別最低賃金の設定を検討します。

ILO第94号条約の早期批准を行うとともに、同条約に基づく、公契約法、自治体の公契約条例を制定します。国、自治体が民間会社に公共サービスの委託や、公共事業を請け負わせるにあたって、公契約の下で働く労働者に対する公正な労働基準を確立します。

8、若者の雇用に積極的に取り組みます

自治体が発注する事業入札について、若者の正社員比率の高い企業を優先させる制度にするなど、若者の仕事をつくります。

職業体験、職業訓練、キャリアアップ、職業紹介、起業の機会を充実します。高校中退者、就職氷河期の若者への対策を行います。能力開発や資格取得を国が支援する「教育訓練給付金」の対象拡大、内容の充実を図り、雇用保険料の積立金(06年度予算で約3兆3800億円)を活用します。

職場での悩み、求職、職業訓練など、若者の仕事に関する総合相談窓口を設置し、専門員によるコンサルティングを含め、きめ細かな対応で雇用に結びつけます。

若者の経済的自立への総合的な取り組み(住宅、生活資金貸与、子育て支援など)を推進します。

9、雇用の男女平等とライフ・ワーク・バランスを推進します

男女共通の労働保護規制(長時間・深夜労働等)とライフ・ワーク・バランスの実現に取り組みます。

育児・介護休業法の改正(非正規労働者に適用を拡大、休業給付40%を60%に)を行います。

男女雇用機会均等法の改正(ポジティブ・アクションの導入、間接差別の限定を解除)に取り組みます。

10、障がい者の就業機会を拡大します

国、地方公共団体、民間企業に課せられた障がい者の法定雇用率を早期に実現させます。

最低賃金と障害者の賃金の差を税金で穴埋めする「保護雇用制度」(例えばスウェーデン)、企業から障がい者グループに委託された仕事を企業の法定雇用率に換算できる「見なし雇用制度」(例えばドイツ、オランダ)を検討します。

障がい者の就業機会の増大および就業率の向上に結びつくよう、都道府県、市町村の「地域障害福祉計画」を策定します。

ジョブコーチを増やし、障がい者が職場で活躍できるよう援助を強化します。

11、働く者の権利を学ぶ教育を確保します

学校教育のなかに、労働基本権に関する学習を組み込みます。

労働行政、社会教育などにおいて、労働基準法や労働組合法など、労働者の権利と雇用の義務を知らせる教育機会を保障します。

12、労働安全衛生対策・メンタルヘルスカを充実します

労働者の健康を保持するために、健康診断、治療はもとより、メンタルヘルスカの充実、休養の確保、職場環境の改善に取り組みます。

非正規労働者の雇用保険加入の促進、元請けの責任を明確化することで、労働者の労働安全対策と労働災害補償を行います。

2. 安心の社会保障

～ 年金、医療、介護、障害者、生活保護、子育て

政府の構造改革によって、医療、年金、介護、障がい者福祉など社会福祉制度の改悪が相次いで行われました。公的支出の削減と国民の負担増を強引に進めた結果、もっとも社会保障が必要な低所得者や社会的困難を背負った人びとが制度から排除されるという深刻な事態がおきています。

保険料を払えずに国民健康保険証が取り上げられる、障がい者の食事やトイレ介助にも利用料が課せられる、生活に必要な介護やリハビリが一律にカットされる…。所得格差、健康格差、生活水準の格差が拡大しています。一刻も早く、改悪を見直し、国民の信頼を取りもどさなければなりません。

一方、現行の社会保障制度は、右肩上がりの経済成長を背景として、一家の大黒柱が終身雇用制度のもとで働くことを前提に、企業内・家庭内福祉を含んで設計されています。雇用と生活形態の大きな変化と迫り来る高齢社会に対応するためには、抜本的な社会保障制度の見直しは待ったなしの課題です。

社民党は、基礎年金を最低生活費と規定し直して、老後の生活の安定を図ります。さらに、若者支援、出産・子育て支援、長期失業者の再就職支援、高齢者・障がい者の雇用と社会参加の促進など、人生の節々に力点を置き、性別、年齢にかかわらず、一人ひとりの能力が発揮できよう積極的な福祉政策を行います。

1、年金～信頼の年金制度を確立します

(1) 税を基盤とする安心の新年金制度へ

公的年金制度は、保険料が2017年度まで毎年引き上げられ、逆に、受け取る年金額は徐々に抑制されています。また、政府が約束している給付水準(モデル世帯で現役世代の平均手取り賃金の50.2%)は、その前提(出生率、納付率等)が、すでに崩れ始めています。また、収納率の向上をみせかけるために、社会保険事務所が本人に無断で行った国民年金不正免除・不在者扱い事件は、社会保険庁のみならず、年金制度そのものの抜本的な見直しを迫るものです。

社民党は、働き方や生活スタイルによって異なる複雑な年金制度を一元化し、基礎年金を最低生活費と規定する「基礎的暮らし年金」(一階建て部分/全額税方式/だれでも必ず月8万円)を創設します。また、「所得比例年金」(二階建て部分)を組み合わせることで老後の生活の安定を図ります。

「基礎的暮らし年金」の創設

目的 : 一人ひとりの老後の最低生活保障という観点から、現在の国民年金(基礎年金)に替わるものとして創設

支給 : 月額8万円 * 生活扶助基準は68歳単身世帯で8万820円(東京都区部等)
65歳以上(居住期間を要件とする)

財源 : () 税(所得税、法人課税など)

() 企業が負担する保険料の半分

(雇用している労働者の賃金総額に一定比率をかけて算出。比率は大企業と中小企業とで差をつけ経営力の弱い中小企業の負担を軽減する。企業が負担する保険料は、雇用者、自営業等の区別なく年金制度全体の財政基盤を強めるために使う)

()国民の保険料負担は求めない

「所得比例年金」(二階建て部分)

目的 : 老後の安定した生活を図るために、「基礎的暮らし年金」の上に創設

財源 : ()所得に応じた国民からの保険料。働き方等にかかわらず全員同率。保険料率は現行の厚生年金保険料14.6%の2分の1(労働者分)を基準に調整する

()企業の保険料の半分(の)

その他

- ・高額所得者については、保険料、受給額とも一定額で上限を設ける
- ・夫婦はそれぞれの年金額を足して2で割る二分二乗方式を採用する
- ・現制度から新制度への移行期間をおく
- ・新年金制度(完全一元化)について国民的な議論を保障することが必要

(2)直ちに着手する課題

パートタイマーなど非正規労働者の厚生年金への加入を促進し年金権を確立

- ・週労働時間(20時間以上)あるいは年収の一定額(65万円)以上のいずれかの条件に合致するパートタイマーを厚生年金の対象とする
- ・パートタイマーの厚生年金加入を行った中小企業に対してインセンティブ(例えば保険料企業負担分の減免措置、減税、補助金など)を行う。

残留孤児、定住外国人の無年金、低年金問題について救済策

- ・最低生活保障の観点から公的な支援金出す。基礎的暮らし年金の創設によって抜本的な解決を図る

年金積立金の監視

第三者機関による監視委員会を設け、年金積立金の運用について再度検討を行う。毎年の運用状況などについて国会への報告を義務付ける。

社会保険庁の改革

データの管理、サービスの充実など、信頼される組織形態へ抜本的な改革を行う。

2、医療～安心と安全、納得の医療を実現し、医療格差、健康格差をなくします

政府・与党は、06年6月に医療制度改革関連法を強引に成立させました。主な狙いは、今後予想される高齢者医療費の伸びを抑制することです。高齢者の窓口負担が、06年10月と08年4月の二段階で引き上げられるほか、70歳以上の療養病床入院患者の食費・居住費は全額自己負担となり、高額療養費の自己負担上限額も引き上げられます。また、「社会的入院の解消」を名目に、慢性患者が入院する療養病床を大幅に削減する予定です。

健康保険制度の再編も行われ、08年4月からは、75歳以上の高齢者と65歳以上の障害者が入る後期高齢者医療制度が始まります。同制度は、医療費の管理を他の世代と別枠で行うため医療格差が心配です。また、全加入者から保険料を徴収(年金天引き)し、滞納すれば保険証が取り上げられるという点も問題です。政府管掌健康保険は08年10月から、全国単位の公法人「全国健康保険協会」が運営します。都道府県ごとに支部をつくり財政運営を行うため、現在、全国一律の保険料に格差が生じてきます。

一方、都道府県や各保険者には、生活習慣病対策を通じた医療費抑制が義務付けられます。目標が達成できない場合には、保険料の引き上げや個別の診療報酬を策定できることとなります。生活習慣病予防を目的に、健診や健康指導が義務付けられますが、その費

用負担は受診者にはね返ってきます。

経済財政諮問会議等の強い要請により、お金がなければ受けられない医療を拡大する「混合診療」が実質的に解禁されました。さらに、治療費の一定額までを保険外とし全額患者負担にする「保険免責制」も検討されています。政府の医療制度改革は、国民の健康を守る国の役割を弱め、地方自治体や保険者、国民の自助努力に責任を押し付ける非常に問題の多い内容といわざるを得ません。

「病院がつぶれる」「医師がいない」「出産する場所がない」...、地域医療の崩壊は深刻さを増しています。所得格差が拡大するなか、国民健康保険の保険料が払えず保険証が取り上げられた世帯は32万件に達し、国民の命と健康は危機に直面しています。

日本の医療費水準はOECD加盟先進7カ国中6番目の低さです(国内総生産GDP比7.9%、平均9.8%、2002年)。逆に、日本の医療費自己負担割合は同7カ国で一番高いのです(17.3%、米国14.1%、2005年)。安全かつ安定した医療を確保していくためには、これ以上、医療費抑制策に走るのではなく、必要な所に効率よく適切に、財源と人材を投入していくことが急務です。

社民党は、人びとが地域で安心して暮らせるよう必要な医療の確保を最優先の課題とします。国民の健康権・生存権を保障するために、医療保険制度、医療提供体制、診療報酬体系の整備を行います。

(1) 地域に必要な医療を確保

世界保健機構(WHO)の報告(2006年4月)によると、日本の1000人当たりの医師数は1.98人で、OECD加盟先進諸国の中で最低水準です。医療費抑制のために踏襲してきた医師過剰論を捨て、高齢社会、地域の変化など、実態に即した医師の需要を適格に把握し、医師の養成、適切な配置を行います。

専門性を必要とする病院と日常的な医療や健康相談が受けられる「かかりつけ医」となる診療所の役割分担を明確にします。そのうえで、病診連携の体制を構築し、地域の円滑な医療供給体制をつくります。

救急医療、へき地医療、産科・小児科など不足する診療科目の補充、先駆的な医療や難治性の疾病等に関機能など、重点細目を整理し、公立・公的病院か民間病院かを問わず、両者を対等な立場において、病院、医師の確保に公的資金を投入します。

大学と地域の病院と都道府県が一体になって医師育成機構を設置します。地域の第一線で総合的診療ができる医師を育成し、安定的な医師供給体制をつくります。同時に、専門医になるための訓練や総合診療医としての技量を向上できる環境を整えます。

地方病院への就職を誘導する医大生への奨学金制度の創設、へき地医療の経験を専門性として認定するなど、地方勤務を評価する制度をつくります。

地域の医療を守り、充実させていくためには、住民・患者、医療機関、自治体、相互の理解が必要です。それぞれの代表が集まる医療評議会をつくり、地域医療計画などの協議、決定に意見を反映します。

出産の8割は医療を必要としない自然なお産で、助産師が手当できるものです。地域の拠点病院に医師を集める集約化によって、地方の産科病棟を閉じるのではなく、助産師外来や院内助産所を開設することによって出産の場を確保します。また、妊産婦の満足度が高い開業助産師を支援強化します。

女性医師が復帰できる研修、子育て支援、複数で仕事を分け合う勤務態勢など工夫をし、女性医師を積極的に活用します。

小児救急、産科、麻酔科などについて診療報酬上の評価を行います。

(2)患者の自己負担増をストップ

患者負担の引き上げは、経済的に受診を抑制します。早期受診を阻むことは重症化や医療費の上昇につながります。これ以上の患者負担増は行わず、70歳以上の医療費自己負担は1割、現役並み所得者は2割に戻します。

70歳以上の療養病床入院患者に関する食住費の全額自己負担化による影響を調査し、きめ細かな低所得者対策を行政が行う仕組みをつくります。

治療に必要な医療は、原則としてすべて公的保険で給付すべきです。保険診療と保険外の自費診療を併用する混合診療の解禁は認められません。新しい医療や高度な医療技術は、安全性、有効性、普遍性が確認される場合は迅速に保険適用を図ります。また、差額ベットなど、例外的に自費併用を認める部分の拡大を制限します。

高額療養費は上限額のアップを凍結します。、医療費1%の加算部分を廃止し、定額部分のみのわかりやすい制度に変更します。

(3)無保険者をなくし、医療を受ける権利を保障

パート、アルバイトなどを含め、すべての被用者を組合健保または政管健保に加入させることを義務づけます。中小零細企業や個人事業主については、実態に即して、雇用主負担割合の減免措置を講じます。

国民健康保険料は、医療費を按分して負担を課す現行方式を見直し、所得に応じて累進的に負担する応能負担方式に改め、払える保険料にします。

国民皆保険制度の趣旨から、資格証明書を義務づけた法律を廃止し、保険料滞納者であっても正規の保険証を交付する制度に変更します。

(4)地域医療の活性化で老人を含む医療費を抑制

健康診断や保健指導で病気を予防する先進的な地域の取り組みに習い、自主的な地域医療の活性化で老人医療費の抑制に取り組みます。

新設される高齢者医療制度は世代を分断し、高齢者への医療内容に格差をつくるものです。年齢で区切った独立方式の高齢者医療制度は取らず、現行の二次医療圏を適正な規模に再編し、地域医療に基礎を置く地域保険制度への一元化を検討します。

今後、都道府県は市町村との連携のもとに、医療計画、医療費適正化計画、保険事業支援計画、健康増進計画、地域ケア整備計画構想を担うこととなります。各自治体の取り組みが発揮できるよう、権限と財源の移譲を行います。

都道府県・市町村の一般会計における医療費の持ち出し分について、国から適切な財政支援措置を行うことによって、地域の医療格差を是正します。どこにいても、医療を公平に受けられる権利を保障します。

国保運営協議会、医療対策協議会等や「健康増進計画」「医療費適正化計画」などの策定に、住民の意見が反映できるよう仕組みを整えます。また「自分たちの健康は自分たちでつくる」「地域の医療を地域住民が支える」という意識改革を行い、地域の健康増進、地域医療の確保を進めます。

(5)予防、健康増進、リハビリテーションなど健康づくりの推進

早期発見、早期治療はもとより、積極的な健康増進、休養から社会復帰までの支援を、国・地方自治体が系統的に行い、生涯にわたる健康づくりを推進します。さらに各保険者が保険者機能を発揮して健康増進を行うとともに、企業が雇用者の健康管理に責任を負うことで、相乗的な効果をあげます。

食生活の改善、日常的な運動、喫煙・飲酒対策など、地域、職場、学校を通して、生活習

慣予防対策に積極的に取り組みます

機械的な日数のみでリハビリテーションを打ち切りではなく、個々の患者の必要性に応じて、リハビリテーション医療を提供できるよう条件を整えます。

(6) 医療費抑制政策から医療の効率・質を重視する政策へ転換

過度な医療費抑制は医療現場を荒廃させ、公平性を崩し医療格差を拡大させます。政府が行うべきは、医療の質と効率の向上を図るために医療費を投入し、それ以上の業績を上げることです。

医療の質、公平さを含めた総合的な評価基準(医師の養成数、主な死因による死亡率の低下、入院待機者数、医療従事者の職業満足度など)を設け、医療費の費用対効果をチェックする仕組みを導入します

国が国民に情報を公開し、説明責任を果たしながら真の医療制度改革を進めます。

(7) 勤務医等医療従事者の労働環境を改善

日本の医療は、医療従事者の長時間労働によって支えられているのが実情です。特に産科、救急などの病院勤務医は連日の激務によって破綻寸前です。労働時間の制限、超過勤務時間の制限、医師、看護師の配置を手厚くするなど、労働条件の改善を図ります。医療労働者が希望と誇りをもって働くことのできる職場に改善します。

医療従事者の生活の安定、質の向上によって、医療ミス・医療過誤の防止と医療資源の確保を図ります。

(8) 医療と介護・福祉の連携を強化

在宅療養や在宅介護に訪問診療は不可欠です。自宅と全介護施設で医師、看護師の訪問診療を行えるようにします

老々世帯、独居世帯が急増する実態を踏まえ、療養病床の削減計画(2011年度までに現在38万床ある療養病床を6年間で15万床まで削減)を見直します。「社会的入院」の解消を図るためには受け皿整備が急務です。居住の場の確保、在宅医療の整備、介護サービスの確保を進めます。

患者の尊厳が最後まで保持できるよう医療と介護の両面からターミナルケアを充実します。

(9) 患者の権利の確立

自己決定の原則にもとづく患者本位の医療を実現するために、インフォームド・コンセント(十分な説明と理解・納得しての同意)を徹底させます。併せて、患者が納得できる療法を選択できるようセカンド・オピニオン(診断や治療方針に関する主治医以外の医師の意見)を推進します。

カルテ開示の法制化やレセプト(医療費明細書)の開示を早急に進め、患者や家族が医療記録を知る権利を保障します。

「医療基準監督局」(仮称)を設置し、医療事故の原因調査、再発防止のために、医師の事故報告の義務化や安全指導を行います。また、被害者救済のための公的医療賠償を創設します。

患者本位の医療を確立するため、「患者の権利基本法」(仮称)を制定します。

(10) がん対策・難病対策を充実

がん対策基本法をテコとして、がん医療水準の向上と均てん化を図ります。

・一般向けや医療関係者向けの情報提供、がん診療の支援、がん研究・研修、がん登録制を進めます。

・海外で実績のある治療薬の早期認定、専門医の養成などに取り組みます。

・たばこ価格を引き上げ、増税分をがんの早期発見、健康増進事業に充てます。

難病の治療法の確立を図るため調査研究費を増やすとともに、特定疾患の対象を拡大します。また、難病患者の治療の確保、負担軽減、療養環境の向上の観点から難病対策基本法をつくります。

(11) 医療被害者の救済制度を確立

血液製剤の使用で感染したC型肝炎患者問題などで、政府の責任を追及するとともに、被害を受けた患者の迅速かつ円滑な救済を図るために、医療被害・薬害救済制度の確立を急ぎます。

(12) 「もの」より「人」「技術」へ、診療報酬体系を見直し

薬価基準制度を見直し、公設の医薬品市場で公開競争入札による価格形成システムを導入することにより、薬価決定の透明化と適正化を図ります。

診療報酬は、技術、人的配置、時間などについて引き上げ、医療材料や医療機器などは、内外価格差、官民価格差などから適正化価格に見直します。

過剰な診療を招く誘因となっている出来高払い中心の診療報酬制度を見し、慢性疾患などに対して定額払いを導入して、不必要な入院期間の短縮を図ります。

3、介護～だれでも安心して利用できる介護制度を実現します

05年の介護保険制度見直しによって、要介護の軽いお年寄りについて生活援助や福祉用具の利用が大幅に制限され、利用者、家族から、介護保険制度への不信、不満が募っています。また、介護施設の居住費・食費が原則、全額自己負担となったことにより、退所を余儀なくされたり、ショートステイやサービスの回数を少なくする高齢者も増えています。もともと逆進性が強く、低所得者にとって利用しにくい仕組みである介護保険が、制度の見直しによって、さらにその欠陥が増幅されてしまいました。このままでは、保険料が年金から一方的に徴収されるものの、所得の低い高齢者が、必要なサービスを利用できないということになってしまいかねません。

社民党は制度見直しの影響を点検し、一律的なサービスの削減に歯止めをかけるます。また、「介護の社会化」「利用者の自己選択・自己決定」にもとづく制度の原点に立ち戻り、安心の老後を組み立てます。

(1) 高齢者が尊厳をもち、その人らしく生きることをサポート

在宅でも施設でも、安心して生活が続けられるよう基盤整備を重点化します。

地域間格差の是正を行います。

夜間や休日の家族介護を前提にしている現行の在宅サービスを改善します。

緊急時およびターミナルケアを支える医療サービスとの連携体制を強め、重度者の介護を支えます。

認知症ケアのマネジメント支援、家族に対する相談・支援体制を強化します。

(2) 介護給付費の国庫負担率を引き上げ

国の介護給付費負担金(25%)を30%に引き上げ、調整交付金(現在国の負担金枠内の5%)を別枠にし、保険者の財政安定を図ります。

(3) 介護拠点となる地域包括支援センターが十分に機能するよう国の支援を強化

(4) 「地域密着型サービス」を推進

市町村が責任をもち、高齢者の住み慣れた地域での24時間体制で支える「地域密着型サービス」(小規模多機能施設など)の需要が高まっています。しかし、三位一体改革で都道府県向けの施設整備交付金が廃止(一般財源化)され、設置が滞っています。この状況を改善するために基盤整備の拡充を図ります。

(5) 介護保険施設(特養ホーム、老人保健施設、療養病床)の必要数を確保

療養病床の削減は、地域の受け皿つくりとセットです。居住の場の確保、在宅医療の整備、介護サービスの確保を進めます。

ひとり暮らしや夫婦の高齢者が集まって生活する「グループリビング」、高齢者専用住宅等を増やします。

(6) 介護労働者の労働条件を改善

介護職の離職率は、年間22%と他の産業と比較して非常に高いのが現状です。早急に賃金を含む労働環境を大幅に改善します。

軽度要介護者に対する介護報酬が引き下げられたために、事業所の運営難や「ケアマネ難民」という事態が生じています。状況を点検し、報酬の改善を行います。

ケアマネジメントの公正、中立性を守るために、ケアマネジャーが事業所から独立できるよう介護報酬を改善します。

ホームヘルパーに関するサービス事業所の過剰なマージンを規制し、介護保険報酬が賃金として労働者に支払われるよう指導を行います。社会保険(労災保険、雇用保険等)の加入を徹底させます。

安い労働力として使い捨てが懸念されるフィリピンなど海外の介護士受け入れについては反対します。

(7) 高齢者の健康づくりを推進

介護予防ケアプランの効果を検証し、予防給付の点検、改善を行います。

介護保険の訪問リハビリ、通所リハビリについて十分な整備を行います。

(8) 高齢者虐待防止法の機能強化を

高齢者虐待防止法の実効性を高めます。

行政が高齢者虐待について、的確な調査を行えるよう、弁護士、医師、ケアマネジャーなどの連携を深めます。

(9) 地域の創意工夫が十分にいかされる制度に

保険者である自治体の権限と財源を強化します。

による介護保険施設、居住系施設の総量規制を見直します。

(10) 保険料を累進制に基づくきめ細かい多段階制に見直し

(11) 低所得者対策の強化

所得による利用料の減免措置を検討します。

介護施設の食住費の自己負担に関しては、所得保障の観点から、保険料ではなく税による捕捉給付を行います。

(12) 介護保険制度と「障害者自立支援法」の安易な統合に反対

本来、介護保険は年齢で区切るべきではありません。介護基盤整備強化の面から介護保険と障がい者の福祉サービスの共通化は重要な課題です。しかし、「障害者自立支援法」で応益負担の深刻な問題点が明らかになっています。障がい者施策は、介護サービスのほかに、教育、就労など自立と社会参加の課題があります。介護保険法と「障害者自立支援法」の安易な統合は、これらの課題を後退させる危険があります。保険料の徴収拡大を第一の目的とする被保険者の拡大には反対です。統合については、当事者を交えた幅広い議論が必要だと考えます。

4、障がい者～障がいを持っても共にくらす社会を実現します

2006年4月から「障害者自立支援法」が施行され、障がい者の施設や居宅支援の利用に応益(定率1割)負担制度が導入されました。その影響は、施設退所、作業所への通所断念、ホームヘルプサービス利用の制限などの形で、障がい者の生活を直撃し、生活水準の低下を引き起こしています。また、障がい者施設は、報酬単価の引き下げや日払い化によって、運営の継続が困難な状況に追い込まれています。

障がい者の生活実態を重く見た地方自治体は、サービス利用料・自立支援医療費について独自の負担軽減策(都道府県・90市区の4割が実施または予定/06.9.25付朝日新聞調査)を行っていますが、施行直後から、軽減策を講じなければならない事態は、そもそも法の制度設計に無理があったといわざるを得ません。さらに、4月からの応益負担に加え、10月からは、新サービス体系への移行、新たな障がい程度区分に基づく支給決定などが始まり、障がい者、家族、事業所への影響は、さらに深刻さを増しています。

06年8月、国連特別委員会では、障がい者の権利条約案の合意がなされ、年内に国連総会で条約が採択される予定となりました。世界の潮流に鑑み、真に障がい者に対する差別を撤廃し、障がい者の自立と社会参加を求める立場から、社民党は、「障害者自立支援法」を抜本的に見直し、ノーマライゼーションの社会づくりを進めていきます。

(1) 障がい者の自立と社会参加の推進

障がい者の地域生活と自立を実現するために、社会基盤(就労の場、人の支え、住居など)の整備を強力に推し進めます。

(2) 障がい者差別禁止法の制定

障がいを持つ人へのあらゆる差別を禁止する、実効的な障がい者差別禁止法を制定します。日本の障がい者定義を国際的な基準にあわせて拡大します。

国連総会が障がい者の権利条約案を一刻も早く採択し、日本が率先して条約に批准するよう政府に働きかけます。

千葉県「障害者差別禁止条例」(福祉サービス、医療、商品・サービスの提供、労働者の雇用、教育、建物・公共交通、不動産取引、情報提供などにおける障がい者差別の禁止)制定を受けて、各自治体におき障がい者差別禁止条例の制定を推進します。

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法に続き、障がい者虐待禁止法を検討します。

(3)「障害者自立支援法」の抜本的見直し

法施行による障がい当事者、家族、事業者、地方自治体への影響調査を早急に行い、同法を抜本的に見直します。

応益(定率1割)負担制度を凍結します。特に、授産施設など就労支援施設にかかる利用料負担、障がい乳幼児の療育に関する応益負担については、障がい者の就労保障、子ども福祉を最優先させるという観点から応益負担をやめて、公的責任による施策にもどします。

自立支援医療の実施により、公費負担を受けられる対象が大幅に制限され、患者・家族の負担が急増しています。障がい者・障がい児が安心して医療を受けられるよう、同法から自立支援医療を切り離し、従来の精神通院医療、育成医療、更生医療にもどします。

障がい者程度区分の認定については、知的障がいや精神障がいの判定が、実際の障がい程度より軽くなるなど、生活の実態を反映することは非常に難しいことが指摘されています。介護保険制度に準じた判定基準を当てはめるのではなく、障がい当事者の個々の生活ニーズにもとづく支給決定の仕組みに作りかえます。

地域生活支援事業(相談支援、移動支援など)は、国の裁量的経費であり補助金によって事業内容が制限されます。自治体の積極的な取り組みが可能となるよう地域生活支援事業の予算を大幅に増額します。また、移動支援は国の義務的経費とし、障がい者の社会参加を保障します。

(4)障がい者の雇用環境を整備

法定雇用率の達成を促し、援助付き雇用など雇用環境を整備し、最低賃金制度の適用除外を撤廃します。

(5)障がい者の抜本的な所得保障

社民党は、現行の基礎年金を最低生活費と規定する「基礎的暮らし年金」を提案しています。これに連動させながら「障害基礎年金」の拡充を図ります。

(6)共に学ぶ教育

世界の潮流であるインクルーシブ教育を実現し、障がいを持つ子どもと、持たない子どもが共に学び育つ統合教育と統合保育に取り組みます。

(7)共に暮らすバリアフリーの街づくりを推進

移動制約者のための交通条件をはじめ、縦割り行政の弊害を排したバリアフリーの街づくりに向けた法整備や自治体の取り組みを支援します。

補助犬の育成について育成目標と育成計画を策定します。公共、民間を問わず、一般市民が利用できる全施設への補助犬の同伴が可能になるように、啓発・広報を推進します。

(8)欠格条項の廃止

障がい者の権利・行動を制限する欠格条項については、全面撤廃に向け取り組み、資格取得に必要な要件を希望者が満たしているか否かのみで判断します。また、資格試験において手話通訳や点字試験用紙を準備するなど、試験における障壁をなくします。

(9)情報アクセスの保障(字幕、手話、災害時の情報伝達、EYEマークなど)

・障がい者の情報・コミュニケーションを保障するため、手話通訳や点字保障を推進します。・

障害者に使いやすい情報機器の開発や導入補助など、デジタルデバイド(情報格差)を解消してIT保障を進めます。

- ・災害時の障がい者への情報伝達など避難体制の整備を進めるために、必要なガイドラインの作成や市町村への財政援助を行います。
- ・視覚障がい者などの読書権を保障するため、著作物の音訳を制限する著作権法を改正するとともに、著作権者があらかじめ著作権の開放を許可したことを明らかにする「EYEマーク」運動を進めます。

(10) 参政権の保障

- ・在宅投票制度の対象者の拡大、手続きの簡素化
- ・政見放送に字幕スーパーをつけること。点字広報や点字記載の投票用紙の配布

5、生活保護～セーフティネットの機能を高め、実効ある自立支援の制度へ改革します

最低限度の生活を保障する生活保護が厳しい現実にさらされています。高齢化が進み、無年金や年金が少ない高齢者世帯が増えてきたほか、働くことができる世代がいる世帯の増加率も高くなっています。2005年度、全国で生活保護を受けている世帯数は月平均で100万世帯(10年前の1.6倍)に急増しました。国・自治体は保護率引き下げの圧力を強めるなか、生活の維持を考慮しない強引な廃止が増え、自治体によっては、その対応に生活保護法違反の可能性さえ出てきています。

社民党は、「最後のセーフティネット」である生活保護の役割を重視し、法に則った適正な運用を求めます。同時に、再就職や生活自立支援を抜本的に強化し、真に自立支援型の生活保護制度へ見直しを行います。

- ナショナルミニマムを保障するために、国の保護費負担割合3/4を堅持します。
- 保有できる資産の範囲や程度の判断基準を緩和し再挑戦の可能を高めます(例えば、学資保険の継続、自動車の所有など)。
- 生活保護制度と職業訓練制度、スキルアップとの連携を強化します。
- ケースワーカーなど自立支援を担う人材の質と、量を充実します。
- 老齢加算、母子加算の全廃に伴う影響を調査し手当を行います。

6、子育て～子どもを産み育てることに夢のもてる社会を実現します

この5年間、特別合計出生率は過去最低を更新しています(05年度1.25)。

社民党は、子ども自身が育っていくことへの支援と、すべての保護者に対する子育て支援の両面から、「子育て」「子育て」支援に取り組みます。また、若い世代の安定した雇用・生活と多様な家族を認める社会の柔軟な制度(スウェーデン・サンボ法、フランス・連帯市民契約法、オランダ・登録パートナー制度)が少子化をくい止めるカギになると考えます。

(1) 家庭と仕事の両立を応援

労働時間の短縮、時間外・休日労働、深夜業の規制に取り組み、両親が子どもと過ごす時間を確保します。

育児・介護休業法を発展させ、看護休暇制度などを加えた「家族的責任と仕事の両立を確

保する法律」をつくります。

育児・介護休業中の所得保障を60%に引き上げ、男女ともに育児・介護休業を取りやすくします。パート、派遣など非正規労働者についても育児・介護休業が取れるようにします。

「パパ・クォータ(父親への育児休業割り当て制度)」を導入し、男性の育児休業取得を進めます。

(2) 子どもの権利を追求し、保護者の多様なニーズに応える保育を実現

幼稚園と保育園の一元化を推進し、幼児教育と療育を統合して、保育の質を高めます。保育を必要とするすべての子どもに共に育つ場を保障します。認定こども園の活用にあたって、質の確保を徹底します。

育児の孤立化を防ぎ、育児の不安に応える相談所として、保育園、幼稚園、児童館、保健所などを活用します。

・母子保健と保育の連携をはかります。親・保護者と保育従事者・保健婦・医師・カウンセラーらが連携を取れるよう支援体制を整えます。

・児童虐待を防止します。

産休明け保育、延長保育、病児保育、学童保育(放課後児童健全育成事業)などを充実し、保護者の多様なニーズに応えます。また、保育の質の確保と改善、保育労働者の身分保障と労働条件を確立します。

ひとり親家庭への支援を充実します。児童扶養手当の充実、ひとり親の就業・生活支援、子どもの教育の保障に取り組みます。

チャイルドラインや子どもオンブズマンなどを整備し、子どもたちが、いつでもどこでも安心をつなぐことができるシステムをつくります。

各都道府県で行う小児医療電話相談を推進します

(3) 児童手当を拡充し「子ども手当」へ

先進国に比べ、非常に低い水準にある現行の児童手当を「子ども手当」に変えて充実させます。「子ども手当」は18歳未満の子どもを対象に、第1子・第2子は月額各1万円、第3子以降は月額2万円とします。全額国庫負担とします。

出産育児一時金の拡充や国庫負担金の引き上げにより、出産費用の基本部分を公的に保障します。(出産1子に対し、現行の医療保険による一時金35万円。プラス一般財源から15万円 * 出産費用は平均48万円)

就学前の子どもの医療費を無料化します。

希望するすべての子どもが利用できるよう奨学金制度を充実します。子どもの教育の機会を保障し、保護者の負担を軽減します。

(4) 子ども基金制度を検討

イギリスの児童信託基金制度のように、若者が高等教育や事業立ち上げのために活用できるまとまったファンドの貸与、あるいは積み立て支援金を検討します。

(5) 子どもの安全に関する法整備を

学校・通学、地域で子どもたちが安心して生活できるよう、子どもの安全を確保する法整備を検討します。

7、住宅～住宅こそ生活の福祉の基盤～安心・安全・ゆとりの「住宅先進国・日本」を目指し

ます

これまで日本の住宅政策は、「公共事業」としての側面ばかりが強調され、福祉という視点での取り組み遅れています。若者、ひとり親家庭、DVの被害者、ホームレスなどが自立へ向かうときに、まず安心して住むことのできる場所が確保できれば、次のステップを踏める可能性が非常に高くなります。また、子どもを育てる世代、バリアフリーの住宅を望む高齢者世代など、人生の節目に合わせた住み替えが、もっと柔軟に行うことができれば、生活の質は高まるはずで、住宅こそ生活の基礎です。社民党は、若者・子育て支援、高齢社会、災害などに備える社会基盤として住宅政策を充実させます。

政府の進める住宅政策の責任放棄をただす

小泉政権は、住宅都市整備公団や住宅金融公庫の民営化を行い、住宅政策の市場化を進めてきました。憲法25条の生存権に立脚し、住宅についての居住者の権利を保障するものになるようにする立場から住宅政策を監視します。

住宅基本法の制定

164国会では、「新しい住宅政策の憲法」ともいべき「住生活基本法案」が成立しました。しかし単に理念をうたっただけで居住の権利を保障するものとはなっていません。むしろ経済界の提言などが背景にあり、住宅政策を市場原理に委ね、自助努力任せにする方向性がにじみでるものとなっており、目的に「国民経済の健全な発展に寄与」が加わり、また、施策の推進の基本に「民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用」が盛り込まれるなど、デベロッパーやハウスメーカーの要望である、「民」が主体の住宅市場の開拓、住宅ストックの流動性向上、住宅産業への規制緩和に重点が置かれているというものです。高家賃や重い住宅ローン負担の軽減、公共住宅の充実、高齢者や障害者に対する居住差別の是正、住民参加の街づくり・居住支援といったことに対する答えを出すものでもありません。安心・安全・ゆとりの「住宅先進国・日本」を目指す立場で、住生活の向上と居住保障という「居住の権利」を保障する「住宅基本法」(国民の住宅についての権利と国・自治体の住宅供給義務、憲法25条に基づく住環境・居住水準の保障、民間賃貸住宅希望者への家賃補助、住宅建設・購入等に対する長期・低利融資と住宅減税、民間借家の居住水準向上のための支援策、公共賃貸住宅の建設・供給義務、住宅関連公共施設の整備への支援、住宅取引の公正確保、高齢化・国際化等への配慮等)の制定を目指します。人間らしく暮らしていけるためにふさわしい住居の最低限の基準を定めます。

公営住宅はセーフティーネット

低家賃で高品質の公共賃貸住宅の供給は必要です。公営住宅を低所得者、中堅所得者、高齢者等に対する住宅のセーフティーネットとして適切に機能しうよう見直します。公営住宅を団地居住者にとってのみならず、オープンスペースや緑地、子どもの遊び場、地域の防災拠点など地域社会の貴重な環境資源としても活用します。

バリアフリー住宅の推進で、高齢者、療養者の在宅生活を可能に

安価な家賃で提供できるバリアフリー型の高齢者、療養者向け住宅を大幅に増設します。バリアフリー住宅への増改築にかかわる税額控除の導入を検討します。

安心して住み続けられるように

高齢者が安心して住み続けられる家賃への見直しを行うとともに、若者も住める家賃政策へ転換します。民間借家についても多様な家賃補助制度を導入し入居者の負担を軽減するように資します。また、高齢者や単身者、障がい者、外国人等に対する入居差別が相次いでいます。民間賃貸住宅の入居差別の是正・救済を行います。

マンション対策の充実

建て替えに関する相談窓口の設置、管理組合の長期修繕計画の作成の援助、分譲マンションの実態調査、建物の維持・更新への適切な援助等を行います。マンションの大規模修繕や建替えに参加できない高齢者等に対する資金援助、代替住宅のあっせんを含め居住の安定の確保のための万全の対策を講じます。

住宅取得の軽減

新しい住宅ローンである「ノンリコースローン」の導入を促進します。住宅取得についての消費税を免税にします。

住宅扶助制度を検討

住宅費に関する費用について、生活保護から独立させ、独自の支給基準をつくり、幅広い活用を図ります。

3. 税財政

政府による長年の無原則な赤字財政の拡大により、国の財政収支のバランスは悪化し続けています。2006年末の公債残高は、542兆円(国)の見込みであり(特例公債は269兆円)、税収等の収入(06年度予算46兆円)のおよそ1.2倍となっています。また、借金をあわせた国の長期債務残高は約690兆円にもものぼります。

毎年の国債費(07年予算では20.6兆円)も、国の歳出総額の約4分の1、税収の4割を占める異常な借金状況にあります。

特に、小泉前政権の5年間は、公約を無視した毎年30兆円規模の国債を発行し、累積で約120兆円も増え、うち特例(赤字)公債は約100兆円も増加しています。

政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、「2011年度には国・地方の基礎的財政収支(プライマリーバランス=「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支)を確実に黒字化する」とし、目標達成に必要な対応額を16.5兆円(歳出削減分11.4~14.3兆円、歳入増分2~5兆円)と試算しています。

しかし、すでに小さな政府となっている現実からも、詳細な積算根拠も不明確なままの小手先の数字合わせであり一つの指標にすぎません。

また、その中味は、歳入(税制面)では消費税の福祉目的税化の検討や国際競争力を強化するための法人税の減税などを打ち出して、歳出改革では社会福祉、公務員、地方財政、教育分野の削減など公共サービスをさらに低下していく路線であり、国民生活の圧迫と格差拡大を助長するものでしかありません。

1、納得安心の税財政構造を構築します

社民党は、国民の将来不安を解消する社会福祉の充実などの施策を推し進めるとともに、負担能力に応じた税収によって財政状況の改善を図り、生活の質的向上に直結する歳出の重点化・効率化(財政の構造改革)に取り組みます。

国民に一方的な負担(負担増と公共サービスの低下)を強いるだけの財政再建の手法には反対します。国民が望み、選択する福祉などのサービス提供を伴う費用は、歳出構造の効率化や税収によって賄います。

(1)生活再建を重視する財政再建プログラムの推進

対GDP費の割合が高い産業関係費や公共事業費の支出の見直し、軍事費の削減等を進めながら、社会福祉サービスの拡大、環境改善、教育、雇用創出につながる有効な財政を築きます。同時に、現行のわかりにくい「税負担と歳出の関係」を明確にします。

国民全体で経済成長の恩恵を共有できる「生活再建重視型」の財政健全化プログラムを進めます。財政健全化の速度は、生活や経済への影響に配慮しながら、最低2年間にわたり名目経済成長率2%以上を達成後、10年間程度を目安とする財政再建を実現します。

“助走期間”としては、特別会計の見直し、公共事業の効率化や防衛費の削減、不要不急経費の徹底的な見直し(国民生活の向上に直結する分野への財政シフト)などを推進し、当初3年間、新規国債発行額を対前年度比5%~10%の幅で削減します。

この達成ベースのうえに、国民生活の現状や経済動向も勘案しつつ、残りの期間で、利払いなどの国債費を除く歳出と歳入(税収)が見合う、いわゆるプライマリー・バランスをめざします。

長期的には、債務残高の対GDP比割合(06年は160.5%)を減少させていきます。

「建設国債」と「特例国債」(赤字国債)の垣根を取り払い国民生活優先・家計重視の政策転換を図り、政策運営の透明性を高めます。同時に、市場流動性の維持等を重視して、財政・金融情勢の変化に柔軟に対応した公債政策に取り組みます。

また、日本経済の“身の丈にあった”国債政策を確立するため、「単年度あたりの公債発行額をGDPの一定割合」とするなど、国債発行のルールを定めます。

(2)年間200兆円を超える、無駄が多い特別会計を見直し

会計単一原則や財政民主主義の観点などから根本的に改革

特別会計の積立金・剰余金の一般財源化、歳出削減の徹底、特別会計の削減・統廃合、財務状況の情報公開・透明化、隠れ借金をなくすことなどを進めます。

(3)特殊法人改革の推進

むだな財政支出が多い特殊法人改革を進めるため、債務状況の情報開示、個別事業の見直し、必要な統合・廃止、補助金の削減、財政投融资の縮減を図るとともに、所管官庁の「天下り」をなくします。

(4)地方への財源移譲と「現物給付」の拡充

補助金を地方税・交付税へ組み替えるなど自治体への財源移譲を強化し、「歳入の自治」を確立します。現在の連立与党に顕著な現金バラマキ手法の対極にあるものを目指します。介護や育児支援などの福祉、教育・学校施設、交通(生活バス路線等の維持・拡充)など、生活密着型サービスについては、自治体における創意工夫が追求でき、またサービス水準・内容などの向上のために受益者の意思反映を確保しうる現物給付を重視します。

(5)政府資産の有効活用

世界最大の債権国である日本政府は、合計800兆円以上と見込まれる金融資産、固定資産、土地を所有し、かつ国民の金融資産(約130兆円)を海外の債券に投資しています。米国財務省債権への投資に偏重せず、より有利な投資等に運用するなど、財政健全化と経済の活性化につながる有効な方法を検討します。

(6)自然環境に配慮した税財政改革

温暖化を進めるCO₂の排出増など環境負荷の大きなもの(必要のない公共事業、軍事費)への歳出を減らし、課税を強化(エネルギー諸税の統合・強化、環境税の導入など)します。環境保護に役立つもの(自然エネルギーの促進、省エネ等)は課税を軽減し、歳出を増やします。各種エネルギー特会を見直し、一般財源化を進めます。

2、応能負担原則の再構築による税の所得再分配機能を確立します

税制の基本原則である憲法84条の租税法律主義や、基本的な考え方(国民合意、公正と公平、総合課税主義、自治税制の強化と地方財政確立、福祉社会への再分配機能、参加なくして負担なし、原理=どういう負担でどういう社会をめざすのか)に立って、不公平税制の是正と税の所得再分配機能を向上させ、税制民主主義を確立します。公正、公平な所得および資産の再分配機能を追求するためには、税制における累進性確保は最重要の位置を占めます。しかし、無定見な累進構造(税率やきざみ)の緩和や広く薄くするという政策の結果、高所得者優遇を進め所得再分配機能は著しく低下し、所得格差は

広がり、わが国は先進国の中でも最低グループに属しています。

税金は、社会を維持するために欠かせないインフラです。税の不公平を解消するためには、累進課税(=応能負担原則)再構築に、真正面から取り組む必要があります。

この目的意識を鮮明に持ちつつ、以下の改革を進めます。

総合課税の実現にむけて、的確な所得把握のための「公平番号制度」(納税者番号制度)を早期に導入します。

金持ち優遇の結果に終わってきた細分化された各種所得控除の統合化および歳出措置(直接給付制度)への転換を進めます。

自主申告制度の採用(年末調整は被雇用者本人が行うなど)と、納税者の権利を守る納税者権利憲章を制定します。

当面、以下の改正に取り組めます。

(1) 公正・公平を基本とした所得税制を

公平な所得税の実現にむけては、正確な所得を捕捉する、すべての所得を合算して課税する、適正な累進税率と所得控除制度が最低限必要です。

この間、政府は、高所得者を優遇した所得税の最高税率引き下げやきざみの簡素化、定率減税の一方的な廃止(07年全廃、規模は国3兆円、住民税1.1兆円)、配偶者控除の上乗せ部分38万円の廃止(04年)、老年者控除の廃止(05年)など、「広くうすく、フラット化」を進めるなど所得再分配機能を弱め、低所得者層の生活を困窮させています。

社民党は、所得税を重要な基幹税と位置づけ、憲法25条で要請されている生存権の反映や健康で文化的な生活費の保障(非課税)を原則とした所得課税(総合累進課税、基礎控除や課税最低限)をめざします。

所得税は、課税ベース(分離課税をやめ、金融所得への課税強化=キャピタルゲイン・利子配当を組み込むなど)を広げながら総合累進課税をめざします。

所得税の税率・きざみ(現行5~40%、6段階)を99年改正前の水準(最高税率10~50%)にします。個人住民税の税率(一律10%)のフラット化を見直します。

老年者控除や公的年金等控除の上乗せ措置の一方的な廃止は、所得の低い高齢者に大きな痛みを強いている現状から、まず老年者控除(65歳以上所得1000万円以下、所得税50万、住民税48万を控除)を復活させるなど、公的年金税制を見直します。

健康で文化的な生活を保障する観点からも、諸外国に比べて低い水準の基礎控除(現行38万円)をイギリスやドイツなみの2倍に引き上げます。

貧困者やワーキングプア(就労貧困者)、若年層に対する税額控除または還付を検討します。

(2) 所得配分のゆがみを放置したままの不公平な法人課税を見直し

法人課税は、この間国際競争力の確保などを大義名分に、税率の引き下げ(98年税制改正37.5% 34.5%、規模1.4兆円、99年恒久的減税で34.5% 30.0%、規模1.7兆円)や各種の優遇措置等を行い、企業に大きな恩恵を与えてきました。

しかし、これらの減税などが働く人々を軽視し、不公平税制を拡大してきたこと、7割が欠損法人という現状からも大胆な改正が必要です。

当面、税率水準(現行30%)を98年の水準37.5%に引き上げるとともに、租税特別措置や引当金、免税、非課税措置などを縮小・廃止し、課税ベースを広げます。また、応能負担原則からも所得(利益)に応じた累進性を図ります。

一方、景気回復から取り残されている中小企業に対しては軽減税率や優遇措置を適用します。

企業の社会保障費用の負担と法人税のバランスを図ります。

失業者の積極的な採用企業に対する優遇税制(法人税の軽減、免除など)を創設します。

(3)消費税を見直し

消費税の安易な税率アップには反対します。「福祉目的税化」は、受益の関係(負担と給付の整合性、社会保険料の存在を無視)もなく、福祉の範囲もあいまいで、社会保障のサービスが増えるわけでもなく、財政再建のためだけであり、消費性向の高い低所得者や子どもの多い家族にさらに負担を強いるものです。

年金など社会保障政策の失敗を弱者に押しつけるものであり、税収の使い放題、税率の引き上げを追及するものでしかありません。

逆進性緩和効果を発揮できる「飲食料品にかかる消費税額戻し金制度」を導入します。(複数税率については、対象品目選定と定義が困難であり多くの歪みが生じる、消費者と生産者の選択が混乱する、徴税コストが上昇する、中小業者への負担増、様々な利害団体から軽減税率適用の要望が頻発する、逆進性緩和の観点から累進的な所得課税や給付の方が軽減税率よりも効果的である、軽減税率による再分配の量的効果は高所得者の方が大きくなってしまふ、単一税率の方が望ましいなどの問題がある。)

地方消費税の税率を拡大(現行1% 2%)し、地方財政の強化、国民福祉の向上をめざします。

低所得の子育て世帯や高齢者、非正規の若年層への配慮など

消費税の益税、免税点制度(課税売上1000万円)、簡易課税制度(課税売上5000万円、みなし税率)、非課税制度、申告制度(仕入税額控除)、輸出免税(還付税額は毎年2兆円規模)、二重課税(ガソリン税、酒税、自動車取得税)、総額表示方式の問題など公正・公平の観点から見直しを図ります。インボイス方式の導入を検討します。

(4)金融所得課税を強化

株式等の譲渡・配当益に関しては一律20%以上(現行:預貯金等の利子20%、株式等の譲渡・配当益など10%(基本税率20%を03年から5年間軽減)、金融類似商品の収益15%)に引き上げるなど、所得再分配機能を高めます。

(5)格差拡大の要因の一つでもある資産課税を適正化

課税方式が複雑かつ矛盾が大きい相続税については、居住用や事業用の土地・家屋には負担軽減、高額な財産には負担強化を求めながら、税率の引き上げ(最高税率50% 70%)、きざみの見直し、課税最低限の引き上げなどを行い、富の集中を防ぐとともに富の社会への還元、平等化を進めます。

同時に、贈与税も最高税率を引き上げ(現行50% 70%)ます。

(6)環境税の導入

環境税(炭素税)を導入し、温暖化対策や森林の整備保全、社会保障・雇用に充当します。

(7)租税特別措置の整理・合理化

景気回復にともなう所得の増加・自然増収・財政均衡にむけて、各種の租税特別措置の整理・合理化など抜本的見直しを図ります。

(8) 税に関する情報公開の推進

税制の歳入と歳出、税制改正に関する情報公開を進めるとともに、長者番付制度など申告書の公示制度を復活させます。

(9) 徴税体制の充実

「適正・公平な課税の実現と歳入の確保」のために国税職員の定員確保と処遇改善、経済取引の国際化等に対応するため機構の充実を図ります。

法人税の実調率(4.0%)の改善、個人事業者の消費税の申告件数と所得税の確定申告件数の増加に伴う徴税事務・納付指導・無申告・滞納対策を強化します。

3、国民生活向上のための金融政策を実行します

(1) 地域再投資法で地域金融の円滑化と地域経済の活性化を

米国では民間ベースでのコミュニティ・ファイナンスを支えるため、民間金融機関がコミュニティ・ビジネスに対する融資や投資をどの程度積極的に行っているかを評価する地域再投資法(CRA)が制定され、地域経済の活性化に大きく貢献しています。しかも注目すべきは、米国の金融機関が、CRAの下で地域コミュニティと共生するビジネスモデルを確立し、一定の収益をあげていることです。

お金が、それを必要とする地域のあらゆる人や事業活動等に対し、まんべんなく行き渡ることで、自立を目指す地域の「元気」「やる気」が生まれます。中低所得者、女性、中小事業者・ベンチャービジネスなどに対する一定割合の融資を義務づけ、「地域全体の需要」に応じていくことを目的とする「日本版地域再投資法」を制定します。同時に、地域経済の活性化に貢献する金融機関の育成に向け政策誘導を進めます。

(2) 金融行政の「基本法」としての金融サービス法の制定

ネット証券の普及などに象徴される金融商品の多様化が進む一方で、現行の「金融商品販売法」は、金融消費者を保護する法律としては十分な機能を備えていません。金融は“経済の血液”であり、健全な金融サービスの発展と投資家(消費者)保護のためにも、包括的・横断的な金融消費者保護法制や消費者に対する補償制度の整備が必要です。

164国会で金融商品取引法(証券取引法の一部改正・投資者保護のための横断的法制の整備)が成立しましたが、融資規制の統一性がないことが明らかとなり、商品購入を勧誘する「不招請勧誘」の禁止対象が一部のみで、参入規制や情報開示、紛争解決方法の未整備、ネット取引への対策などが不十分です。銀行関連商品や一般保険商品等も適用対象から外れており、消費者保護の整備が抜け落ちたままです。

縦割り行政を超えて、消費者保護を第一義とする金融行政の基本法として「金融サービス法」の制定に取り組みます。

(3) 社会貢献のファンド開発で市民と市場を結ぶ

オンライントレード(通信手段を通じた取引)の普及により、個人の財産運営の手段として、インターネットによる投資への関心が広がっています。また、「民間による公益活動」に対する社会的な期待が高まる中で、企業のNPOへの支援や協働、自主的・積極的な社会貢献活動が「企業市民のあり方」として注目を集めています。

社会的責任投資(SRI)は、企業の社会性向上努力を引き出すとともに、市民が金融市場を通じて社会参加や意思表明を行う効果的なツール(道具だて)にもなります。

女性の権利向上に取り組む企業を対象とした「女性ファンド」や障害者雇用を推進する

「雇用ファンド」「人権ファンド」「環境ファンド」なども同様に重要な意義(価値)を持ちます。市民が「公益性」の高い企業に投資することは企業の社会性向上にも有意義です。「社会的な責任」を明確にした企業への投資が促進されるような環境整備に取り組みます。

(4) 公正な証券取引市場(ルール)の構築

証券取引(市場)の不正防止、いっそうの透明化(情報公開)を図ります。

不当な株価つりあげに利用された大量の株式分割への規制強化(商法改正など)

粉飾決算や偽計に使われた匿名性の高い投資事業組合(投資ファンド)の会計透明化、「出資者」の情報開示と適正な監査の導入、適切なファンド税制の構築など。

M & Aなど公開買付制度の透明性・公平性の確保

・会社支配権に影響を及ぼす市場内取引(3分の1ルールの基準や株式等の第3者割当との関係など)の透明性・公正性の確保など公開買付の規制

・大量保有報告制度における特例報告制度(報告期限2週間ごと5営業日以内)の廃止
被害者救済制度の構築

米国の「不正基金制度」による被害者救済基金の創設、団体訴権の導入による消費者保護など。

証券取引所の市場監視・売買管理体制の強化とシステム強化対策

(5) 証券取引等監視委員会の抜本的強化等

市場で提供される商品(証券)の違法行為を取り締まるための、公正なルールを徹底する市場監視・執行体制の抜本的強化を図ります。

証券取引等監視委員会がその機能を十分に果たしていくための体制整備、権限強化などに取り組み、独立した組織にします。(現在、318人)

また、証券犯罪に対する抑止力を高めるためにも「不公正取引の禁止規定」の適用拡大、課徴金の適用の拡大や低すぎる課徴金制度を大幅に引き上げます。(経済的利得を超える相当額)

4. 平和・安全保障

憲法の理念にもとづいて、軍事力によらない平和を追求します

2001年1月に発足した米・ブッシュ政権は、「ユニラテリズム(単独行動主義)」とよばれる外交政策をとり、国連や国際社会との協調を軽視し、自国の狭い利害を露骨に追求する姿勢を明確にしました。そして同年9月11日に米国で同時多発テロが起こると、テログループとの関係を理由にアフガニスタンを攻撃してタリバン政権を崩壊させ、03年3月には大量破壊兵器保有疑惑を理由にイラクを攻撃しフセイン政権を転覆させました。圧倒的な軍事力を世界中に展開し、一方的な論理で「テロとの闘い」をおしすすめる米国の振るまいは、イスラム圏を中心に民衆の反発と憎悪を生み出し、新たなテロの背景を作り出しています。

米国の暴力的な敵視政策のなかで核開発に生き残りをかけた北朝鮮・金正日政権は10月9日、世界の反対を押し切って核実験を強行しました。いま北朝鮮に核保有を断念させるための国際社会の努力が続けられていますが、もし失敗すれば北東アジアの安全保障環境が一気に不安定化しかねない重大な分岐点にあります。

米国の小型核開発計画や未臨界(臨界前)核実験、インド・パキスタンの核保有や、イランの核開発疑惑、カーン博士の「核の闇市場」問題などによって、NPT(核不拡散条約)体制が大きく揺らぐなかで、日本国内でも核武装をめぐる議論が起こるなど、とめどない核拡散への不安が世界を覆っています。

東西冷戦の終結によって生じた力の空白が、超大国のエゴと安易な武力依存、テロや暴力が応酬する混沌とした世界へと取って代われようとしています。世界に誇る平和憲法を持ち、悲惨なヒバクの体験をもつ日本は、こうした流れに歯止めをかける役割を期待されながら、実際にはまったく逆の方向にすすもうとしています。

小泉内閣は米国の武力行使を真っ先に支持し、自衛隊をインド洋・イラクに派遣して米軍を支援しました。そして北朝鮮の核実験や中国の台頭を理由に国民の不安を煽り、軍事的な対抗の準備をすすめてきました。また、米軍の「変革」に対応して自衛隊の機能を強化し米軍と自衛隊の一体化をはかるだけでなく、米軍の基地再編費用までも負担しようとしています。小泉内閣の跡を継いだ安倍内閣もこの路線を引き継ぎ、憲法の理念に反する施策をさらに重ねながら、ついには憲法そのものの改悪を政治日程にのせようとしているのです。

社民党は、こうした自・公政権の外交・安全保障政策に対して強く反対しています。いま求められているのは、軍事的対抗を強め緊張を高めあうことではなく、ねばり強い対話の努力を続けることであり、時々の米政権に追従する「日米同盟」を強化するのではなく、アジアの国々との信頼を醸成し地域の安全保障環境を改善することです。とくに国力を増している中国をはじめ周辺諸国との多国間の安全保障対話を深め、将来の経済・安全保障両面にわたる「東アジア共同体」を展望した取り組みに着手すべきです。

軍事ブロック間の対立と均衡の20世紀は終わりました。21世紀をテロと暴力が連鎖する混沌の世紀とするのか、国際社会の信頼と協調に基づく新しい集団安全保障体制の構築に向かわせるのかは、私たちの選択にかかっています。社民党は、軍事力の均衡を中心に考える旧来の安全保障の発想を転換し、社会開発、人権、女性支援、環境保全などに軸足を置いた「人間の安全保障」の理念を重視していくべきと考えています。政府間だけではなく民間や自治体間の交流、NGOの活動などを、21世紀の国際社会の主要な構成要素として位置づけ、幅の広い重層的な国際関係を構築していくことが重要です。

ヒロシマ・ナガサキ、オキナワの悲惨な体験を持ち、世界に誇る平和憲法を持つ日本こそが、新しい平和な21世紀を築くためのリーダーシップを発揮するべきではないでしょうか。社民党はあくまで非軍事にこだわりながら、国家間の力関係や軍事力の均衡によって実現され

る「戦争のない状態」としての「平和」にとどまるのではなく、差別や抑圧、貧困のない、地球に生きるひとり一人の人間が安全に暮らせる真に平和な世界を目指しています。

1、北朝鮮に核保有を断念させ、北東アジアの安全保障環境の改善をはかります

非軍事面のあらゆる手段を用いて、北朝鮮に核開発・保有の断念を迫ります。米ソ冷戦の終結後も東西対立の構造が残る北東アジア地域に、対話と和解の流れをつくる取り組みをすすめ、世界の冷戦を最終的に終らせます。

いまだに海外に残されたままの旧日本軍兵士の遺骨収集をすすめます。遺棄されたままとなっていた旧日本軍の化学兵器の処理や、シベリア抑留者への補償など、残されている戦争問題の早期解決を目指します。

周辺諸国と共有できる公正な歴史認識を持つための真摯な取り組みをすすめます。国会図書館に戦争歴史的事実の調査を行なう恒久平和調査局を設置するための「国立国会図書館法改正案」の早期成立を目指し、歴史的事実の究明をすすめます。

従軍慰安婦問題の解決をはかるための「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の早期成立をはかり、残された戦後補償問題を解決するための道筋を固めます。

過去の侵略戦争を賛美している靖国神社への政府首脳の公式参拝は、政教分離の原則を定めた憲法第20条に反し、靖国神社を信仰しない国民の信教の自由と宗教的人格権を侵害するものです。さらに、周辺諸国の反発を招き地域の安定を損ねることも明らかであり、反対します。

戦争犠牲者の慰霊については特定の宗教によらず、すべての国民や諸外国の人々がわだかまりなく参拝できるものとすべきです。社民党は毎年、千鳥ヶ淵戦没者墓苑で行なわれる慰霊式に参加していますが、同墓苑は手狭となり老朽化も著しいので早期の拡張・修復が必要です。慎重にコンセンサスを取りながら、同墓苑をベースに、無宗教で対象を軍人軍属に限らないすべての戦争犠牲者に広げた新たな慰霊施設を建設することを提案します。

日本は憲法第9条の規定を国家の意思として世界に知らしめるために「非核不戦国家」を宣言する国会決議を行ない、国連に「非核不戦国家の地位」の承認を求めます。

日朝平壤宣言の獲得した地平から後退することなく、北朝鮮との国交正常化交渉を再開し、拉致問題と戦後処理問題の早期解決を目指します。拉致問題の解決は交渉の過程で厳しく迫り、国交正常化合意の実行は拉致問題の解決を前提とします。

北方領土、竹島、尖閣列島などの領土問題をめぐる意見の相違を、偏狭なナショナリズムを煽る手段とさせてはなりません。中長期的な視野で、あくまで話し合いによって解決を目指します。北方領土については旧住民への援護施策を強化します。

2、日米同盟の強化に反対し、多国間の安全保障システムを構築します

米軍再編によって、在日米軍基地と自衛隊が米軍の世界戦略の一部として明確に位置づけられ、全体として「再編・強化」につながることは明らかです。米軍の駐留はあくまで日本防衛が目的であり、目的を超える基地の使用や安保条約のなし崩しの拡大解釈は認められません。

米軍再編に対応して自衛隊の機能を強化し、米軍と自衛隊の一体化をはかろうとすることに対して強く反対します。米海兵隊のグアム移転経費をはじめ、3兆円に及ぶともされる米軍の基地再編費用を負担することは断じて認められません。

日米安保条約の軍事同盟の側面を弱めながら次第に役割を終わらせ、将来的に経済や

文化面での協力を中心にした平和友好条約への転換を目指します。

日米二国間の軍事同盟関係から脱し、アジア・太平洋の多国間安全保障対話を推進させます。「ASEAN地域フォーラム」(23ヵ国 + EU)など地域的な安全保障対話の回路を拡充し、地域の信頼醸成、予防外交を促進します。北東アジア地域の集団安全保障のための恒久的な機関として「北東アジア総合安全保障機構」を設立することを目指します。

弾道ミサイル発射実験や核開発など軍事力を弄ぶ北朝鮮の瀬戸際外交は断じて認めるわけにはいきません。北朝鮮に対しては、国際社会のステークホルダーとしての責任を果たし、国際ルールを遵守することを厳しく求める、対話と説得に努めます。

北東アジアの緊張緩和をはかるために、北朝鮮の核問題に関する「6ヵ国協議」の枠組みを活用しながら、多国間の安全保障対話を進めます。核問題の解決後も、地域の信頼醸成を図る恒常的な枠組みに発展させることを目指します。

全国の米軍専用施設の約75%が集中している沖縄県は、長く極端に過重な基地負担を強いられてきました。在沖縄米軍基地の整理・縮小をすすめ、沖縄県民の負担を軽減することは日本にとって最優先の課題です。いかなる場合にも沖縄の米軍基地については純減とすべきであり、県内への基地の新設や、県内基地の機能の強化は認められません。

日本防衛に直接関係のない「殴り込み」部隊である海兵隊が日本に常時駐留する必要性はありません。住民への影響も大きい海兵隊の全面撤退を強く求め、地域住民の負担を軽減します。

代替施設の建設やグアム移転費用の負担を基地返還の条件とすることはナンセンスであり認めることは出来ません。極めて危険な状態にある普天間飛行場などは、即時・無条件の返還を求めます。沖縄県民が強く反対している辺野古への移設は認められません。

横須賀を事実上の母港とする空母キティホークの退役にともなって、原子力空母ジョージ・ワシントンが配備されようとしています。東京湾に小型の原子炉を持ち込むのと同じことである原子力空母の横須賀配備に反対します。

在日米軍の使用施設・区域・裁判管轄権・経費の分担などを規定している日米地位協定を抜本的に改訂し、早期にドイツ並み(93年、ボン補足協定)の国内法優位の原則を確立します。在日米軍の駐留経費の負担について定めた特別協定を廃止し、本来負担する必要がない「思いやり予算」を段階的に削減します。

米軍基地の縮小・閉鎖にあたっては、「基地基本法」を制定し、基地撤去後の雇用対策や跡地利用、汚染対策などを計画的に進めます。

3、平和憲法の理念の実現を目指し、自衛隊を縮小・改編します

憲法の理念に基づく安全保障政策を実現するために「平和基本法」を制定し、早期に肥大化した自衛隊の規模や装備を必要最小限の水準に縮小します。

専守防衛の理念を厳守し、イージス艦、空中給油機、軽空母や敵基地攻撃能力を持つ爆撃機などの攻撃的な装備の保有は控えます。ミサイル防衛計画は、技術的に困難なうえに莫大なコストを要するわりに効果が低く、相互不信と脅威のエスカレーションを招くので、配備計画を中止します。

旧ソ連軍の着上陸侵攻への対処を念頭においた機甲師団の廃止など、陸上自衛隊を中心に大胆な組織の改編・縮小を行ないます。当面は新規の正面装備の契約を控え、後年度負担を削減し、防衛費に占める歳出化経費の割合を抑制します。

軍事行動を目的とする多国籍軍等への自衛隊の参加は、憲法が禁じる武力行使そのものであり反対します。自衛隊の海外派遣のための恒久法の制定に反対します。

イラク派遣の航空自衛隊を早期に撤退させます。自衛隊の海外派兵のための恒久法の制

定は認められません。

防衛調達をめぐる不祥事の再発防止のためにも、自衛官の天下りなどの「軍産癒着」の構造を解体し、防衛予算の透明化を図ると同時に、防衛産業の民生転換を進めます。

軍事組織の独走を許さないために、文民が自衛隊の統制権・指揮権を持つ「シビリアン・コントロール」の理念を実質化し、情報公開を進めます。武器輸出禁止3原則のなし崩しを許さず、厳格に守ります。

多数の自殺事件に表れている自衛隊内部での人権侵害を防ぐために、「自衛官オンブズマン」制度を創設し、自衛官の基本的な人権を保障する立法を目指します。

国民の基本的な人権を侵害し、軍事の論理を市民生活に持ち込むことになる「有事体制」の強化に反対し、日本の戦争国家化に反対します。自治体や民間、国民への戦争協力の強制に反対します。

防衛庁を「省」に昇格させ、防衛庁権限を強化しようとする防衛庁の省昇格に反対します。

4、国連中心の外交政策をすすめ、非軍事面の国際協力を進めます

極端に米国に依存したこれまでの外交姿勢をあらため、日米協調を重視しながらもアジアの国々とのいっそう緊密な関係をめざします。対米外交、アジア外交、国連における多国間外交にそれぞれ配慮し、バランスのとれた外交政策を行ないます。

安全保障理事会のあり方を見直すなど、国連の民主的改革を推進し、大国主義ではない民主的な国連を目指します。国連の紛争予防能力を高め、世界平和への国連の役割を強化します。日本政府が目指している常任理事国入りについては、安保理の改革実現を前提としながら慎重に対応します。

海外の大規模災害への緊急援助や、発展途上国の開発支援のための協力などに積極的に取り組み、平和協力を推進します。

国連平和維持活動(PKO)への参加にあたっては、PKO5原則を遵守し、憲法の枠内の人道的な国際救援活動等に徹します。派遣される隊員に対しては現地の文化・風習や言語等の研修を十分に行ない、住民との摩擦等が起きないように万全の配慮をします。

政府開発援助(ODA)を社会開発、人権、女性支援、環境保全など「人間の安全保障」重視に転換します。ODAの基本原則を定めた「ODA基本法」を制定して、国会への報告を義務づけると同時に、計画実施前後のアセスメント・評価にNGO、相手国民などが参加できる援助システムを確立し、長期的な視点で世界の信頼をえられるような援助外交を目指します。国民総所得の0.7%という国際的なODA目標(国連のミレニアム開発目標: MDGs)の実現に向けて、当面は「ヒモ付き援助」の率を減らし、贈与の割合(50%)をDAC諸国()平均の80%程度にあげるなどODAの「質」の向上を図ります。()開発援助委員会(OECD加盟30カ国中の22カ国と、欧州委員会)

投機的な短期資金の移動を抑制し、途上国の債務や貧困、環境破壊などの問題の解決をはかる資金源とするため、幅広い為替取引にごく低率の税を課すいわゆる「トービン税(国際通貨取引税)」の導入を支持します。

5、北東アジアを非核化し、核も戦争もない21世紀を目指します

テロの恐怖を軍事力で根本的に除去することは困難であり、果てのない「対テロ戦争」に巻き込まれるべきではありません。テロを根絶するためには、外交努力によって背景となる紛争の解決を急ぎ、テロの温床となっている貧困や差別への対策をすすめ、テロリストを孤立さ

せとうえで警察と司法の力によって厳正に取り締まるという地道な取り組みこそが有効です。

すべての核兵器国による先制不使用宣言をよびかけ、条約化を目指します。早期のCTBT(包括的核実験禁止条約)発効やカットオフ条約の具体化を目標に、関係国への働きかけを強め、NPT体制の強化を目指します。核兵器を大幅に削減すると同時に、核兵器禁止条約の実現を目指します。

核拡散につながるプルトニウム利用政策を転換し、国際的にも批判が強い青森県・六ヶ所村の核燃料再処理施設の運用を凍結します。

国是とされている従来の非核3原則(持たず、つくり、持ち込ませず)の法制化(非核基本法)をはかります。さらに秋葉忠利広島市長が提起した「新非核3原則」(つくり、持たせず、使わせない)の理念を実現するための取り組みを広げます。

ジュネーブ条約第1追加議定書(第59条)に定められた「無防備地区」の理念を自治体主導で設定するため、自治体の宣言や条例の制定などの取り組みを進めます。

すでに地球の南半分を覆った非核地帯を、北東アジア地域にも広げます。日本、韓国、北朝鮮、モンゴルの非核保有国4ヵ国の合意と、核兵器国による承認による「北東アジア非核地帯」を創設します。

早期に国際刑事裁判所規定(ICC)に加入するなど、国際人道法の強化を目指します。

大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散阻止に取り組みます。ジュネーブ軍縮会議(CD)の機能を強化し、非人道的兵器の規制を進め、小火器の規制を実現するよう、関係国にねばり強く働きかけます。核不拡散条約(NPT)、生物兵器禁止条約(BWC)、化学兵器禁止条約(CWC)など大量破壊兵器の不拡散体制の強化を目指します。ミサイル関連技術輸出規制(MTCR)、弾道ミサイル拡散防止のための行動規範(ICOC)など既存のミサイル拡散防止体制の強化をはかり、ミサイル不拡散体制の条約化を目指します。

5. 教育・文化

子どもに希望を！ すべての子どもに公平な学習機会を保障します

近年、格差の拡大に関する議論が盛んになっています。その中でも教育の場における格差は特別に重要な問題といわなければなりません。仮に格差の拡大を認める立場だとして、均等な機会の保障はその大前提であり、人生のスタートである教育の場における格差を認めることはできないはずで、しかし、現実には親の経済力や幼少期の生育環境等によって、人生のスタートライン以前の段階から大きな格差が生じており、世代を超えた格差の固定化がすすんでいます。

社民党は、格差の根本問題として教育の格差の拡大に強く反対しています。教育の場を通じた格差の再生産、世代を超えた格差の固定化を許さず、すべての子どもたちに公平な学習の機会を保障するための教育改革の実現を目指します。

ユネスコ憲章の「戦争は人の心の中に生まれるものだから、人の心の中に平和の砦を築かなければならない」という理念、子どもの権利条約の第3条「子どもの最善の利益」、第12条「子どもの意見表明権」、第31条「休息、余暇、遊び、文化、芸術の権利」、教育基本法前文「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」、女性差別撤廃条約第10条「教育の男女平等」 社民党の目指す教育改革はこうした理念の実践、定着を図ることです。

「一人ひとりとは違い、かけがえのない存在として平等である」これが憲法・教育基本法・子どもの権利条約等を貫く「子どもの最善の利益」の考え方です。社民党は、国民的な協働作業を通して知恵を集め、この理念を教育の現場に根づかせ具現化していくための取り組みを進めます。

1、教育基本法改悪に反対し、「子どもの最善の利益」のための教育改革を進めます

日本国憲法と双子のきょうだいともいわれる教育基本法は、「教育の憲法」としての地位を確立してきました。それは、この法が教育の目標を一人ひとりの価値を大切に「人格の完成」に置き、そのための国家の責任を指し示しているからにほかなりません。教育基本法は、わずか11条の短い条文の中に「平和」という言葉を3度も使い、平和国家の形成者としての教育の重要性をうたっているのです。

これに対して、教育基本法を改悪して「国を愛する心」などを規定しようとする動きが強まっています。これは、個人の内面の自由に踏み込むことを避けられず、憲法第19条が保障する「思想、良心の自由」を犯すことは明らかです。与えられた「公」に奉仕するのではなく、一人ひとりのつながりの中で見出される「公共性」以外に、真っ当な「国を愛する心」が育まれるはずはありません。個人の尊厳からの出発は、まさに健全な国家の礎そのものであり、教育の原点なのです。

不登校やいじめなど、教育現場の深刻な問題を放置してきたこれまでの文部行政を猛省することが、すべての出発点となります。やるべきこともせず、いわゆる“教育の荒廃”の原因を教基法に押しつける手法は、本末転倒もはなはだしいやり方であり断じて認めることはできません。

子どもをめぐる問題の根底には、市場万能主義(競争原理)が蔓延する下で、家族と地域社会(共同体)が崩れつつあることが原因の一つになっていると指摘されています。人と人、人と自然、自然と自然の関係性(かかわり合い)の智慧を育む原点は、まさにこの地域社会にこそあるのです。

社民党は、子どもたちが主人公となる「教育再生」へ向けて、教基法の改悪阻止に全力をあげるとともに、豊かな地域教育力の回復を教育改革の大切な柱と位置づけ、地域の保護者・教育関係者・住民、そして子どもの声を取り入れた民主的な教育改革を進めていきます。

2、共に学び、共に生きる、ゆとりある学校をつくります

「一人ひとりとは違い、かけがえのない存在として平等」であることを保障する教育を目指して、すべての子どもたちが共に学び、共に生きる学校現場を実現します。学校のバリアフリー化を図り、障害を持つ子と持たない子との「共生教育」に積極的に取り組みます。また、社会的、文化的につくられた性別役割分業意識にとらわれない学校をつくります。

(1) 学ぶ楽しさを知る学校を

学校は競争するためにあるものではありません。学校は友達をつくり、学ぶ楽しさを知るところです。そのことによって真の創造力と学力が身につくのです。「仲間のいる楽しい学校」と「ゆとりと真の学力」を実現するという視点で「学校ルネサンス」に取り組みます。

学校を「競争の場」から「友達づくりの場」へ、「友達＝ライバル」から「ピアサポート＝友達づくり」へ改革します

子どもたちによる自治活動の取り組みを強化します

学習指導要領のいっそうの大綱化(基本的に教えなければならない最低限の内容にする)と、地域カリキュラムセンターの設置

内申書の本人・保護者に対する全面公開制度の創設

民主的で活力ある職員室づくり

(2) ゆとりある学校とするための環境の整備

小さな教室に押し込まれての授業、老朽化した設備、残業に追いまわられて子どもと接する時間を持たない教職員…。こうした環境ではゆとりある教育を実践することなどできません。「子どもの最善の利益」のために「社会の最高水準」の環境を用意します。

学校の生徒定員を800人以下(中規模校)に押さえ、学級生徒数は20人を目指します。当面は、30人以下学級の早期完全達成をはかります

校舎・教室・保健室・給食室・トイレ等の施設の改善・整備を進めます。

学校施設の耐震補強とアスベスト対策を早期に進めます。

海外からの外国人講師も含め教職員を1.5倍に増員(約30万人増)します

子どもの心身の健康を守るための養護教諭増員と複数配置の推進

(3) 教職員の資質向上を

真の学力を身につけることのできる学校には、すぐれた資質を持った教職員が求められます。教職員の養成のあり方を見直し、大学院レベルでの養成や、長期にわたる実習も視野に入れた新たな教員養成制度について検討します。

教職員から過重なサービス残業や持ち帰り残業の負担を減らしゆとりを与えます

初任者研修制度を廃止し、教職員が自らの判断で研修を受けられるよう研修内容を見直します

一定期間ごとの長期研修休暇制度の導入を検討します

3、教育予算GDP(国内総生産)5%水準の実現を目指します

「お金をかけない教育改革」、これが日本政府のやり方です。いま政府は、「心のノート」による道徳教育の強化を叫びながら、習熟度別学習を導入し、エリート教育にお金をかけ、30人以下学級を悪平等主義と誹謗し、子どもたちを競争に駆り立てています。一方で、学校の統廃合がすすみ、教職員のゆとりは奪われ、普通の子どもたちの教育環境は、ますます悪化しているのです。

私たちは、少数のエリートを育成することではなく、すべての子どもたちに対して一人ひとりの顔が見える教育環境をつくることこそが求められていると考えています。資源のない日本であればこそ、国全体の教育水準を高める必要があるのであって、21世紀の希望であり民主社会の担い手であるすべての子どもたち、そして学ぶ意欲のあるすべての人々に、充実した教育環境を与えることが必要とされています。社民党は、対GDP比3%半ばという他の先進国と比べて低い水準の教育予算を、「世界標準」といえるGDP5%水準とするために、「10ヵ年計画」をつくり着実な教育予算を拡充を図ります。

(1)義務教育費国庫負担制度を堅持

教育に地域格差をもたらすことにつながる義務教育費国庫負担制度の廃止に反対し、国庫の負担率を2分の1に上げます。すべての子どもに最低限の水準の教育を国の責任で保障することは当然です。

(2)高等教育の無償化に向け、国際人権規約(社会権13条)の留保を撤回

国際人権規約(社会権)第13条は、高等教育について「無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」ことを定めています。日本はこの高等教育無償化条項を「留保」していますが、これは同規約締約国151ヵ国(05年4月現在)中、日本、マダガスカル、ルワンダの3国のみであり、日本も早期に留保の撤回を表明し、無償化を目指します。

(3)高等教育の質の充実のためにGDP1%水準の達成を

例えばアメリカの高等教育への財政支出はGDP0.9%程度であるのに対して、日本は0.5%にすぎません。高等教育の基礎研究の立ち遅れを改善するため、当面GDP1%水準の達成を目指します。)

(4)多様な教育を育むため私学助成の拡充強化

私立学校と公立学校は、公教育を担う車の両輪です。しかし、両者の教育条件にはいぜん容認しがたい格差が存在しており、その是正を急がなくてはなりません。長びく不況の中で私学に通う子を持つ保護者の経済的負担も限界に来ており、私学助成制度の大幅な拡充強化が必要です。

授業料減免制度の抜本拡充

30人以下学級実現のための補助

バリアフリー化のための特別助成

私大等の教育・研究の充実へ経常経費に対する2分の1助成

(5)機会均等を保障できる奨学金・育英制度を充実

奨学金制度の抜本的な充実、教育の機会均等を保障するための不可欠の前提です。奨学金・育英制度を充実させます。無利子奨学金の拡充を図るとともに、選考基準については経済的条件のみとする改善も行います。同時に、返還義務のない給費奨学金制度、国が債務保証をする学費・生活費の無利子ローン制度を創設します。また、アジアを中心に留学

生30万人の奨学制度を設立します。

4、学校を「きずな」として地域社会の教育力を再生します

学校は、地域社会の情報と文化のセンターです。教育の地方分権と情報公開を進め、地域の人々と子どもが一緒になって、未来を切り拓く学校づくりを議論する「学校協議会」の設置を進めます。地域のすぐれた人材の教育への参加を制度化を進め、地域ぐるみの教育環境を充実させます。

(1)地域合同総合制高校を中心に高校教育の準義務化を推進

「15の春」の選抜が子どもたちの心に大きな影を落としています。高校間格差を見直すために地域合同総合制高校()の創設を検討します。また、定時制高校、通信高校、夜間中学校など、多様な形態の学校の役割を重視し、必要な財政支出を積極的に行ないます。

()地元の普通高校と職業高校を統合した学校。受験技術の優劣より、教育基本法が目的とする「人格の完成」を重視し、地域性・男女共学・総合制という三つの戦後高校教育の原則を現代に再生することを目指す。生徒自らが学習スケジュールを組み、職業教育を受けたり、適性・進路をじっくり考えるための条件を整える。

(2)教員・住民参加の教科書採択制度を確立

教科書は、子どもたちの正確な情報認識と判断力を養うための重要な糧です。子どもたちに適した教科書を選ぶことができるのは、日々子どもたちと深くかかわっている教員です。教科書採択にあたっては、教員の意向が反映されるための条件整備を図り、保護者・住民参加の制度的保障なども確立します。

この前提の下に、教科書検定制度の廃止に取り組みます

(3)人生輝くための豊かな生涯学習体系を重視

市場万能経済の下で階層格差が拡大しており、教育機会の不平等は広がっています。すべての学ぶ者に豊かな生涯学習を保障するために、「生涯学習5ヵ年計画」を進めます。ILO(国際労働機関)140号条約を批准し、職業上必要な技能の修得、地域社会活動への参加等を目的とする1年間の有給教育休暇制度を創設します。

(4)子育て支援と子育て支援の統合、保育の一元化を推進

子どもたちが地域でゆっくり育つ時間・場所を保障するための保育一元化(幼稚園と保育園の機能の一元化)が重要です。06年に根拠法が施行される「認定こども園」制度の施行状況をチェックしながら補強、修正を求めています。

(5)「学社融合」による豊かな校外生活の充実を

学校教育と社会教育を融合した教育プログラムを充実させるために、図書館・博物館の学芸員、スポーツ指導者、市民ボランティアなど「人的、物的条件」を整備します。すべての市町村に「エコスクール」(自然と環境について親も子ども学ぶことのできる体験学校)を設置します。

(6)教育の地方分権と民主化を推進

教育の地方分権をいっそう推進します。そのために地方教育委員会に予算権を付与し、地域の実態を反映した教育計画の立案・推進を可能とします。教育委員会が本来の役割を

果たせるように独立性を高め、委員の公選制度を導入するなど、教育の民主化を進めます。

(7) やり直しのできる社会を

人生のある一時の学力試験の成績で人生が決まってしまう現在の学歴社会のあり方は、決して好ましいものではありません。学歴社会を是正し、どこでも誰でも学べる機会を保障します。やる気のある人が常にやり直すことができる、多様な選択肢のある社会を目指します。

5、芸術・文化活動にあふれた豊かな社会を実現します

子どもたちの豊かな成長を実現する背景としても、またすべての人びとの豊かな人間性を育むためにも、芸術・文化は大きな役割を負っています。豊かな芸術・文化を楽しむのは国民の権利であり、これを保障することは行政の責任です。競争社会が極まり国民生活からゆとりが失われつつあるなかで、芸術や文化を鑑賞する機会は狭まり、芸術・文化団体の活動にも深刻な影響が生じています。芸術や文化活動の自由を保障しながら、その発展を支える政治を実現します。

(1) 文化予算を増額し、財政面での支援を強化

先進諸国のなかでも低い文化予算を増額します。市民の文化活動への取り組みを応援し、舞台芸術、映画、音楽などへの助成を改善・充実させます。また、映画館や劇場、映画撮影所への税制面での支援や、文化団体への寄付税制を改革します。

(2) 芸術・文化活動従事者の労働環境を改善

音楽家や舞台関係者等が労災補償や雇用保険すら受けられない実態や、劣悪な状態にあるアニメなどの「コンテンツ」制作関係者の労働条件を改善するなど、専門家の労働環境や社会保障を改善するための施策をすすめます。

(3) 低廉な練習場所を確保

音楽や演劇などの練習をするための、練習場所の確保が切実な要望となっています。廃校となった学校等の公共施設の活用をすすめ、公設練習場の整備をすすめます。

(4) 映画・舞台・音楽等の鑑賞の機会の充実

地域での上映会や舞台活動など、草の根のとりくみを応援します。すべての人びとが、芸術に接することができるよう、学校・地域での演劇・舞踊・音楽公演、映画上映への支援を強めます。

第4部 10の提案

1. 暮らし
2. 環境
3. エネルギー
4. 農林水産
5. 中小企業
6. 国土、公共事業、まちづくり、災害対策
7. ひと・まち・環境にやさしい交通
8. 人権
9. 男女平等
10. クリーンで信頼できる政治への改革

1.くらし

1、消費者の権利拡大を進めます

消費者の権利拡大

消費者の権利(「8つの権利」= 基本的必要が満たされる権利、安全の権利、知らされる権利、選ぶ権利、聞いてもらう権利、救済を受ける権利、消費者教育を受ける権利、健全な環境を享受する権利)を消費者基本法の中にかし、消費者の権利保障、情報公開、透明な取引ルール、トラブル解決システム、被害者への補償等を盛り込んだ消費者関連法の整備・拡充を図ります。

団体訴権の早期導入

消費者被害の予防と拡大防止、消費者全体の利益を守るため、「消費者団体訴訟制度」(消費者団体が契約約款の差し止めや是正を求める訴えを提起する権利)が消費者契約法の改正で導入されました(06年成立)。今後は、損害賠償制度の導入や適格団体への財政的支援等を盛り込むことや、独占禁止法や特定商取引法、景品表示法等についても団体訴権の早期導入をめざします。EUでは、消費者の利益保護と救済を図るため、消費者契約、広告、訪問販売、消費者金融、不動産、通信販売、電子商取引など広い分野で団体訴権が導入され、一般的な法制度として存在しています。これらの分野についても導入を検討します。

消費生活センターの充実強化

消費者契約法の機能を高め、消費者被害を防止するためにも、消費生活センターの拡充をはじめ、消費生活相談員を1万人規模(現在約3300人)に増員するとともに機能拡大・地位向上を目指します。

消費者教育の充実

学校などで消費者の権利や被害にあわないための知識・行動能力を身につけられるよう消費者教育の充実を図ります。

割賦販売法の見直し

割賦販売法を見直し、クレジット取引・過剰与信による被害を救済します。

個別割賦購入あっせん契約に関わるトラブルは多く、クレジット契約を使った高額な住宅リフォーム、呉服販売、次々販売、高額な1回払い、SF商法による高齢者や障害者の被害も続出し、その背景にはクレジット会社による過剰与信等の問題があります。割賦販売法は、信販会社に代わって契約を交わす「加盟店」の管理に関する明文規定がないため、過剰与信についての基準や罰則の規定がありません。

悪質商法による被害の根絶とクレジットの過剰与信等による被害の防止のため、クレジット会社に対する抗弁対抗の効果を「既払い金返還義務」まで拡大、販売会社に対するクレジット会社による「加盟店管理義務」を明記、クレジット事業者の書面交付を義務づけ、営業所等におけるクレジット契約についても購入者によるクーリングオフの導入、個品割賦購入あっせん取引に登録制を導入し、参入規制を強化するなど、購入者または保証人の「支払能力を超える」契約を法律で禁止し、「支払能力」の判断基準を明確に定めること、販売信用取引全般について、現行の規制から外れている1回～2回払いのクレジット契約にも適用すること、政令指定商品制(54商品群、7権利及び10役務)の廃止、あらゆる取引形態(商品の売買の他に、賃貸・リース・委任・請負)を対象とした規制に改める、消費者基本法の理念や規定(消費者の自主的・合理的な選択の機会の確保、消費者に対する必要な情報の提供、公正な取引ルールの確保、消費者の知識・経験・財産の状況等の配慮)を割賦販売法の中に実現していきます。

金銭貸付けとクレジット等を統一的・実効的に規制する「統一消費者信用法」の実現に取り組めます。

悪質商法に対する規制強化

特定商品取引法の訪問販売、通信販売、電話勧誘販売取引における「指定商品」を撤廃し全ての商品・役務を対象化すること、クーリング・オフ制度の拡充など悪質商法に対する規制を強化します。

製造物責任法の強化

製品の安全性を確保し、欠損事故をなくすため製造物責任法(PL)法を見直します。製品の欠陥証明・立証責任は消費者ではなく製造企業に負わせること、商品情報の開示義務、縦割りで収集される事故情報の一元化と共有化、製造者側に重大な過失があった場合の損害金・付加金の支払い、民法上の責任・訴求期間の拡大(現行10年)、事故原因究明機関の充実、紛争解決機関の強化・救済方法の確立、リコール隠しへの罰則強化など安全対策・消費者保護を徹底します。

2、クレジット・サラ金問題を解決します

借り手と貸し手とでは、情報量や知識など大きな格差が存在し、消費者は圧倒的に不利な立場に置かれています。最高裁はグレーゾーン金利を事実上無効とする判決を出しましたが(06.1)、その後も業者によるグレーゾーン金利での貸し出しはやまず、また、違法な取立て行為を行っていた大手のアイフルが全店舗での業務改善命令を受けるなどノルマ優先、弱いものいじめの業界体質は改善されていません。社民党は、金利の引き下げを最優先に、悪質な取立て行為への規制強化、弱い立場の消費者を保護するための法改正をめざします。

過剰融資をなくし、多重債務者を救済するため、消費者金融の最高金利を引き下げ

貸金業者の上限金利29.2%を利息制限法の最高金利(10万未満20%、10万~100万未満18%、100万以上15%)まで引き下げるとともに、みなし弁済規定を廃止し、違法なグレーゾーン金利(利息制限法から出資法の利息の範囲)を撤廃させます。現行の金利水準は、国際的に見ても、貸し出し平均金利や預金金利などと比較しても高すぎる現状から、ドイツやフランスなみの市場平均金利の2倍以内にするなど適正な水準をめざします。

契約無効金利も上限金利に連動

契約無効金利も上限金利に連動させます。さらに引き下げまでの間グレーゾーンでの貸付けを禁止するとともに、日賦貸金業者(上限金利54.75%)や質屋、電話担保金融に対する特例措置を廃止します。

短期・少額融資の特例を許さず

短期・少額融資の特例措置は、新たなグレーゾーンの発生など金利規制の抜け穴となるものであり、結果的に過剰融資・多重債務につながるものであり認められません。

広告・宣伝やATM規制

返済能力を超える安易な借り入れを助長し、まっとうな金銭感覚を麻痺させている消費者金融によるTVなどの宣伝・広告(消費意欲を煽り、子どもへたちへの影響も大きい)や無人契約機・ATMでの融資などを規制します。

リボルビング契約の見直し

少額返済・長期間にわたる借入れを可能とし、消費者の債務依存体質を深め、債務額の増加・過剰な借入れを助長しているリボルビング契約を見直します。

保証料の規制

利用者が負担する保証料についても利息の支払いとみなすなど厳しく規制します。

貸し手に対する、貸付量や金利、参入、契約・取り立て行為など規制を強化します。

借り手にとって複雑かつ不利益を被る契約関係文書(消費者信用団体生命保険:借金申込書と一体的に生命保険に知らないまま加入(同意)させ、保険料は消費者金融が負担、死亡すると借金分を保険会社が補償するもの)の内容や告知など説明責任を徹底させ、強引な取立て行為を規制します。

相談窓口や消費者教育の充実

多重債務や過剰融資を把握・解決するため、過払い金回収へのアドバイスや生活支援指導などを行なう自治体での相談窓口(法律相談機関への紹介など)を設けます。

クレジットや借金に関する消費者教育(学校や職場、地域での出前講座など)を充実します。

大手銀行のあるべき責任の追及

大手銀行は、この間消費者金融と資金・業務提携を進め、消費者金融の資金調達の6~7割を占める低利の融資(2%前後)を行い、金利による住み分け・役割分担を図ってきました。しかし、預金は超低金利のままで、公的資金の注入など公器としての銀行が堂々とサラ金業者と一体化し、宣伝広告しているのは大きな問題であり、銀行のあるべき責任を追求します。

低所得者層への支援の充実

低所得者層や生活苦に対する地域金融や公的金融機関等の支援を拡充します。

信用情報の規制

業者に信用情報機関への登録を義務付けます。借り手情報の収集・使用についても適切な運営・管理など整備をします。信用機関のもつ借り手の個人(信用)情報・利用状況を顧客に開示させます。

年金転貸融資利用の多重債務者にも、住宅を手放すことなく生活再建する道を

年金転貸融資利用の多重債務者にも、住宅を手放すことなく生活再建する道を開くよう、年金転貸融資利用の貸付債権者に民事再生法第196条第1項第4号の住宅資金特別条項を適用するようにします。

消費者金融に対する「団体訴権」を導入

消費者金融に対する「団体訴権」を導入し、被害の予防・消費者の権利拡大をめざします。

3、暮らしの安全を守ります

警察活動の信頼回復

「安全な国」神話が崩れ、市民の間に不安が広がっており、犯罪を減らし安心できる社会を取り戻すことが求められています。「犯罪は社会の鏡」といわれるように、その背景には景気の低迷や政治不信、過度の競争原理主義が社会の混乱、犯罪を招く点があることにも留意すべきであると考えます。また、適正な監視システムの確立ないままの警察力の強化は、市民活動の阻害につながる両刃の剣となる危険性もあります。検挙率の向上にしても、まず警察不祥事の根絶と信頼回復、捜査能力の向上が必要です。警察が真に市民生活の安全の守り手として、国民からの信頼を回復するためにも、住民代表や有識者など外部の第三者による監視機構を設置します。また、公安委員会が本来の趣旨に立ちかえり、市民の代表として警察をきちんと管理するようにその機能の強化に努めるとともに、公安委員会がより市民

の理解をえるため、その活動内容を明らかにする「白書」の発行などを行うようにします。

「空き交番」の解消

「空き交番」が増えていますが、警備公安警察のあり方や機動隊の大胆な見直しを行い、防犯や交通安全など市民生活に密着した刑事部門、生活部門、交通部門の現場を重視するなどの強化することによって適正な配置に努めます。警察署や交番の再編に当たっては、関係自治体や地域住民の声を尊重するようにします。

消防力を強化し地域安全安心センタ - へ

消防は、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するなど、市民生活を守るうえで大事な役割を担っています。最近、とみに安全と安心に対する住民ニーズが増大し、各種災害から住民の命や財産を守る消防行政の充実とその体制の確立がより大きく求められるようになっていきます。

消防機関を地域に暮らす住民の安心の拠り所として、災害の未然防止から、発生した場合の即時対応、被災者の社会復帰や救済まで、総合的に情報やサービスを提供する「地域安全安心センタ - 」を目指していくことを提案します。

地域の実情に即した消防の充実強化

消防職員の充足率は全国平均で75%程度であり、今後とも「消防力の整備指針」を目標として、地域の実情に即した各自治体における消防職員・消防資機材の整備を進めます。消防用ヘリコプターの配置の増強や緊急消防援助隊の装備資機材の充実を進めます。消防車と救急車の機能を併せ持った「消防車」の導入を進めます。自治体単位で策定されている地域防災計画や災害応援協定について、具体的な見直しを進めます。

小規模雑居ビル対策の推進

小規模雑居ビルの安全性の確保に向けて立入検査や周期的な事後点検、改善指導を含む違反是正措置を強化するため、緊急対応として新たに「消防防災支援要員」を確保します。

消防団の活性化と団結権問題の前進

消防団員の待遇改善を図るとともに、女性や学生の登用など、消防団の活性化に努力します。消防職員の団結権問題の前進に向け、消防職員委員会の検証を行います。

消防への住民の意思の反映

住民の意思が消防行政に反映できるようなシステムづくりを行います。また、消防組織の再編・広域化が、消防サービスの低下を招くことなく、総体的に向上するよう求めます。

ソフト面の強化

ハード面だけの整備だけでなく、市民の潜在的な防災能力を引き出すための防災教育、地域におけるボランティア組織の育成など、「災害に強い人づくり」といったソフト面の整備を推進します。

4、ユニバーサルサービスを維持し郵便局ネットワークをくらしの向上のために活用します

郵政民営化に反対

郵政民営化によって、公共性や利便性よりも、採算性や経営判断が優先されることになり、そのツケは国民・利用者に負わせられることになること、同時に、郵便及び金融のネットワーク、ユニバーサルサービスが崩壊させられ、過疎地域や離島での生活、高齢者の利便性が損なわれることを強く危惧し、郵政民営化関連法案に反対しました。「三事業一体」「独立採算制」の公社形態の下で一層の経営改革を積み重ね、経済や地域の活性化、利用者サ

ービスの向上に努めていくべきであり、国民の財産である郵便局網と全国一律サービスを社会的な「公」として堅持します。

全国4696の郵便局の再編計画の撤回・修正を

2007年10月に民営化を控えた日本郵政公社が2006年6月に打ち出した集配業務を行っている全国4696の郵便局の再編計画は、地域の実情を無視した唐突な「地方切り捨て、住民サービス切捨て」であり、撤回ないしは修正を求めます。

国民・利用者の視点で、郵政民営化の見直しも要求

郵便貯金業務の取り扱う局の限定や窓口の振り込み手数料の値上げなどのように、民営化をにらんだコスト・採算性優先の動きはどんどん実施されています。国民・利用者の視点に立って、郵政民営化の問題点の監視・検証を進め、郵政民営化の見直しも求めていきます。

徹底した情報公開、郵政ファミリー企業の見直し

特定郵便局制度自体については必要な見直しを行います。「郵政公社」がより一層、公共的事業として地域と密着した運営を行うには、事業運営のすべてを公開し、事業の透明性を確保しなければなりません。役員の給与・退職金・天下り状況をはじめ、管理職員の人数やその占める割合などについても積極的に情報公開すべきです。いわゆる郵政ファミリー企業について、公社経営にしわ寄せをもたらし、また、癒着・腐敗を生み出す温床となっていることから、関連企業、法人の事業内容や収支決算および役員等の天下りに関する情報公開を断行し、厳しく見直しを図ります。

非常勤職員の身分・待遇について同一価値労働・同一賃金原則を徹底

本務職員とほぼ同一の基幹作業を行っている非常勤職員の身分・待遇について同一価値労働・同一賃金原則を徹底します。業務委託に当たっては、現場で働くすべての労働者に対して、賃金の最低基準額を保証する公契約法の考え方に則り対応します。

経営体制を市民・利用者、従業員代表参加で抜本的に改革

国の間接的経営である公社形態を維持し、その経営体制を市民・利用者、従業員代表参加で抜本的に改めます。市民・利用者の立場から郵政の運営に対して監視、苦情、陳情、救済する公的な機関を設置するなど、郵便局の運営に際し、職員の声や利用者の声を反映させるシステムを作り、公共性をさらに発展させます。

2万4700の郵便局ネットワークを高齡社会や地域コミュニティーの再生のための拠点として活用

2万4700の郵便局ネットワークをNPOや地方自治体と連携・協力し、高齡化社会や地域コミュニティーの再生のための生活拠点、地域防災や災害時の拠点として活用します。

第3種、第4種郵便制度を維持

第3種、第4種郵便制度を維持し、社会政策・福祉的サービスの現行水準を維持します。さらに、NPOなど非営利・市民活動団体の差し出し郵便物への低額料金制度を検討します。

「地域いきいき・みどりの郵貯改善プラン」を策定

郵貯・簡保資金の運用については、現在の国債偏重ともいえる運用を見直し、「みんなのお金」として、大規模公共事業中心ではなく、地域のために、みどりのために、福祉のために、女性起業家やNPO、中小企業のために使うべきです。そのため、「地域いきいき・みどりの郵貯改善プラン」を策定し、投資基準の作成と資金運用委員会の創設、地方への郵貯資金の供給、地域の住民ニーズにあう「小さな公共事業」の推進、郵貯資金の信用保証協会向け融資、自治体による小口ローンの取り扱い、中小ビジネス、ベンチャー企業、再生可能エネルギー産業、女性の起業、NPO、ワーカーズコープなどへの社会的責任投融資、郵便貯金を媒介にした「地域通貨」の連携・支援、地域福祉寄付推進の積み立て貯金サークルの創設、民間保険に入れない人への保険サービスの提供を進めて

いきます。

5、真の公共放送としてNHKを改革します

「NHKは変わった」という明確なメッセージ

国民・視聴者の負担する受信料により維持・運営される公共放送でありながら、協会職員による経費の不正支出、私的流用、不適切な経理処理等の不祥事が相次いで発覚し、特集番組作成を巡る政治的介入家との関わりによる改変など報道の中立性・独立性も問われる大きな問題が発生しました。一方、規制改革会議では、NHKテレビを報道などの「基幹的サービス」と娯楽番組などの「それ以外のサービス」に再編し、娯楽番組は新たに有料放送にする方向性での議論が行われています。これでは、民間に新たなもうけ口を提供し、視聴者は受信料以外に料金を負担しなければ、これまでと同じ放送でさえ楽しめないということになってしまいます。求められる改革は、公正・中立で良質な番組作りであり、会計の明朗性の確保であり、不正経理問題と番組への政治介入の排除・公共性の確保こそ私たちの求めるものです。受信料不払いの激増に現れている国民・視聴者の怒り・失望をNHKは真摯に受け止め、再起の糧とすべきであると考えます。信頼回復のためには「NHKは変わった」という明確なメッセージが必要であり、NHKの構造改革の断行、役員体制の一新、不偏不党と言論・放送の自由の確保、良質な番組作りが不可欠です。

国営でも民営でもなく、市民の負託に応える公共放送の担い手として再生を

公共性なくして、受信料の支払いを義務化されても納得や理解は得られないし、政治からの独立性の保障されない公共放送に対する信頼もあり得ません。NHKに対する信頼性の回復、良質な番組の製作・提供こそ受信料に対する理解を得る唯一の道であり、国営放送化も安易な民営化もとりません。あくまでもNHKが市民の負託に応える公共放送の担い手として再生するよう強く求めます。

NHKは不偏不党、公正・中立に

菅義偉総務大臣は、「拉致問題は国の重要政策」だとしてNHKの短波ラジオによる国際放送で取り上げるように放送法33条に基づく命令をしました。国際放送が1952年にスタート以降、個々の案件で命令が出されたことはなく、個別項目の実施命令は今回がはじめてです。拉致問題が重要なことは間違いありませんが、それを放送せよと政府が命じることは、憲法の原則に反し、放送の自由や編集の自由を定めた放送法1条、3条を侵害するものです。権力による報道・言論機関への介入を断じて認めることはできません。権力による自由の侵害に断固抗議するとともに、命令放送の条項の廃止を含め放送法の見直しに取り組みます。

6、市場競争万能から公共性重視の情報通信政策に転換します

公共性とユニバーサルサービスの保障を

放送だけでなく通信も社会的共有財産であり、一定の公共性というものを帯びています。通信の自由化、商業化を市場原理のまま放置するということだけではなく、社会政策、金銭面を含めて、通信の公平な利用の保障をどう築き上げていくべきかが大事です。政府は通信の公共性、低所得者等にも通信の利用をどのように保障するかというシビルミニマムの政策体系というものを構築していく必要があります。また、相対的に弱い立場にある地方メディアを、意識的に守っていくことが必要であり、地方の情報発信力の確保や、地方メディアの経済的自立のために必要な規制は維持拡大すべきです。

電磁波が人体に与える影響の調査

旧郵政省は、省令により1999年10月1日より従来の電波防護指針答申を強制規格として制度化しましたが、各国の防護指針値との比較においても緩い基準値となっています。一方、携帯電話本体や無線局の電磁波による人体への影響については、海外の研究者が「脳しゅようやがん、白血病などの発症と関係がある」との研究結果を発表し、国内でも一部の研究者が有害の可能性を訴えています。健康面での安全が担保される科学的根拠を得るためにも、長期的電磁波被曝による非熱効果のガンや記憶減退等の人体影響も含め、電磁波の影響に関する調査を公平・公正かつ科学的立場で行うべきです。電磁波の安全性に疑問を持つ学者や市民団体も含めた合同調査も検討すべきです。

予防原則に則った対策の実施

国際ガン研究機関IARCは2001年6月に、極低周波電磁波を「ヒトへの発がん性の可能性あり」と分類しました。極低周波と高周波の違いはありますが、少なくとも電磁波について100%安全ではないことを初めて国際機関が認めました。携帯電話各社は、国の電波防護基準値を大幅に下回っているから人体への影響はないと主張していますが、現行の総務省の電波防護基準値は電磁波の「刺激作用」と「熱作用」だけを考慮した外国に比べ非常に緩い基準値です。諸外国の規制は予防原則に則ったものが多く、人体への影響が灰色な電磁波に対する賢明な対応は、安全性が疑われるゆえに慎重に回避するということから、「予防原則」だと考えます。有害とされているものは当然ですが、人体への安全性の確固たる証拠も、人体への影響の確固たる証拠もない中で、有害であるかもしれないものからも国民を守っていくことが行政当局に求められています。環境基準や食品安全基準などの各種基準値等を大人をベースにしたものから、子どもの特徴を考慮したりリスク評価と基準に変えていかなければなりません。

携帯電話の基地局建設等への基準作り

現在、日本各地で携帯電話鉄塔やPHSアンテナが建設され、他に最適の立地条件の場所があるにもかかわらず、野放図に建設が強行され、事業者と住民とのトラブルも多く発生しています。携帯電話会社という一民間企業の営利活動を遂行するために、憲法にある健康な生活を営む権利を不当に侵害されてはなりません。予防原則に則り、健康への悪影響が懸念される教育施設、住宅地、病院等に隣接して建設することができないようにする規制を行います。また、建設する場合は、携帯電話会社自身が「電磁波安全説」を唱えているのですから、データを公開し、地権者だけでなく、建設前に住民にきちんと説明するようにさせます。基地局の安全性が確立されていない限り、電波を受ける周辺住民の了解なしに基地局が設置されるのは不当なことで、設置の可否については近隣の意志が尊重されるべきです。したがって、周辺住民に24時間間断なく電磁波が照射されるという携帯中継基地局の特性からしても、事前の説明を十分行うことや、住民の意見を十分聞くこと、代替案の検討を行うことなどは、企業の社会的責任であり、最低限の義務です。

携帯電話の電磁波被曝について

携帯電話の電磁波被曝問題について、被曝リスクを減らす方法のPRや、電話機への記載は当然行うようにさせます。少なくともタバコと同じ程度のPRや記載説明は必要です。また、影響を受けやすい子どもや若者の携帯電話使用の一定の制限も検討すべきです。電磁波の人体に与える影響は解明されておらず、携帯電話の歴史が浅いだけで、将来大きな問題になることも危惧されます。最近、シックハウス症候群であるとか、化学物質過敏症など、居住者が、建物が原因でのめまい、吐き気、頭痛、平衡感覚の失調や呼吸器疾患などいろいろな症状、体の不調を感じる事が大きな問題となりつつありますが、電磁波の場合も同じだと考えます。電磁波過敏症の治療方法の解明や発症を防ぐ予防法の啓蒙は必要です。

PLCの慎重な論議を

高速電力線通信(PLC)については、アマチュア無線家、短波放送、電波天文に限らず、

影響は航空管制や漁業無線、防衛庁、警察、医療機器など広範囲にわたっています。問題が残されている中で、安易に解禁し見切り発車するのではなく、電波監理審議会で出された要望事項を十分くみ取るとともに、パブリックコメントで寄せられた反対意見や懸念事項にも耳を傾け、もっと時間をかけて科学的な検証を行い、慎重に議論を尽くすべきです。

放送分野の情報バリアフリー化の推進

1997年の放送法の改正で、視聴覚障害者の利便の増進を図るため、字幕放送の全国ネット化を可能にするとともに、テレビジョン放送事業者等は、国内放送による放送番組の編集に当たっては、字幕番組及び解説番組をできる限り多く設けるようにしなければならないとして、国内放送の字幕番組をテレビ放送業者の努力義務とするという規定が盛り込まれました。その際、参議院逡信委員会では、「放送の有する社会的機能の重要性を認識し、放送における情報格差の是正を図るため、障害者や高齢者に対する字幕番組・解説番組が大幅かつ計画的に拡充されるよう、これら番組の普及促進のための財政・税制上の支援の充実等総合的な施策を推進すること」という附帯決議が付されています。その後、NHKや民放各局は、それぞれの目標の設定により一定の改善がみられていますが、ローカル放送局や教育テレビ、放送大学、衛星放送等などの実施状況は不十分なままであり、また、放送の多くを占める生放送は字幕放送の普及目標の対象外とされたこともあり、放送分野の情報バリアフリー化をさらに推進します。

字幕放送等の義務規定を

字幕放送の普及率が非常に低く、またコストもかかる中、とりあえずは全放送事業者においてできる限り早く字幕放送等を進めるということが第一義的な問題だということで、いきなり義務づけではなく、努力義務にしたということが1997年当時の実情でした。「視聴覚障害者向け専門放送システムに関する調査研究会報告書」でも、法的な義務づけが要求として出されていたこともあります。テレビへのアクセスは基本的人権であり、法改正後10年の状況を検証し、字幕放送の義務化や生放送を含めた字幕放送のガイドライン策定、テレビ受信機のガイドライン策定が必要であると考えます。

障がい者向け補完放送への費用助成の充実

各局でも字幕制作のための投資や技術開発を行っており、一層充実するべきですが、日本語環境での字幕制作の技術の向上や一番組あたりの字幕の制作コストの低下という課題は否定できません。民放で進めるためにも、国の財政支援や研究・技術開発支援の拡充に加え、字幕放送の認知度を高め、スポンサー収益をあげることに配慮しつつ、一方でスポンサーにもこういう全社会的課題については協力していただくようにします。

7、国家による監視社会に反対し、プライバシーを守ります

住基ネットの凍結・廃止

強権政治の与党体制の下において、国家的危機管理の面が強調されている、住民基本台帳ネットワークシステムが本格稼働しましたが、セキュリティ対策、費用対効果、付番の是非など大きな問題を抱えています。住基ネットシステムに不安を抱く多くの市民や自治体労働者と連携しながら、ネットワークシステムの凍結・廃止を念頭にシステムの監視と問題点の追及に取り組むとともに、実効性ある個人情報保護条例制定などの自治体の自治権発揮の取り組みを支援していきます。

「個人情報保護しない」個人情報保護関連法案の抜本改正

自己情報コントロール権や、言論・メディアへの政府介入の排除、センシティブ情報の収集の原則禁止、目的外利用・外部提供の例外の限定、個人情報ファイルの事前通知、個人

情報ファイル簿の作成・公表の例外の限定、データマッチング規制の導入、開示請求等に対する決定期限の特例の廃止を明記するとともに、行政から独立した「個人情報保護委員会」の設置等を含むよう個人情報保護法および関連法を改正します。

個人情報漏洩罪に異議あり

個人情報を扱う民間企業の従業員や業務委託を受けた企業の従業員に対し、個人情報をみだりに他人に知らせたりすることを禁じるとともに、不正な目的で個人情報を第三者に漏らした従業員らに罰金や懲役を科すことが与党内で検討されています。しかし、企業の従業員による研究目的の利用、公益通報(内部告発、マスメディアへの情報提供)など、正当に保護されるべき行為についてまでもが刑事罰で処罰されることになりかねません。個人情報の漏洩の本来の被害者であり保護法益の主体であるはずの個人情報の主体の立場からすれば、個人情報取扱事業者自身も加害者であり、被害者というとらえ方をすべきではなく、個人情報保護法に分野横断的な個人情報漏洩罪を設けることには反対です。

プライバシー保護個別法の制定

国勢調査等、統計調査においても個人情報とプライバシー保護を最重視するようにするとともに、医療情報、教育情報、金融情報などのセンシティブ(取り扱いに注意すべき)情報について、個別の個人情報保護法を整備します。住民基本台帳や戸籍について、公用及び公益目的以外での公開を制限し原則非公開とします。

8、構造計算書偽装問題への対応

構造的問題に踏み込んだ対策が必要

耐震強度偽装事件は、住宅そのものの安全性に対する信頼を崩すものとなりました。これは単なる建築士個人や個別業者の問題ではなく、激しい住宅販売合戦と安全性よりも安さや効率性ばかりが追求された建設業界の異常なまでのコスト削減競争、手抜き工事等の欠陥住宅を生み出す元請 - 下請 - 孫請という重層的多重下請・ピンハネ構造、「設計」、「施工」、「監理」の「三権分立」の崩壊、ずさんな建築確認・検査の実態といった構造的な問題にもしっかりと踏み込んだ抜本的な対策が必要です。そしてなによりも、小泉政権がしゃかりきに進めている、規制緩和・民間開放の流れ自体が、私たちの生活の根本を掘り崩すものです。

被害住民の立場に立った救済策

政府は、昨年末に「構造計算書問題への当面の対応」をまとめましたが、国のスキームに即した建て替えは一件もなく、欠陥住宅の住民は今も困っています。融資した金融機関の責任追及とともに、「二重ローン」の負担軽減策及びスキームの見直しを含めた国の積極的な対応を求めています。担保価値を見誤って融資した物件に対する住宅ローン金利の恒久免除、利子補給の支給条件の緩和、金利減免幅の拡大、資金調達が難しい被害者住民への公的無利子融資の実施、住宅再取得時の不動産取得税・登録免許税の減税、住宅ローン減税期間の繰り延べなどの対策を講じます。

再発防止策

欠陥住宅の再発を許さないという立場から、罰則の一層の強化や中間検査の義務的实施、建築確認審査事務のあり方の改革をはじめとする抜本的な対策強化を要求します。また、住宅保障保険制度の創設を検討します。これまでの建築行政について徹底的に検証し、建築確認審査事務のシステムの抜本的な見直し、自治体の建築主事の充実強化、適正マンパワーの確保、一級建築士の専門化(意匠、構造、設備)及び地位向上と責任の明確

化、インスペクター(住宅検査官)制度の導入を検討します。

被害者救済代行制度の検討

国や自治体が問題業者の代わりに補償を立て替えるような犯罪被害者救済代行制度を検討します。

2. 環 境

社民党の環境政策は、美しい自然を取り戻したり、生活環境をきれいにするというだけにとどまらず、人間と自然の共生が図れる社会をつくることを目的としています。

人間には、過酷な労働からの解放、便利さや快適さの追及という果てしない欲望があります。この欲望によって人類の生活は限りなく進歩しましたが、反面、自然や生態系、生活環境は破壊され汚染されるという結果をもたらしました。社民党の目指す自然との共生社会とは、人間の属性とでもいべきこの欲望を人々の合意と協力によってコントロールしていく社会のことです。共生とは、換言すれば、人間のあらゆる活動を、自然や他の生物の再生(再生産・循環)が可能な範囲にとどめるようにするということです。

地球温暖化防止を実現するため、循環型の持続可能な社会システムの構築をめざし、以下の政策を提起します。

1、地球温暖化対策を推進(脱化石燃料)・徹底します

地球温暖化の原因とされる温室効果ガス(CO₂)の排出量は、総排出量が13億5500万トン(04年)、京都議定書の基準年1990年12億トンに比べて8.0%の超過という状況であり、目標のマイナス6%からすると14%の削減義務が生じており、その達成は危機的な状況です。温暖化による平均気温の上昇は、生態系の変化、海面上昇、伝染病の流行、森林破壊、極端な気象による洪水・自然災害、食料(穀物)生産の減少、水不足、飢餓・難民の増加など世界的な危険であり、それらを回避するためにも、温暖化防止対策の徹底、京都議定書目標達成計画を推進します。

(1)産業界に温室効果ガス排出量の削減を義務づけ

事業者(一定量以上排出する者)に対する排出量の算定・報告・公表制度(07年公表予定)が導入されましたが、排出量の規模を見直すなど対象者を拡大します。

企業の自主的な排出削減対策を基本とした対策では推進力が弱く大幅な削減は見込めません。産業界に対しては、全体の削減目標や年次ごとの目標を定めさせるとともに、その計画と実施状況を公表させるようにします。排出削減努力がたりない事業者に対する勧告制度やペナルティも整備します。

また、国が作成する達成計画や地方公共団体の実行計画は、市民のチェックができるようにするとともに、達成計画・実行計画、具体的実施の策定、監視、評価等に対して国民の関与ができるようにします。

(2)環境税(炭素税)の導入

地球温暖化対策を実効あるものとするためには、排出量取引や森林の吸収率算定などの柔軟措置(京都メカニズム)に依存するのではなく、工場の排出規制や自動車の排ガス規制など排出源対策の強化を図るべきです。そのためには環境税(炭素税)の導入が最も有効です。環境税とは、二酸化炭素を排出する行為に課税するものであり、それによって企業や消費者(マイカーの運転者等)に、二酸化炭素を排出する行為を回避させることを目的(経済的誘導効果)としています。社民党は現行石油税と同様、蔵出しの段階での課税を考えていますので、企業や消費者は購入時に環境税を負担することになります。

使途については、温暖化防止対策に資する森林整備・保全対策の推進等を図ります。

(3)環境保全を中心とした生活・文化体系に

度を越えた大量の資源エネルギー消費や食料の大量生産・破棄をやめ、環境保全を中心とした生活・文化体系(エコロジ的な材料や製品の開発・普及など)に変換します。工場、輸送事業、建築、エネルギー分野などでの省エネルギー対策を一層推進します。グリーン購入法を拡大・推進します。

(4)交通体系の見直し、自動車の排出ガス規制の強化

自動車やトラックが主流となっている人や物品の輸送を鉄道や海運へ転換します。公共バスについては燃料電池化、ハイブリッド化を進めるほか、新しい路面電車LRT(軽快電車)に転換します。また都市部での交通量を抑制するため公共交通とマイカーの連携をスムーズにするパーク&ライドを普及します。さらに公共交通機関を充実し、人々がマイカーではなく公共交通を積極的に利用する施策(公共交通の方が経済的で利便性が高くなる施策)を進めます。

ディーゼル車から排出されるNox(窒素酸化物)やSPM(浮遊粒子状物質)は依然幹線道路周辺を高濃度汚染しており、継続的に発生する多量の自動車排ガスが、ぜんそくなど健康被害を招き、重大な権利侵害をおこしています。

各公害判決を踏まえ、各自治体と連携を図りながらディーゼル車の総量規制(走行量規制)、健康被害実態の調査、被害者の救済、メーカーの責任追及と補償、有害物質の除去など排ガス・大気汚染防止対策を実施します。

局地的な高濃度汚染対策、対象物質や環境基準の見直し、自動車Nox・PM法の見直し(対策地域の拡大と流入車規制など)、低公害車の普及など自動車排ガス規制対策を強化します。

(5)自動車関係諸税の見直し

自動車重量税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税などの自動車関係諸税の用途を見直し、環境対策、地方生活交通(バス・鉄道)の維持、低公害車・低燃費車の開発・普及、森林整備等の財源に振り向けます。

2、水俣病の被害実態を明らかにし、被害者救済と全面解決を目指します

公害の原点とされ、経済成長の犠牲となった水俣病の公式確認から50年が過ぎましたが、被害者の実態は未だ把握されておらず、被害者への補償・救済も混乱したままであり、全面解決にはほど遠い状況です。最高裁判決(04.10)では、水俣病の発生と被害拡大に対する国・熊本県の責任が明らかとなりましたが、その後も政府の姿勢は責任逃れに終始しています。

新たな認定申請者は4500人を突破しながらも認定審査会は機能停止状態であり、被害者は放置されたままです。さらに申請者は40~50歳台が多く、胎児性・小児性患者への健康診断、生活支援、社会保障の充実など早期救済が急務です。

衆参両院では、「水俣病公式確認五十年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議」(06.4)も採択されています。

社民党は、最高裁判決を踏まえ国の責任を明らかにし、全被害者の実態把握と救済・補償体制の構築を基本とした水俣病の全面解決をめざし、現行の認定制度の見直しや総合医療対策事業のあり方も含め、総合的な解決策(特別立法等)を追求します。

多くの患者を救済せず被害を拡大し、医学上の根拠もなく、地域を混乱させてきた認定制度(公健法の77年判断条件)を見直し、司法判断等を踏まえた水俣病の病像を統一します。

健康診断など被害実態の全面調査と被害者の特定を進めます。

高齢に伴い症状が悪化している胎児性患者の社会保障を充実します。

行政認定、95年政府解決策、04年関西訴訟最高裁判決による司法救済、05年行政による新保健手帳交付など複雑かつ混乱している現行の補償・救済策を見直します。全被害者に対する公正・公平な救済と補償の枠組みを構築するため、全面的・総合的な早期解決策(特別立法の制定など)を追及します。

差別や偏見に長年苦しんできた被害者の心のケアや地域の再生を図るとともに、水俣病の調査研究・検証を進め、具体的な再発防止策を講じます。

環境汚染の防止対策を強化します。

政府による検診医の確保・増員、早急な健康診断等の医療体制を進めます。

総合医療対策事業については、特別立法への吸収も視野に、当面の措置として医療制度の拡充等を進めます。

「水俣病問題に係る懇談会」の提言(06.9)の早期実施、「被害者支援総合基本計画」や「いのちの安全調査委員会」など策定・設置を図ります。

工場廃水により水俣病を発生させた原因企業であるチツの責任を追及します。

水俣病の被害・教訓を世界に発信し、世界の子どもへの影響を防ぐためにも国際的な水銀の削減にむけた水銀削減条約の制定に取り組みます。

3、被害者救済をはじめ、総合的なアスベスト対策基本法の制定をめざします

06年に成立した「石綿による健康被害の救済に関する法律」と「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止等の一部を改正する法律(廃棄物処理法、建築基準法、地方財政法)」は、部分的な改正にとどまり、被害者救済も不十分なため、早期の見直しとアスベスト対策全般をとらえた「アスベスト対策基本法」が必要です。

(1)被害実態の調査・把握を進め、健康管理対策、健康被害者への救済を強化

中皮種は原則すべて補償の対象とし、アスベスト肺がんなど中皮種以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにします。

指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、対象に加えるなど包括的な救済規定を設けます。環境再生保全機構等による指定疾病の認定に当たっては、対象疾病の拡大、認定基準自体とその運用の改善などを求めてきます。

原因と病気の因果関係を明らかにするための疫学的調査の実施、石綿に暴露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、専門医の育成、住民に対する定期的な経過観察、子供達の健康管理対策を図ります。

中皮腫について、臨床データを収集・共有するための情報システムの整備等、早期診断・治療法の開発のための基盤整備を行います。

アスベスト被害に関わる労災補償については、時効を適用しないこと。

労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置(労災年金)は極めて少額であり、これらの不備を改善するとともに、労働者災害補償保険法による保険給付を受ける権利が時効により消滅することがないように、時効救済措置に関わる給付請求の期限(法施

行日から3年間)を早期に見直します。

労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を確立します。

救済制度の施行状況について毎年公表するとともに、医学的知見、海外の状況など情報の収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要な見直しを行います。

(2)アスベスト製品の使用禁止など、アスベスト対策を強化

自治体、学校、病院など公共施設におけるアスベストの使用実態・濃度等の調査を義務化し、国民に情報を公開し、アスベストの除去を徹底します。自治体が行うアスベスト対策に要する経費について、適切な財政措置を講じます。

アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用等を全面禁止します。

建築基準法による規制の実効性を確保するため、アスベストを使用している建築物の実態調査を進めるとともに、解体現場における規制基準等の見直し、建築物・工作物所有者に対する相談体制等の環境整備を図ります。

不法投棄など不適正処理を招かないよう、アスベスト廃棄物の追跡管理を強化するとともに、廃棄物処分場(0.49本/L)や周辺の飛散防止対策など国と地方公共団体が連携して規制の徹底、監視の強化等に取り組みます。

アスベストによる被害防止にむけて、政府に「アスベスト問題に係る総合対策」を着実に実行させるとともに、関係省庁の連携強化、フォローアップを求めています。

アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄等を含めた総合的な対策を一元的に推進するための「アスベスト対策基本法」を制定します。

縦割り行政の弊害をなくし、国の責任を明確にし、戦略目標と具体的方針、体制等を整備します。被害者と家族、労働者、市民等の代表を含めた「アスベスト対策委員会」を設置します。

アジア諸国との連携を強め、アスベストの根絶をめざします。

4、有害化学物質、合成化学農薬を規制します

予防原則を確立し、人の健康や生態系への影響を未然防止する観点から、化学物質についての管理、情報開示、規制等を徹底します。

(1) 予防原則の徹底 = PRTR法の早期改正

新規化学物質や既存化学物質による環境汚染を防止するために、安全性の確認を行うことは当然ですが、その確認は簡単にできるのではなく長い時間を要します。ある化学物質が危険だと判明した時点で、製造や輸入を禁止したとしても、それでは手遅れです。国民の化学物質に対する不安もそこに起因しており、現時点で人の健康や生態系への影響が未解明でも、将来にわたって安心なのかという点にあります。何らかの異常が判明した時点で対処するやり方では被害の未然防止は図れません。残念ながら現行のPRTR法では、事業者の届出事項は「排出量と移動量」だけであり、対象物質も200から600と極めて限られています。したがって対象物質を拡大するとともに、事業者の届出事項に生産量、輸入量、使用量、受入量、引渡量、保有量を加え、予防原則を徹底することが必要です。また製品にどのような化学物質が使用されているのか消費者に理解できる表示を事業者に義務づけます。

さらに非点源(家庭等からの廃棄物、排気ガス等)の排出量と移動量を推計し、化学物質の流れや状況がより正確に把握できるようにします。化学物質に関する知識を共有できるよう、企業・自治体・専門家・市民によるリスクコミュニケーションを確立します。

家庭から排出される有害化学物質の50%が合成洗剤であることから、PRTR法による公表を進めながら、その汚染状況を検証し、使用方法の見直し・削減に取り組みます。

(2) 既存化学物質の安全性の確認

現在約2万種ある既存化学物質のうち、安全性点検が行われたのは、分解性・蓄積性関係で1377種、人の健康への長期毒性関係では246種にすぎません。この既存化学物質の安全性点検を早急に行います。

(3) 生活環境における化学物質の規制

生活環境の中で使用されることによって起こる化学物質の被害を未然に防止するため、「生活環境で使用する殺虫剤等の規制に関する法律」を市民とともに制定します。その中では次のことを明確にします。予防原則を導入し、人の健康や生態系に被害を及ぼすおそれのある殺虫剤等は、因果関係が科学的に立証されなくとも排除するようにします。生活環境で使用する薬剤は国の許可制とします。事前評価と事後評価を導入し、製造メーカーに、毒性試験や環境影響評価を実施した結果を公開してパブリックコメントを求めるようにするとともに、販売(使用)開始後の再評価制度を設けます。情報公開を徹底し、メーカーにあらゆるデータを開示させるとともに、製品に含有される成分名、含有量の表示を義務づけます。被害者救済のため国・自治体に相談窓口を設置し、健康被害者のための医療機関を設けるとともに医療保険が適用できるようにします。

なお非農耕地農薬(除草剤、害虫防止剤)に、農薬取締法を適用することによって乱用と被害拡大を防ぎます。また住宅地における農薬の使用はガーデニングも含めて規制します。景観維持のために行われる街路樹学校・公園などの樹木、草花への農薬散布も規制します。

5、廃棄物の抑制をはかり、循環型社会の形成を進めます

一般廃棄物の排出量は、98年5160万トン～03年は5161万トン、産業廃棄物の排出量も98年4億800万トン～03年4億1200万トンと増加しています。

子どもたちにきれいな空気やおいしい水、豊かな大地を継承していくためにも、排出者責任や拡大生産者責任の徹底・強化を図るとともに、焼却重視、リサイクル中心・埋め立てなどの自然破壊のごみ行政を転換し、廃棄物の抑制と天然資源の消費抑制をめざす循環型社会の形成に取り組みます。各種リサイクル対策(容器包装、家電製品、食品、建設資材、自動車など)は個別法で規制していますが、LCA(総合的な環境影響評価)や循環型社会形成推進基本法のもとで見直します。

(1) 拡大生産者責任の導入

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の循環型社会における優先順位を明確にするとともに、循環型社会の理念である拡大生産者責任(EPR:生産から廃棄にいたるまでの環境への影響に対して生産者に責任があること)を導入し、環境負荷の低減、排出者責任を徹底します。また、廃棄物の定義を見直し、占有者の主観的意志や有価・無価にかかわらず、客観的に廃棄物を規定し不法投棄・不適正処理を防止します。また事業系一般廃棄物(1700万トン・03年)は産業廃棄物として扱います。

処理場、処分場建設にあたっては、情報公開を徹底して施設の運営や管理を透明にします。施設から排出される有害物質のデータなどの住民への開示を徹底するとともにデータの改ざん等を防止するために、施設から独立した第三者(学者・専門家・住民)の関与を義務

づけます。また、計画の決定過程を情報開示の対象とするとともに、施設建設計画への住民参加を保障します。

廃棄物の発生を減らすため、具体的な経済的措置(課税など)を検討します。

(2)ダイオキシン類対策を強化

大気・水・土壌、食品におけるダイオキシン類の発生や蓄積状況の把握など調査・監視・規制を強め、汚染防止・除去、摂取量の軽減など対策を図ります。

疫学などを用いた人体や野生動物への被害実態調査・因果関係・研究を進めます。

現在、一般廃棄物焼却施設については、個別の排出量が公開されていますが、産業廃棄物焼却施設については個別に公開されていません。産廃施設での検査拡大、ダイオキシン類など施設ごとの排出量を公開します。

(3)容器包装リサイクル法の再改正を

リサイクル重視から「発生抑制」(リデュース)、「再使用」(リユース)優先に転換すること、事業者に係る排出抑制の対象を製造事業者まで拡大すること、自主的努力の見直し、レジ袋の有料化、家電製品、PC、自動車等、収集リサイクル費用を商品価格に含める潮流が定着しつつある中、容器包装に関しては扱いが不明確なことなど課題が残っています。

容器包装の再使用、拡大生産者責任の強化の在り方を検討し、法の実効性を高める再改正を求めています。

6、戦略的環境アセスメントを導入します

すべての公共事業を対象に、計画段階から環境影響評価を実施できる戦略型環境アセスメント法を制定し、ダム建設や森林・海浜・河川・湿地などの開発を規制し環境破壊を防止します。また公共事業の決定過程を透明にするため市民参加を保障し、行政・企業の情報開示を義務づけます。さらに事業が進められている過程においても、市民参加によって事業がチェックできるようにします。いったん着手された事業であっても、環境への負荷が大きいと認められる場合にも、計画の変更や中止ができるようにします。完成後の厳しい環境影響調査も義務づけます。

7、野生生物保護法を制定します

野生生物を保護するとともに野生生物の生息可能な環境を維持・保全・回復していくため野生生物保護法を制定し、保護指定地域における開発(森林・海浜・河川・湿地等の開発)を規制します。また合成化学農薬等の使用を規制します。日本に生息する野生生物種約3万種のうち、絶滅危惧種は動植物をあわせて2662種ですが、指定は57種にすぎません。日本に生息する野生生物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫、植物等)の生息実態と生息環境を調査・把握し、絶滅危惧種の指定を大幅に拡大します。また、日本固有の生態系を破壊する移入種の規制を行います。

8、環境団体訴権の導入、環境行政に対する市民参加を確立し情報公開を進めます

環境行政を推進していくための基礎は、市民参加、行政・企業の情報開示です。

EUの「オース条約」(01年発効)では、環境情報へのアクセス権、環境に関する政策決定への参加権、司法へのアクセス権を市民やNGOに保障しています。

さらに「市民参加指令」では、主な産業施設・公共施設の設置許可について「団体訴権」の導入が義務化されています。

日本でも幅広い「環境団体訴訟」の導入をめざすとともに、公的部門、企業、市民運動、NPO、個人のすべてが環境保全のための企画の立案、実施、評価に参加できるシステムを確立します。また、環境省の機能と権限を強化し、国の産業・経済政策を環境の観点からチェック・改善できるようにします。

9、水基本法の制定をめざすとともに、水の民営化に反対します

(1)水基本法を制定

地球的規模での水環境保全の必要性と、水に関する法律との一本化を図るために水基本法を制定します。基本法では5省(環境、国交、厚労、農水、経産)に跨っている水行政を一元化するとともに、水は国民の共有財産であること、水にかかわる事業は行政・国民共有の財産であること、水は共同域(河川流域)における管理が必要であること、水事業および水管理にかかわる政策決定過程において住民参加を保障すること等を明確にします。

(2)水の民営化に反対し、命の水を守ります

「命の源泉」である貴重な水を「金儲け」の手段としようとする水道事業の民営化の動きが世界各国で進行し、多国籍企業による「水の独占」、「水の商品化」、「水資源の収奪」など深刻な事態が予想されます。また、「水戦争はすでに始まっている」とも言われ、途上国では、水紛争の激化、洪水、水不足、公害、ごみ問題など都市の水問題が起きています。

水は人類の「公共財」という原則の下に、水の商業化・市場化に反対し、公共サービスを充実・拡大する、節水と環境保全による健全な水循環の確立に向けた取り組みを強める、水道事業の公営原則を守ること、途上国への水の民営化の強制阻止、水へのアクセス権奪還などに取り組みます。

10、土壌汚染対策、鉛対策を強化します

(1)土壌汚染対策法の見直し

工場跡地等での有害物質や射撃場(その周辺)で使用される鉛弾などが原因となった深刻な土壌及び水質の汚染が発見されています。土壌はいったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたり、人の健康や地下水、農作物への被害などの大きな影響を及ぼします。

汚染の未然防止(予防拡大)の観点から、汚染者負担原則を確立(汚染調査と除去等の措置など)し、統一的な汚染実態調査の実施と義務化、対象となる土地・工場・物質(基準)の拡大、調査結果の情報公開など土壌汚染対策法を見直し、対策を強化します。

(2)総合的な鉛リスク削減対策

鉛を含む重金属類や有害物質について、政府による省庁横断的な組織を設置するなど、

戦略的なリスク削減対策を実施します。

金属製アクセサリ類、生活用品や環境中の鉛の実態調査をします。

子どもの曝露を予防・教育施設での鉛の含有基準の設定、鉛を含有する製品の成分・警告表示、鉛弾・鉛散弾の段階的廃止、廃棄物処理施設から排出される鉛(その化合物)についての排出、農地土壌の鉛含有濃度基準などの規制を強化します。

製品中や環境中の鉛のリスクおよびその削減対策についての情報を収集し、データシステムの整備、相談・教育体制の整備などを図ります。

3. エネルギー

脱原子力のエネルギー政策に転換しよう！

社民党は日本の主要政党の中で唯一、脱原子力の立場を明確にしている政党です。

原子力発電は万一事故の際の危険が極端に大きく、その被害が甚大なものとなることが予想されます。とくに国土の狭い日本においては国家の存続にも係わる破滅的な事態にも至りかねず、決してあり得ないことではない過酷事故のリスクを私たちは引き受けることはできないのです。また、原子力発電はウラン採掘から精錬、濃縮、加工、発電、運搬等の一連のプロセスの各所で被ばくをとめない、周辺環境を汚染します。さらに、原子力発電にともなって必ず生じる放射性廃棄物の処分方法について、いまだ結論がでておらず、運転すればするほど「核のゴミ」がたまり続ける「トイレのないマンション」と例えられるような状況です。私たちの現在の電力のために千年・万年の単位の子々孫々の代まで、核のゴミを残すようなことが許されるのでしょうか。

もちろん、実際に電力エネルギーの3分の1程度を原子力が担っている現実は無視できませんし、直ちにすべての原子力発電を廃止することは現実的ではありません。社民党は、電力総需要の抑制や省エネの推進をはかり、代替エネルギーの開発を進めながら、危険性の高い原子炉や古くなって運転寿命に達した炉から順次、廃炉としていく段階的なアプローチを主張しています。

なお、現在のエネルギー供給に関係がなく実用化のメドも立っていないプルトニウム利用計画は直ちに凍結し、六ヶ所村における使用済燃料の再処理は直ちに中止すべきと考えます。核兵器への転用が容易なプルトニウムを需要もないままに製造し、ため込むことは国際社会から厳しく批判されているところであり、世界の核不拡散体制に対しても悪影響を与えています。

日本のエネルギー政策を原子力偏重から自然エネルギー中心に転換することは、単に原子力の危険を軽減し、被ばくや核のゴミを少なくするというだけでなく、新しい経済や社会のあり方を選択することにほかなりません。これは、エネルギー安全保障を高め、新たな産業振興と雇用の拡大をはかると同時に、地球温暖化防止など環境保護にも寄与することができる有益な選択なのです。

(1) プルトニウム利用計画の中止

使用済の核燃料を再処理し、取り出したプルトニウムを高速増殖炉の燃料として使用するという「核燃料サイクル計画」が日本の原子力計画の前提とされていました。この計画の中心であった高速増殖炉開発は1995年の「もんじゅ」のナトリウム漏れ火災事故で行き詰まり、他の先進各国でも、度重なる事故とコストが原因で断念されています。仮に高速増殖炉開発がうまく行っても2100年にやっと1%程度の電気がまかなえるだけであり、非現実的で極端な高コストとなるプルトニウム利用への固執はエネルギー安全保障上もマイナスです。核拡散上の問題も多いプルトニウム利用計画は直ちに放棄します。

(2) 電力・エネルギー需要の抑制

省エネルギー法を強化し、電力需要の伸びを抑制します。具体的には、電気機器のエネルギー効率のさらなる向上、電力会社の徹底したDSM(ダイヤモンド・サイド・マネジメント:需要面の方策)実行の要請、住宅政策や都市計画の中で省エネルギー努力の義務化などを行ない、冷暖房温度の適正化、エコアイスや温水器等のエネルギー効率の悪い夜間電力消費拡大を規制します。電力への依存率をあげずに総エネルギー需要を10%程度抑制するという目標

を設定し、産業界、地方自治体、公共機関などに目標達成を義務づけます。

(3) 自然エネルギーの普及促進とベース電源の置き換え

自然エネルギー促進法を成立させ、自然エネルギーによる電力買取りを義務づけ、自然エネルギーの普及を後押しします。現在は2010年に3%としか位置づけられていない自然エネルギーの比率を10%以上に設定しなおし、これを政策目標とします。

現在、原子力発電が電力供給に占める比率は約3分の1ほどです。ところが実際には、電力ピーク時でさえ約7000万kw、30%以上の原子力発電以外の設備が余剰になっており、設備能力だけで言えば原子力発電を明日からゼロにすることも可能なのです。このような状況を引き起こしているのは、原子力発電をベース電源と位置づけているからで、この役割をまず天然ガス複合発電に置き換えます。その上で、老朽化した原子炉を運転中止し、20年以上運転した原発は原則として廃炉とします。

第2段階として、風力発電の普及促進状況に対応して、風力発電をベース電源に組み込みます。しばらくの間は風力発電と天然ガス発電がベース電源の役割を担うこととし、次第に天然ガス発電の比率を減らしながら、最終的に風力発電をベース電源とします。

(4) エネルギー安全保障とベストミックス

通常、着工から運転開始まで10年から20年を要する軽水炉は、今すぐ着工できても運転開始は2010年以降になります。原子力発電の立地の困難さを考えるならば、原子力に頼り続けることが、逆にエネルギー危機を作り出すことになりかねません。

エネルギー安全保障を考え、下記のようなベストミックスを目指します。

ベース電源：天然ガス複合発電、風力発電、水力発電

ミドル電源：燃料電池、石油火力発電

ピーク発電：太陽光発電によるピーク平準化と石油火力発電

(5) 自然エネルギー促進による雇用の拡大

EUは2010年までに自然エネルギーの比率を域内総エネルギー消費の12%にするという計画です。100万個太陽光発電システム、1000万kw風力発電、1000万kwバイオマスなどの目標を掲げ、10兆円の投資を行なおうとしています。これは100万人の雇用をつくりだすと試算されているものです。欧米各国は、自然エネルギーの普及を産業振興と雇用拡大の重要な鍵と考えているのです。

日本は2010年に新エネルギー3%という低い比率しか掲げていませんが、これを10%に引き上げ政策的投資を行なうことでEUと同等の雇用拡大を獲得できると考えられます。

(6) 日本における温室効果ガス抑制と発展途上国への技術援助

エネルギー需要の抑制と自然エネルギーの普及・促進で、2010年頃に温室効果ガスの排出を1990年レベルから6%削減(現時点からは15%削減)を達成します。総エネルギー需要10%抑制と自然エネルギーの比率を10%に高めることで、この目標は十分達成できるはずで、日本で確立された風力発電、太陽光発電、バイオマスなどの技術を、中国をはじめとするアジア各国に積極的に技術移転することで、日本は地球規模で温暖化防止に寄与することができると同時に、自然エネルギー産業の大きな市場とさらなる雇用を確保することが可能となります。

4 . 農林水産

1、農家経営の所得安定対策の拡充をめざし、地域農業・農村の振興を図ります

(1) 政府が推進する「戦後農政の大転換」としての新たな「品目横断的経営所得安定対策」は、支援対象を約3割の担い手だけに限定し(約40万経営体、規模要件は認定農業者4ha、集落営農は20ha)、大規模化をさらに促進するものであり、家族農業や集落の機能を弱体化させるものです。

それは、意欲あるすべての農家を支援することにはならず、家族農業や中小農家を切り捨て、担い手と非担い手の2極分化(効率化のもとでの選別農政)を進めるものでしかありません。

その先には、農家所得のさらなる減少(販売農家の所得は00年606万円 04年351万円)、農産物の価格下落(農業総算出額96年10.3兆円 05年8.5兆円)、離農の増加(総農家戸数は00年312万戸 05年285万戸)、耕作放棄地の増加(95年25万ha 05年38万ha)、農産物の生産低下、中山間地農業の没落、食料自給率の低下と優良農地の喪失、多面的機能の低下が迫っています。

このような政策を見直し、家族経営農業の充実のための直接支払とし、食料自給率の向上、地域農業の発展をめざします。集落営農の面積要件などは柔軟化し、対象品目の拡大とともに地域で自主決定ができる制度をめざします。

(2) 政府は、「農地・水・環境保全向上対策」(予算額303億円)を品目横断的な経営所得安定対策との車の両輪と言いますが、内容は、交付金の支給を地域共同体とその地域内農家に狭く限定し、国の支援も少額(基礎支援:水田10アールあたり2200円、プラス県・市で2200円)であり、環境保全に貢献してきた減農薬や有機農業は対象外としているなど不十分な面があります。

社民党は、日本の国土(7割が森林)や中山間地域、多様な生態系を生かし、地方が取り組みやすいよう国の財政支出を拡大(予算の倍増など)し、自治体負担を軽減、平地・都市・中山間地の役割を明確化、豊かな田園、田んぼ(生物)、農業水路づくりなど自然環境保全に貢献する「環境支払い」として充実・拡大を図り、豊かな地域農業、集落機能を築きます。

2、自然環境保全・地域農業再生を農政の基本とします

(1) 人間の健康と食の安全、環境にやさしい有機農業など環境保全を基本とした農業を推進します。有機農業は、農薬使用の制限、適切な物質・栄養循環、土壌保護、生物多様性・自然保護、動物福祉の向上などの利点があり、公共性を備えています。

日本の気候風土や家族農業に適した、自給と環境を重視する有機農業・環境保全農業の推進・拡大をめざすため「有機農業の推進法」の制定に取り組み、有機農産物の生産振興・市場育成を図ります。さらに、有機農産物認証制度の見直しなど、国内総生産量に占める有機農産物の格付割合(04年0.16%)の拡大、国内有機農産物の自給率(04年9.6%)を増やします。

(2) 農地・農村、景観、環境保全対策として「環境支払い」を導入します。

環境支払いは、生産段階、農家への直接支払いとし、消費者・環境・動物保護、

食料・飼料の安全、生産面でのリスク管理・記録(GAPなど)、良好な農地の保全など基準を定め、地域の实情に配慮し、条件不利地には支払いを手厚くします。

(3)自治体ごとに「アグリミニマム」(地域に最低限確保したい農的環境＝農地、緑地、生き物、大気・水、水源、山林、河川・池などのちと暮らしのための持続可能な環境)などの保全目標値を定め、街づくりに生かします。

(4)耕作放棄地の増加や優良農地の喪失も懸念されることから、スリム化や合併により弱体化・形骸化されてきた農業委員会の独立性を高めるとともに、農地の保全などその役割、権限を高め、自給率の向上をめざします。

市町村の農林担当者を増員し、農村との連携、地域・観光の活性化、情報公開、事業の継承、専門者の育成、雇用創出、自然環境保全を図ります。

(5)消費者とのつながりや農産物とのふれあいを深め、地域が元気になる直売所やファーマーズマーケットなど地産地消を広げます。

(6)耕蓄連携を促進し、林間放牧や里山放牧、飼料作物による水田維持など農山村の景観保全を図ります。

3、国民の主食である米(水田農業)を守り、米政策を拡充します

(1)米価下落を阻止し、米政策を改革します。

改正食糧法(03年)や米政策改革(04年)など流通の自由化、競争原理の導入などにより米価は下がり続けています。米の総産出額も1.97兆円(05年)と2年連続で野菜を下回っています。07年産から米の生産調整が導入され、国主導から農業者・農業団体が主体となった生産調整に移行されますが、不参加農家の拡大や過剰生産、さらなる米価下落など多くの不安が生じています。

米価低迷の長期化など米政策改革・地域水田農業ビジョンの徹底した検証を行なうとともに、条件不利地域への配慮など公平性の維持、助成制度の充実を図ります。

米を作って農家が生活できるよう、一定の米価水準を下回った場合には全額補填するなど新たな下支え価格(最低保障価格など)を創設します。

(2)米の作付面積170万ha(収穫量872万t 04年)は低下の一途であり、作付面積を拡大します。

低下し続けている米の消費量(1人1月あたり消費量4.9kg(05年)、年61.5kg04年)の増加をめざします。

(3)政策政府備蓄は300万トンとし棚上げ方式を採用します

米価引き下げの要因となる政府備蓄米については、危機管理機能と需要調整機能を付与し、モミ米として保管します。放出時には主食用とはせず、加工用、援助用、バイオマス資源等に活用します。このため現行の回転備蓄方式ではなく棚上げ備蓄方式に転換します。

(4)WTO協定のミニマムアクセス(MA)米の輸入数量(年77万トン、在庫は203万トン)を削減します。EUでは、米国産の輸入米からGM米(遺伝子組み換え)が検出されたことから、輸入禁止を決めました。日本でも、輸入米や米粉、加工品に対する検査・監視体制の見直しなどGM米の混入・流通を防ぐ体制を強化します。

(5)耕作放棄水田を活用したエネルギー(菜の花プロジェクトによるバイオディーゼル、えさ米アルコール化)の自給に取り組みます。

4、水田の多面的利用を進めます

社民党は政府の米抑制政策に対して、生産抑制ではなく、水田の多面的利用を図る中で、わが国食糧の構造改革を図っていくべきだと主張してきました。多面的利用の具体的な提案が、飼料稲(ホールクロップサイレージ)や飼料米(グリーンサイレージ)の栽培です。これは米が豊作で過剰となるような時には、米や稲を飼料として活用し、逆に凶作時や輸入が困難な時には、飼料に回していた米を主食に振り替えるというものです。飼料作物の自給率向上や食糧安全保障の確立にもつながるものです。同時に大豆や小麦など主要農産物の生産拡大を図り、米と同様の所得補償を行います。

5、食の安全、持続可能な食料を基本とする農業施策を確立します

世界が食料過剰から不足の時代を迎えている中で、食のグローバル化による大量生産・大量消費とともに土壌劣化や水不足など生活・環境破壊が食糧危機を進行させています。大規模化・効率化・市場化の方向ではなく、食の安全、自給率の向上、国土・環境保全型農業の拡大、有機農業の振興、地域農業の再生を基本とする農業政策を推進します。

(1)有機農業の推進を国の基本として確立するとともに、有機・減農薬生産を振興するための奨励金や助成制度を確立します。また有機・減農薬生産によって生じる所得の減少分を補填する制度を確立します。

(2)国土・環境保全型農業を拡大していくために、とりわけ中山間地域を対象とした直接支払制度を拡充します。これまでの支払制度は、平地と中山間地の生産力格差を是正するためのものでしたが、それだけでは中山間地の水田や集落機能は維持できません。中山間地の農業は環境保全に果たす役割が大きいことから、制度を「環境支払い」(所得補償)とし水田農業・集落が維持できるようにします。

(3)自給可能な基礎的食料の自給力を高め、食料主権を確保します。

日本の食料自給率は40%(8年連続横ばい)と先進国の中で最低であり、6割を外国産に依存しています。また、政府による自給率低下の検証結果もはっきりしないままでは、行動計画の実効性も期待できません。

食料供給の海外依存からの脱却にむけて、当面の食料自給率達成目標を50%(基本計画では2015年度までに45%に先延ばし)とし、この目標を達成するため、470万²の優良田畑の確保、直接支払いの拡充、国内生産の拡大、地産地消の推進、多様な担い手の確保、消費者との連携強化、日本型食生活の普及等に取り組みます。

とりわけ小麦(14%)、大豆(4%)、穀物(27%)などの自給力を高めるとともに、飼料自給率(現在24%)を増加します。

特に豊潤な水田と豊かな食文化を次世代に残すため、田畑輪換が可能な農地、棚田の保全などによって水田機能を維持します。

(4)大規模経営のための急速な農地の集積化や転用規制の緩和は、耕作者主義に反し、農業の工業化を一層進めるものです。株式会社による安易な農地取得は認めません。

(5)米を中心とした日本型食生活の普及に力を入れ、米粉パンなど米消費の拡大に積極的に取り組みます。同時に地域の食文化を維持・活性化し、地域生活の自立・自給力拡大につながる地産地消の促進、いのちをいただく食育、スローフード運動等に取り組みます。

学校給食を充実するため、自校方式への促進と国の助成拡大、栄養教諭の定着をはじめ、その土地の農産物を奨励(優先)し、食べる喜びを充実させるとともに子どもの健康を守ります。

豊かな食生活を実現するため、子どもたちの農場参観や耕作・収穫への参加、味覚を育てる授業、調理、伝統料理の評価、食品成分の知識など学校での食農教育を充実します。
(6)食の安全性を確保するための総合的な政策を進めます。

生産から流通、加工、販売、消費に至る全プロセス(フードチェーン)での、トレーサビリティ(流通経路情報把握)制度の導入、モニタリング強化など具体的かつ厳密な安全対策を講じます。

すべての輸入農畜産物・食品に対するトレーサビリティの確立、原産地・成分表示の義務づけ、監視強化を進めるとともに、農薬や添加物など国産品と同等の安全基準を設けます。また、検疫所や地域の保健所による検査の徹底を図ります。農産物・生産現場に対し、リスク管理対策・記録(農薬の使用状況や水源、廃棄物の管理、洗浄や衛生管理など)を行い、食の安全性を証明する日本版GAP(適正農業規範)を導入します。

食品による健康被害防止、欠陥商品の排除等を進めるため、政府が食品の情報収集・調査・リスク評価・情報公開・警告・回収等を行なうことができる「食品リコール制度」の導入を検討します。

食品衛生法に基づく「食品・添加物の規格基準」を厳格化し、健康影響評価の実施、抗生物質や食品添加物の情報公開、削減に取り組みます。

人体や環境に影響を及ぼすおそれのある「食品への放射線照射」の推進については、安全性が確認されておらず、毒性など試験研究も不十分なまま、照射食品の流通(輸入)に対する検知方法がなく行政監視も不可能であり、照射放射能漏れ・被曝・廃棄物処理の問題など消費者に何のメリットもなく、不安を及ぼすだけであり反対します。

農薬の残留リスクを減少させるため、農薬の使用削減・適正使用、飛散防止・汚染防止に取り組みます。

「農薬ポジティブリスト制度」については、今後、行政・生産者や加工業者による監視強化とともに、農薬が目的の作物以外(隣の作物等)に飛散(ドリフト)することを防止するための対策強化、環境保全、農薬全体の縮小、食の安全に資するよう取り組みます。

予防原則や市民参加などリスクの削減管理体制を確立します。食品安全委員会の権限・機能の拡充、勧告制度などその独立性・権限を高めます。

食と農の関係・構造を、世界、地域、人間、動物、環境、価格、暮らしの視点から大胆に見直し、国産農産物の価値を高め、安全・安心な食料供給と農業の再生を図ります。

生産者と消費者の相互理解を進め、生産・流通・加工・販売業も組み入れた健全な食と農を追及します。消費者による農(生産者)への認識を深めるとともに、持続可能な食と農を担う市民活動を支援します。

食品衛生監視員の増員、農薬散布や農業用水利用による検出数値・データ・情報の提示等、輸入食料の残留農薬検査・検疫など安全対策の強化、食品衛生法の違反企業(輸入業者)への罰則強化(罰金額引き上げ、販売停止)などに取り組みます。

6、BSE(牛海綿状脳症)対策、鳥インフルエンザ対策を強化します

(1)国内では、現在30頭(06.11現在)のBSE感染牛が確認されています。国民の健康を守るため、食の安全・安心を基本としたBSE対策を進めます。

政府は、食の安全と国民の健康を置き去りにしたままの危険な米国産牛肉の輸入再開を

強行しました。米国のBSE対策は、日本と比べて検査頭数も少なく、甘い飼料規制やずさんな検査体制、肉質による月齢判別方法、食肉処理場での特定危険部位の除去が不徹底など安全性は担保されていません。

米国に対しては、日本と同等の検査体制(全頭検査、特定危険部位の完全除去、肉骨粉の投与禁止、トレーサビリティ制度)を強く求めるとともに、サーベイランスの強化、食肉処理工場の検査徹底などBSE対策の拡大を要求します。

食品安全委員会は、米国産などの牛肉のリスク評価をしっかりと実施すべきであり、政府が国民への情報公開など説明責任を果たすよう強く求めます。

牛肉消費への不安解消と安定供給にむけて、輸入牛肉に対するリスク評価やトレーサビリティ制度等の確立をめざします。

スーパーや小売店、外食・中食産業などすべての牛肉等加工品の原産地・原材料名の表示を義務づけます。

消費者や生産者などから信頼が高い全頭検査を維持します。

特定危険部位の除去を徹底し、屠場でのピッシングは中止します。

科学者・行政・市民・生産者の連携による科学的なリスク評価とリスク管理システムをめざします。

病原体の特定、感染牛30頭の感染経路・実態把握などBSEの科学的解明を進め、根絶をめざします。

有機農場や安全な飼料・放牧、耕畜連携など動物と自然環境にやさしい畜産業の振興を図ります。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ対策を進めます。

日本では、04年に西日本で発生以降、いまだ発生原因や伝播経路の解明には至っていません。世界各地でも、鳥インフルエンザ(H5N1型)が流行し、鳥から人への感染による死亡とともに人から人への感染も確認されており、国内対策の強化とともに被害拡大の防止にむけて感染国との協調・支援などに取り組めます。

発生原因や伝播経路の調査・早期解明

監視体制の強化、発生した農家・養鶏場からの迅速な連絡体制の確立

汚染の除去

自治体間の連携、自治体と養鶏業者の連携の徹底

消費者・流通・小売業者、地域住民との連携の徹底、情報公開

日常の健康調査、養鶏場の事前調査、野鳥の調査など早期発見の努力

処分した鶏で周辺の土壌や水質が汚染されることのないよう消費者や地域住民が納得する処分方法の確立

風評被害対策、発生養鶏農家および周辺養鶏農家に対する補償

養鶏場に働く人々や周辺住民の健康対策等。

7、株式会社の農地取得、規制改革による農協の分割は認めません

(1) 株式会社の目的は生産ではなく利益追求・採算です。採算が合わなければ生産は放棄され、農地も農業以外の目的で使用されることとなります。生産に不可欠な農地が消失すれば自給率の向上も多面的機能の発揮も不可能になります。株式会社は農業生産にとって決して安定した経営体とはいえません。しかも株式会社による生産の効率化や市場化、大規模化の追及は、結局合成化学農薬の使用拡大や遺伝子組み換え作物の生産に道を開くおそれがあります。さらに、大きな問題は株

式会社による農家の再編が進めば地域が分断され、日本農業が営々と培ってきた伝統的集落営農機能が破壊されるということです。社民党は家族農業を基盤とした集落営農機能を活性化していくことこそ日本農業を再生していく道だと考えています。

(2)日本の相互扶助的地域社会は、戦後、社会党が推進した農地改革と農協法の制定によって築かれました。自民党は、郵政に次いで、農地法と農協法を解体することで、競争型社会体制づくりの総仕上げを図ろうとしています。

農地制度の改革は、株式会社に農地取得の道を開き、企業型農業への一大再編を図ろうとするもので、農協改革は、一体的な経済事業と信用事業・共済事業の分離・分割を進めることを基本に、農協事業への独禁法適用除外の取り消しなどを主な柱としています。

農協三事業の一体化は、農産物の販売活動を支える営農指導をはじめ、農家むけサービス事業など不採算部門を支えるために行われていますが、これが分離されると、肝心の経済事業も成り立たなくなり、JA体制は崩壊し、農村は生産から金融、保険など全般にわたる資本支配市場へと再編されてしまいます。その結果、農村社会の持続も不可能な事態に陥ることから、社民党は地域の人々による農業再建と、民主的な農協活動強化を基礎とした取り組みを進めます。

8、多様な農業の担い手を確保します

専業、兼業、後継者、新規就農者、U・Iターン就農者、定年退職就農者を問わず、地域の実情にあった家族農業、集落営農、農業生産法人など、多様な地域農業の担い手を支援します。また多様な担い手を確保するために、就農に必要な経営・技術研修を行うとともに、農地の取得、生活のための就農資金の助成、無利子資金の融資を行い、一定期間就農した場合は償還を免除します。

また、農機具への助成や機械の共同利用を進めます。何よりも大切なことは農業で生活ができる、農業に夢と希望が持てる政策を進めることであり、社民党は直接所得補償の創設などそのための施策を実現します。

9、WTO農業交渉 - 国内第一次産業の活性化につながるルールを確立します

現行WTO農業協定は食料輸出国に有利で、輸入国には不利という不平等な協定です。アメリカやオーストラリアなどの輸出国は、自国に有利なルール(輸出補助金・信用、国家貿易、輸出義務等輸出規律)は何ら是正しようとせず、輸入国に対してのみ、より不利な条件を押しつけようとしています。

それが 関税の上限設定(関税率の大幅引き下げ)であり、最低義務輸入数量の大幅拡大、特別セーフガードの廃止、国内支持政策の大幅縮小等です。食料輸出国のこのような理不尽極まりない要求がまかり通るなら、日本をはじめとする食料輸入国は農業経営を放棄する以外にありません。

多角的貿易交渉(ドーハ・ラウンド)におけるジュネーブでの主要閣僚会合(06年7月)では、アメリカの農業国内補助金を譲歩しない身勝手な姿勢などから決裂、凍結に至りました。

政府は、引き続きWTO交渉の合意をめざすとともにEPAやFTAの二国間交渉を重視する姿勢を強めており、農産物の関税削減には反対しつつも、農業の構造改革による国際競

争力を高めようとしています。しかし、FTAやEPAについては、WTO協定との整合性や輸出国(先進国)優位の貿易体制、食糧主権の低下、世界的な農業の衰退、2国間による排他的な貿易問題なども指摘されています。

農業協定の合意を図るためには、何よりも輸出補助金・信用の完全撤廃、輸出国家貿易に関する情報開示(貿易を歪曲する輸出促進支援が含まれている時は即時撤廃)、輸出国が不作になった場合でも従前の輸出量の7割を輸出する義務を負う等、輸出国にだけ有利なルールを根本的に是正することが先決です。そのうえで「食料の安全保障」、「農業の持つ多面的機能」、「多様な農業の共存」を世界の共通認識としつつ、「各国の第一次産業が活性化する公平・公正なルール」、「途上国支援」を確立すべきです。輸出国の要求である関税上限枠の設定や関税割り当て拡大は認められません。ミニマムアクセス米は廃止か削減を実現すべきあり、食料輸入国の唯一の対抗手段である特別セーフガードも維持・拡大すべきです。

10、合成化学農薬の使用を削減し、遺伝子組換え作物の生産を禁止します

(1)国民に安全な食物を供給するため、国の基本方針として合成化学農薬、食品添加物、遺伝子組み換え作物の使用を削減していくことを明確にします。農薬、化学物質、遺伝子組み換えの安全性に係る情報(農薬の場合には登録や登録の失効にあたっての理由や基礎データ)はすべて開示を義務づけます。また、有機農業や地産池消に取り組む生産者・消費者の不安を解消するため農薬取締法の定義を改正します。特に新設された「特定農薬」という規定は、日常の食べ物を「農薬」と位置づけるものであり、「有機農業つぶしだ」という批判も高まっていますので早急な改正が必要です。

(2)現在、遺伝子組み換え食品の表示は、遺伝子組み換え作物の含有率が5%以下であれば「遺伝子組み換え」と表示をしなくてもいいことになっていますが、これをEUの基準と同様、含有率が0.9%以上であれば「遺伝子組み換え」と表示するよう義務づけます。また、一般作物との交雑・混入防止対策の強化、遺伝子組み換えの研究・実験・開発・栽培についての詳細な情報開示を義務づけるとともに、遺伝子組み換え作物は安全性が確認されるまで国内での生産を禁止します。

有機食品、無農薬、減農薬農産物については、国際基準よりも厳しい基準を設定し、国・公的機関による認証・表示制度を確立します。

11、森林の機能保全・整備の拡充、木材の積極利用で地球温暖化対策、林業再生を図ります

(1)わが国は、「温室効果ガスを1990年比6%削減(達成年2008~2012)する」という京都議定書の目標を達成するにあたって、森林による二酸化炭素吸収量を3.9%とする目標を掲げています。

しかし、現状では2.6%という見込みであり、この目標を達成するためには「森林・林業基本計画」および「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に基づく森林の育成・整備等の着実な推進と財源の確保、林業の担い手拡大をしなければなりません。政府も、森林整備の事業量が現状規模で推移するなら達成は困難だということを認めており、森林の育成・整備の事業量を現行の1.3倍以上、10万人規模以上の労働力を投入するなど循環型林業を構

築することが必要です。

現在実施されている緑の雇用担い手対策事業(03年開始)を充実するとともに、労働条件の大幅改善など雇用対策の充実、地域とのふれあいなど受け皿となる山村の整備を進めると同時に継続的な財政措置を図ります。

この目標を達成するために環境税(炭素税、森林環境税等を検討)を導入するとともに公共事業の見直しや自動車関係諸税の転用を図り、その財源を森林の育成・整備に投入するなど、毎年度の必要予算を確実に確保します。

(2)森林の持続的維持や林業の活性化のためには、地域材・国産材の積極的利用が不可欠です。グリーン購入の拡大、学校をはじめ公共施設への国産材使用を義務づけるとともに、国産材住宅を建設する場合の助成の拡充や、国産材を使用する伝統工芸への助成、化石燃料の代替として注目されるバイオマスの本格利用に向けた公共施設の発電・熱利用の設備構築の推進など、国産材利用を促進する対策を進めます。

わが国の国土の7割が森林(約2512万ha)であるにもかかわらず、木材自給率は20%ギリギリの状況です。熱帯雨林やタイガの違法伐採や乱伐が憂慮され、世界第3位の輸入国として国際的批判が強まっており、このような中で日本の現状がいつまでも世界から容認されるとは考えられません。輸出入両国の計画的・持続的な森林整備を阻害し、輸出国の環境被害を起こしている違法な外国産材の流入を厳しく規制(民間流通木材の実態把握と監視強化、履歴管理システムの導入など)するとともに、外国産依存の構造から国内産利用への構造へと転換を図ります。

21世紀に対応する資源循環型社会を構築するため、森林整備の推進や国産材の利用拡大(政府の供給目標04年利用料1700万 m^3 2300万 m^3 ・2015年)とともに林業の担い手確保に向けて直接所得補償制度を創設するなど、林業が持続的かつ安定した経営が可能となる施策を進めます。

(3)森林の多面的機能を発揮するため、森林整備、林業の再生・活性化に取り組みます。日本の森林面積の6割は天然林、4割が人工林です。森林所有者の高齢化、木材価格の低迷、山の荒廃が長期化しており、不在村森林所有者の保有する割合も、日本の私有林の4分の1(24.4% 05年)にまで拡大しています。また、平成16年度の林業経営統計調査によると、山林を20ha以上保有し施行を行っている林家1戸当たりの林業粗収益は250万円、林業経営費は208万円であり、林業における所得は年間42万円でしかありません。

森林のもつ多面的機能(土砂災害防止・土壌保全、水源涵養、保健・レクリエーション、生物多様性保全、地球環境保全、快適環境形成、文化、物質生産)と公的な役割を重視し、これらの資源を次世代に継承していくためにも、国の責任を明確化した森林管理、国土保全、木材の安定供給、林業の活性化に取り組むことが重要です。同時に、林野庁が民有林、国有林を一元的に管理・運営し、国民生活の安全と安心確保、持続可能な森林経営ができるよう取り組みます。

(4)森林行政の独立法人化に反対し、国の責任による森林管理体制を維持します。政府の行政改革減量・有識者会議が決定(06.6.30)した森林行政の一般会計・独立行政法人化(2010年)は、「国有林野事業の抜本的改革」(98年合意)を反故にし、職員等を二分化させ、森林管理を弱体化させるものです。森林調査を実施する「森林レンジャー」(基幹作業員)の育成、不在村の森林の買い上げ、国・自治体による一体化した取り組みの強化、後継者育成・技術の継承を進め、予算配分の拡充に取り組みます。

(5) 造林施業(新植・下刈り・間伐等)支援の拡充、保安林内における治山事業の充実、「森林地域活動支援交付金事業」の継続・拡充などに取り組みます。

12、水産資源を回復し、水産業の振興を図ります

日本の漁業者は総じて、水産資源状態の悪化や水産物価格の低迷・暴落の下で苦しい生活を強いられており、水産資源の回復と漁業で生活ができる魚価を切望しています。とりわけ零細な漁船漁業においては、漁船購入や維持にかかる費用が多額であり、漁業者は漁船購入資金の償還に追われています。生活を維持するためには、漁獲量をさらに増やさなければならず、それが資源の枯渇に拍車をかけ、結果として漁業者はいつその生活苦に陥るといった悪循環が繰り返されています。この悪循環を断ち切るには、徹底した資源保護政策と野放しの輸入を規制する以外にありません。わが国の周囲は豊富な海洋資源に恵まれているにもかかわらず、魚介類の国内自給率は50%であり、日本人の食べる魚の半分は外国産という実態です。

乱獲をあらため資源の状況に適合した漁獲を調整・維持するためには、漁業者への国による補償が不可欠です。さらに資源の減少と魚価の低迷は、漁船員にいつその労働強化、労働環境悪化、労働条件悪化となって跳ね返っており、これが若い就労(後継)者を確保できないまま高齢化を招く原因となっています。日本の漁業を存続するためには、これらを改善することが求められています。

社民党は、沿岸漁業を守るために浅海の生態系を守り資源の再生に努めるとともに沿岸漁業が維持存続できる直接所得補償制度を導入します。漁獲制限や輸入制限を行う場合には補償措置を講じます。また密漁や違反船を取り締まり、資源の枯渇防止に取り組みます。

漁船漁業を守るために漁船員の福利厚生、特に社会保障制度の充実を図ります。また、漁獲量が減少している魚種や魚体選別機が使用されている魚種については、資源状態をより正確に把握できる調査研究体制を整備するとともに、資源保護策が的確に運用できるように取り組みます。国際的資源乱獲に歯止めをかける新たなルールづくりに努力するとともに、国際的な資源保護措置を損なうすべての違法・無法漁船の廃絶とその漁獲物の日本市場への輸入を禁止します。

5 . 中小企業

中小企業と地域が元気になる自立型経済

中小企業は、日本の企業数の9割、常用雇用数は2800万人超(71%)を占めており、日本経済の基盤・原動力として、国民生活の向上、地域経済の活性化、雇用の受け皿として重要な役割を果たしています。

しかし、この間の政府の経済政策は、大企業中心そのものであり、中小企業や家計を犠牲にした上での景気回復に至っています。

中小企業関連対策予算(06年度は1616億円、05年度は1730億円)も減少する中、中小企業は、依然経済的に弱いポジションにおかれており、開業率の低下や廃業の多さ、人材確保などその経営基盤も脆弱であり、大企業との圧倒的格差と経営不安を解消する総合的な施策が必要です。

景気・雇用対策、金融対策の充実、事業継承の円滑化、中小企業関係税制の改善、環境面での支援など事業者のニーズをとらえたきめ細やかな中小企業への支援体制の整備、利用者への情報提供など優良な環境作りをすすめ、活力ある中小企業の創造に取り組みます。

同時に、地域経済の再生なくして日本経済の再生はありません。社民党はそれぞれの地域の特色を活かした自立型経済を支援する政策に取り組みます。具体的には地域の社会資本の整備、産業の振興、中心市街地の活性化等に関する政策面での支援、また事業の再生など、地域経済全体の安定化に寄与する政策が地域の力となるように努めていきます。

(1)地域からの視点を活かす政策

社民党は「地域再投資法」を創設し、ベンチャー企業の支援、地域雇用の創出、地場産業の育成に積極的に取り組みます。

政府系金融機関が地域ニーズの分析から行っている政策提言等も参考にしながら「地域再投資法」を具体的に活用していくための働きかけを行います。地域投資の公平性、中立性、透明性を明確にしながら、「市場の失敗」を補完する役割を持つ政府系金融機関の融資面での有効な活用法も地域に広げていきます。

(2)地域産業の振興、まち・むらづくり

地域で元気に楽しく生活するために、社民党は「職・食・住・遊・学」といった生活に不可欠な場所と、そこにかかわる人材の育成を充実させ、雇用につながっていくことに積極的に取り組みます。これには、地域のニーズにあった「地域再投資法」を利用しながら、地域社会が元気を取り戻す経済支援体制をつくっていく必要があります。

また、まち・むらづくりといった地域計画の意志決定に住民が直接に参加することにより、地域の住民は明確な将来のビジョンを持つことができます。

(3)住民ニーズにあった「小さな公共事業」

利権体質を生み、ムダが多い、大規模プロジェクト中心の「大きな公共事業」から、地域発信型の住民参加による「社会に役立つ小さな公共事業」へ転換します。このことで、住民のニーズに合致した環境、福祉、生活重視、災害防止の観点から、新しいまち・むらづくりに役立つとともに、地元で直接仕事が回る効果が期待されます。

(4) 決め細やかな中小・零細企業対策を

中小企業基本法の中小企業の定義を細分化し、決め細やかな中小・零細企業対策を進めます。

(5) 金融対策の充実

現実を見ると中小企業に対する円滑な資金供給は滞りがちで、中小企業に対する総貸出残高(融資)は01～05年の5年間で約50兆円以上も減少しています。

地域金融の円滑化と再生を進めるとともに、中小企業や起業意欲の開拓に役立つ「融資回路」の構築に取り組みます。

金融機関の融資が、担保・個人保証主義から脱却し、人材や技術・ノウハウ、企業の可能性や将来性などに着目して行われるような融資原則を確立し、融資活動に対する厳格な検査を行うとともに地域経済に貢献する金融機関には正しい評価と支援が行われるよう転換を図ります。また、直接金融・融資の機会を広げます。

中小企業の最後の拠り所である政府系金融機関(中小公庫、商工中金、国民生活公庫)による融資機能を維持・拡充します。

中小企業向け金融機関である信用金庫・信用組合の健全な育成を図るとともに、信用補完制度は経営支援や再生支援などニーズに対応できるよう柔軟化します。

円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する「金融アセスメント制度」の法制化に取り組み、不当な貸し渋りや貸しはがしをなくし、地域や中小企業の活性化のため、社会的に望ましい分野に資金を供給する仕組みの実現にむけ、金融機関の公共性を維持し、徹底させること、担保絶対主義などの金融機関と借り手の取引慣行の歪みを是正し、利用者の立場が尊重されるルールづくり、現行の金融行政の情報公開を進め、利用者の意見が反映できる参加型の金融行政に転換することをめざします。

原油高騰の影響により厳しい経営に置かれている中小企業者に対しては、政府系金融機関によるセーフティネット貸付等を拡充するとともに、エネルギー消費の節約・合理化、再生可能エネルギーの拡大を進め、省エネルギー・新エネルギーへの構造転換への支援充実等を図ります。

社会資本の整備促進および地域の活性化に寄与する公共性の高いプロジェクトに対して無利子または低利で融資を行う政府系銀行の制度については、今後さらに活用されるように、地域への再投資という観点からも中小企業への融資が拡大されるよう働きかけを行います。低所得者や中小ビジネス、ベンチャー企業、また特に女性の起業にも注目が集まっていることを受けて、積極的融資およびポジティブ・アクション(積極的改善措置)が拡大されるキャンペーンにも取り組みます。

(6) 「中小企業憲章」の制定

EUの「中小企業憲章」にならい、社会政策・経済政策・雇用政策の相乗効果を期待して、雇用創出の原動力である中小企業の良い環境を創り出すため、「中小企業憲章」の制定をめざします。

(7) 円滑な事業継承・後継者づくりを支援

中小企業経営者の高齢化が進展するとともに、後継者難や事業継承に伴う相続紛争、業績の悪化などの問題が起きています。

中小企業の事業継続を可能とし、中小企業そのものを減少させないため、「事業継承ガイドライン」など情報提供の拡充、会社法や相続法等の研修会の実施、税制面での改善、一般資産と事業資産の区別など総合的な観点から事業継承の円滑化を図ります。

事業承継税制については、中小企業の事業継続を可能とし、中小企業そのものを減少させないために、事業用資産に係わる包括的な軽減(免除)措置を認める制度の充実、中小会社の取引相場のない株式等に係わる評価方法の改善など措置を講じます。

(8)自然エネルギー促進法で地域を再生

太陽光や風力、バイオマスなど再生可能エネルギーは、中央集権型ではない地方分権型のエネルギーであり、地域を元気にする可能性を秘めたエコロジー産業です。地域再投資法を利用するうえでも、政府系金融機関は、電源地域振興のための融資制度には、利子補給制度と連携した低利融資を行っています。新エネルギーに関する研究、開発は今後も注目を集めていく産業です。地域の特性を活かしたエコロジー産業は、経済的にも地域還元度の高い産業です。

(9)地域でがんばる中小企業を応援

商店街や町工場など地域でがんばる中小企業が利用しやすい支援体制を整備するとともに、自治体と住民が一体となった地場産業の確立とまち・むらづくりを進めます。企業誘致等による地域振興は限界が見えてきました。地域の資源、地域のニーズに基づいた地域産業振興策の必要性が高まっています。

地域の企業間の連携はもちろん、地方公共団体、大学などの教育・研究機関といった「産・官・学」を含めた地域産業の集積を拡大し、充実させることにより、中小企業にとっても景気の流れをよくしていく方向を見つけていきます。

6. 国土・公共事業、まちづくり、災害対策

従来、公共事業は景気対策としても有効だとされ、また、橋や道路をつくることで経済の活性化につながるという効果を持ちえた時代もありました。しかしバブル崩壊以降の状況を見ても明らかなように、政府がいくら公共投資を行っても景気は思うように回復しません。カンフル剤のように一時的な効果はあるのですが長続きしません。大量の不良債権を抱えた一部ゼネコンは借入金返済に追われ、地元中小企業に対して、仕事を切ったり、単価切り下げや支払い延滞を行っていたりしているため、地域経済への波及効果も著しく低下しています。さらに大規模公共事業は、巨額の負債と維持費負担を残して地方財政を圧迫し、地域環境を破壊するだけで住民の本当の生活ニーズを反映しておらず、相次ぐ住民投票に見られるように、地域住民自身からも批判が強まっています。明らかに、従来の公共優先事業政策は行き詰まっており、根本的な発想の転換が必要です。社民党は、環境保全や住民参加、歳出の削減、費用対効果の視点から公共事業の見直しを進めます。

1、公共事業の中身を変えます

縦割りの特別会計・特定財源制度を抜本的に見直し

公共事業の各種長期計画を見直し、国会での審議を強化して不要不急な事業を計画から排除します。硬直した公共事業の配分を改めるため、縦割りの特別会計・特定財源制度を抜本的に見直すとともに、同種・同一目的の事業については、統合、一本化を大胆に進めます。

大規模プロジェクトを見直し、地域発信・環境重視の生活優先型公共事業へ転換

環境アセスメントの強化により、現在のニーズに適合しない大規模プロジェクトの見直しを積極的に行い、地域発信・環境重視の生活優先型公共事業へ転換し、地域経済の自立的基盤の確保に役立つとともに、地元の中小業者に直接仕事が回るようにします。

2、公共事業にも「インフォームド・コンセント」を！

公共事業に関する参加と情報の公開の徹底

公共事業が、どのような審査や論議の経過を経て決定されるのか、これまではあまりに不透明な部分が多すぎました。事業が実施される地域の住民が理解し納得するためには、参加と情報の公開は不可欠です。

公共事業に関する権限・財源の自治体への分権を推進

公共事業に関する権限・財源の自治体への分権を進めるとともに、政策形成の段階から住民の意見を吸い上げるための意思表示の場を提供するパブリック・インボルブメント(Public Involvement、計画策定段階からの市民参画)等の手法も活用します。

3、公共事業見直しのルールをつくります

公共事業の決定過程の透明性を確保するとともに、事業の中止、変更を可能とする「手続」を確立するため、「公共事業基本法」を制定します。一度着手された事業であっても、中止や計画の変更ができるようにするため、住民参加の公共事業チェック機構の創設、補償制

度など見直しのルール化に取り組みます。

4、公契約法・公契約条例で政策入札へ転換します

ILO94号条約(日本政府は未批准)の趣旨を踏まえた公契約法・公契約条例の制定

国・自治体からの業務の民間への委託が進んでいますが、現在の入札制度は価格が安ければよいという価格重視の入札制度となっているため、いわゆる「不当廉売」を許容することになり、地域公共サービスの質の確保や公正労働基準・労働者保護が保障されないと思われる金額で落札されるケースが増加しています。また、談合事件や不正入札事件も後を絶ちません。国や自治体といった公の機関が民間会社に公共サービスを委託したり、公共事業を請け負わせたりするにあたって、その地域の平均的な労働条件を切り下げようとする契約をしてはならないと定めている、ILO94号条約(日本政府は未批准)の趣旨を踏まえ、公正労働基準や生活賃金の保障に基づく委託予算への改善を図るため、公契約法・公契約条例を制定します。

社会的価値を落札基準に加える「政策入札」への転換

国・自治体は、政策を通じて公正労働、福祉、環境、人権、男女平等参画などの社会的価値を実現する役割と責任を担っており、これらの社会的価値を落札基準に加える「政策入札」への転換を図ります。

5、野放図な開発ではなく住民本位のまちづくりを進めます

都市計画法、建築基準法等まちづくりに係わる法制度を分権・自治の観点で見直し

小泉「都市再生」は、80年代に大都市住民が地上げに翻弄された中曽根民活の再来につながりかねないものです。規制・誘導・計画によって望ましい人間的な都市を形成することこそが求められる「都市再生」のあり方です。景気対策のために、民間資本主導の開発の自由、建築の自由を放任することは、「敗北の都市計画」であり、地方分権・住民主導、環境配慮といった世界の「都市再生」の流れに逆行する、時代遅れの産物といわざるをえません。地域の合意を重要視して街づくりを進めようとする自治体や市民の努力を大切にします。この間の規制緩和が地下室マンションや超高層建築物等を可能にし、住環境破壊を招いています。都市計画法、建築基準法等まちづくりに係わる法制度を分権・自治の観点で見直すとともに、条例で的確な規制ができるようにします。

虫喰い状態の土地を積極的に買い上げ、都市公園緑地として活用

低水準の都市公園の整備を促進するため、虫喰い状態の土地を積極的に買い上げ、都市公園緑地として活用します。

電線の地中化、共同溝の整備、緑の都市づくり

電線の地中化、共同溝を整備し、緑の都市づくりを加速します。中心市街地の再開発、住宅密集地の再開発でも都市公園整備、緑の空間の確保を優先課題として取り組みます。

地域住宅産業の振興

地域住宅産業は環境にやさしく地域の雇用や経済にも裾野が広い効果を持っており、循環型社会にふさわしい木造住宅建設の振興に努力します。建設技能者の育成を図るため、職業関連助成金の確保、業界全体で建設技能者養成に取り組むための建設技能者養成基金(仮称)の創設に努力します。元請け建設業者の倒産に伴う下請け労働再建の優先確保、公共工事の設計労務単価の改善、建設労働者の違法派遣の実態調査の実施、監督強化等を通じて建設労働者の労働環境の改善を図ります。

6、災害列島日本から防災先進国日本へ、災害に強い国土をつくります

災害に強いまちづくりを計画的に推進

いざというときの避難場所にもなる公共施設の耐震性の向上、電気・電話等の系統の多重化、避難場所や消防水利の整備、緑の保全と公園緑地、オープンスペースの活用等による災害に強いまちづくりを計画的に推進します。災害時の情報システムの整備、食料・医薬品の備蓄、地震観測・研究の強化を進めます。

洪水ハザードマップの早期策定、住民への周知、歴史的な地形や古老の言い伝え等の反映

洪水ハザードマップなどの防災マップの普及と住民参加の防災・救援計画の策定を促進します。その際、歴史的な地形や古老の言い伝えを反映するなど、地域に根ざしたものになるようにします。

災害弱者支援の充実

高齢者や障がい者、外国人をはじめとする災害弱者への対策を日頃から講じるとともに、大地震の際の帰宅難民対策や高層マンション住民向け対策を強化します。

「雨水浸透ます」を活用し地下水再生で池・川浄化

「雨水浸透ます」を各住宅の敷地に埋め込み、水害対策とともに、都市化で枯れた地下水の再生にもつなげ、池や川をきれいにします。

ダム中心の治水対策からの脱却

治水に国や自治体が責任を持つのは当然だが、その手法はダムだけではありません。地盤や断層などダム建設が新たな災害を招く危険性があります。ダム中心の治水対策を脱却し、河川改修や森林保全の治水対策をすすめられる支援策を強化するようにします。アメリカのハリケーン被害も踏まえ、国内の高潮・洪水対策が十分かどうか再点検します。

被災者生活再建支援法の改正を

この間の集中豪雨、台風災害、地震被害を受け、社民党は、床上浸水被害や小規模災害にも適用するなど、被害認定基準、法適用基準、年収・年齢要件などについて実態にあった改善を行うとともに、住宅本体の建築および補修等に関する経費を支給対象とするなど、真に効果的な住宅再建支援制度となるよう支援法の抜本的な改正に取り組むことを提言してきました。また、同法はもともと地震被害や水害を想定しており、他の災害被害に対応しにくいという問題点も浮き彫りになっています。自助、共助とともに、いざというときには公助も必要だという声が高まり理解も広がっており、国としての制度確立が不可欠であるとの観点から、被災者生活再建支援金の支給対象となる経費として、「当該世帯の居住する住宅の建築費、購入費又は補修費」を法定するとともに、支給額を最高300万円から500万円に引き上げるよう、被災者生活再建支援法の改正を行います。

火山対策の充実

桜島火山の活動レベルが2から3に引き上げられ、また新たな立ち入り禁止区域が設けられるなど、火山列島日本において、火山の活動は活発化している一方で、火山対策はまだまだ遅れています。周辺住民生活への影響やいつ噴火するかもしれないという不安にこたえ、火山活動・噴火ポテンシャル評価のための移動観測装置の設置、プールクリーナーの設置、学校における空調設備の普及促進、降灰による身体への影響調査のための特別健康診断予算の確保、降灰除去事業の採択基準の見直しと事業量の確保、道路降灰除去車両の買い替え推進、防災営農対策事業の推進等に努めます。

竜巻対策の充実

北海道で竜巻被害が発生しました。竜巻やダウンバースト現象により列車が転覆する事故

も発生しています。電波式の積乱雲に電波を発射し、風の動きを詳しく観測するドップラーレーダー網をできるだけ早期に構築できるようにします。

7、総合的な海洋政策を推進します

海洋国家・日本にふさわしいよう、海洋基本法・海運基本法の制定を検討

世界各国が国連海洋法条約等の新しい海洋秩序の下で海洋の管理と持続可能な開発に向けて総合的な海洋政策を着々と進めています。しかし海洋を取り巻く様々な問題は相互に密接に関連しており、海洋の保全と開発・利用に係る政策は総合的な視点で検討されるべきでありながら、日本は、海洋に係る諸問題が縦割りに個別目的の実定法のもとで扱われてきたことから、海洋を総合的に管理するための政策枠組や法的根拠が欠如しています。真の海洋立国を目指して国際社会と協調しつつ、海洋政策の確立とその実行に向けて早急に取り組むべきであり、海洋政策大綱の策定や海洋基本法の制定を検討します。また、貿易立国・日本において、国民経済が安定的に発展し、国民が安心して生活を営みつづけるため、海運の健全な発展は不可欠です。海運は物・人の輸送にとどまらず、関連する事業を振興し、港湾都市を形成して経済活動、地域住民の生活の中心的存在として大きな役割を果たしており、海運を中心とした総合的な施策を推進するため、海運基本法案(仮称)の制定を検討します。

海洋環境の保護・保全・再生の推進

環境影響評価システム構築、海洋生態系・生物多様性保護等、海洋環境の保護・保全・再生を推進します。漁獲の合理的な管理、漁業資源保存、鉱物資源・海洋微生物資源等の開発に当たっては、海洋生態系に配慮して行うようにします。沖ノ鳥島が風化などで満潮時に海の下に隠れてしまうと、日本の国土の面積を上回る排他的経済水域が失われてしまいます。沖ノ鳥島の風化防止策や自然造成策を積極的に推進します。

海岸の環境対策の推進

海岸に座礁・乗り上げ事故等により放置されている外国籍船舶や、外国から漂着したごみ、流木等によって、海岸周辺の環境破壊、漁業被害など多くの社会問題を生じています。政府・関係行政機関、自治体をあげて迅速に事態を解決できるよう必要な法整備を行います。

港湾の規制緩和は問題山積

「日本の港は港湾の経費が3割高い」、「水先料金を下げよ」、「タグボートを安くしろ」など、港湾における国際競争力の確保のためのコスト削減要求から、港湾の規制緩和が進められてきました。しかし、港湾の規制緩和については、労働環境や雇用環境への悪影響、また悪質事業者の参入、日雇労働者の増加、運賃・料金の過度のダンピングなどが懸念されることから党は反対してきました。当局は規制緩和を成功だったとしていますが、規制緩和を先行実施した特定港湾の実情を見れば明らかなように、荷主・船社の際限のない料金削減強要によって、過度なダンピングで賃金・労働条件等に計り知れない悪影響が出ており、規制緩和の名の下にコスト削減のしわ寄せを港運労使に押し付けただけです。企業間競争をあまり強い企業だけ生き残り、負けた企業はつぶれるとしながら、労働関係は民間問題として責任逃れする国の姿勢は問題です。港湾運送事業の公共性、港湾運送の秩序の維持、悪質事業者の参入防止の徹底という原則に立って、過度の運賃・料金ダンピングに対する緊急監査・料金変更命令などのセーフティーネット方策の厳格な実施、港毎の港湾運送安定化協議会(仮称)の設置など、残された課題の実現に向けて取り組みます。

港湾の民営化に反対

港湾の民営化や行政財産の貸付進められようとしています。しかし、重要港湾の埠頭を構

成する行政財産の貸付は、民間営利企業の儲けのために国民・住民の財産を提供しようとするにつながりかねず、国民・住民のコントロールが届かない民間開放に疑問が残ります。港湾や外貿埠頭の管理運営主体の民営化は、公共性の後退につながるおそれがあり、反対します。

日本人船員確保を

外航海運、漁業分野、内航海運ともに若者が海運・水産業に就職しにくい環境になっています。海運・水産・港湾で働く有能な人材を確保するため、それぞれの産業に歓迎して受け入れられる船員教育制度の抜本的改革を進めていきます。

海上保安庁の充実強化

海上において、密輸入、密入国、密漁等国民にとってより身近な脅威や犯罪が相次いでいます。領海の警備は海上保安庁の任務であり、海上保安庁法第25条を踏まえつつ、海上保安庁の人員、装備資機材を充実し、沿岸警備体制を強化するようにします。また、越境犯罪取り締まりについての国際的な協力を一層推進するとともに、海上輸送路の安全確保や、海上輸送に対する国際的な安全保障上の脅威への対応を図るため、マラッカ海峡の安全確保、総合的なアジア海賊問題への対応等を進めます。

日本海を「平和と繁栄の海」へ

日本海に面する北東アジアの諸国の都市間の政治・経済・技術・文化交流や、住民同士の相互交流を促進することを通じて、「環境共生」型の環日本海構想を推進し、日本海が「平和と繁栄の海」になるように努力します。

7. 人・まち・環境にやさしい交通

あらゆる人の交通権の保障、すべての人が利用しやすい交通バリアフリーの実現、環境にやさしい交通、安全で快適な交通、地域生活交通の確保が社民党の交通政策の基本です。

20世紀の行き過ぎた「クルマ社会」は、激増する交通事故、慢性化する交通渋滞、大気汚染・騒音等の交通公害といった社会的外部負経済をもたらすとともに、交通弱者の移動の権利を奪ってしまいました。ここに交通分野の規制緩和が追い打ちをかけ、憲法に保障された幸福追求権、居住・移転の自由、生存権に立脚する「移動の権利」が画餅と化しています。21世紀を人間優先の社会とするため、社民党は、誰もが、いつでも、どこからでも、どこへでも、安全、安心、平等、快適に移動できる権利としての、新しい人権「交通権」を保障することを交通政策の基本とし、そのためにも公共交通の充実が必要であると考えます。

特に弱い立場にある人たち、高齢者・障害者・子どもの移動の自由を保障することが必要です。

高齢社会に対応する交通システム、限られた資源、地球環境を守る交通が求められており、「クルマ社会」の行き過ぎを転換し、公共交通を基盤に置いた人と地球にやさしい総合交通体系の確立を目指します。

1、「誰もが、いつでも、どこからでも、どこへでも」で交通権を保障します

「交通基本法」の制定

フランスの「国内交通基本法」にならい、「交通権憲章」運動を進め、憲法の幸福追求権、居住・移転の自由、生存権に立脚する「移動の権利」としての交通権の保障、交通社会資本の基準、生活交通機関の位置づけ、生活交通に対する補助、総合交通会計制度、交通運輸労働者の労働環境の保護、安全輸送の確保などを盛り込んだ「交通基本法」を制定します。

「総合交通会計制度」の創設

縦割りを排し、横断的・体系的な総合的交通政策を推進するため、道路特定財源をはじめとする交通整備財源を一本化した「総合交通会計」制度を創設します。総合交通政策の観点から交通整備財源を活用するとともに、自動車の社会的費用の適切な負担の観点から、「クルマ社会」の負の側面を軽減する政策に充当することとし、生活交通の維持や環境対策を進めます。例えば、ドイツでは、ガソリン税にあたる鉱油税を公共交通のための財源として活用しています。通勤、通学、通院、買い物「足」を確保するため、マイカーによるモータリゼーションのしわ寄せを受けている生活バス路線や地方鉄道、LRTなどに対する財政措置の強化に充当するようにします。

自治体の交通政策の確立

各自治体における自主的・主体的な交通政策の企画立案機能を高めるようにします。特に生活交通の維持は立派な福祉サービスであり、まちづくりに不可欠な施策としてきちんと位置づけ、地域の社会的共通資本として生活交通を捉え、公共交通を街づくりの中心と位置づけた政策への転換を目指します。

2、安全で快適な交通を創ります

安心して乗れる公共交通に

公共交通機関にとって乗客の安全は最優先の課題です。安心して公共交通を利用できるよう、飲酒運転、過労運転防止対策の強化、自動車運転者の労働時間に関する改善基準や運輸規則などの法令遵守、交通労働者の健康を守る取り組み、防犯・保安対策の強化を推進します。踏切死傷事故、日航問題、タクシーの事故多発など、民営化、行革、規制緩和によって、鉄道、航空、開運、バス、タクシーなどあらゆる交通モードで事故が多発し、公共交通の原点である安全が今ほど揺らいでいるときはありません。規制緩和による競争の激化、安全投資の削減、労働環境の悪化、保線・点検業務の分社化・外注化などが過度の合理化・効率化を推進し、それらが相まって安全にしわ寄せされているという構造的な問題にもしっかりとメスを入れることや事故調査機関の強化を強く求めつつ、一歩前進であるとして賛成しました。

福知山線事故の検証

1987年の国鉄分割民営化以降最悪の大惨事となったJR西日本の福知山線列車脱線事故をはじめ、重大な鉄道事故の発生が相次いでいます。これまでわが国鉄道輸送に対する安全性、正確性に対する信頼は諸外国からも高い評価を得てきましたが、とりわけJR西日本をはじめとする全国のJR各社において、公共性よりも採算性・効率性を重視するあまり鉄道輸送が果たすべき安全を軽視した姿勢が問われています。JR各社をはじめとする鉄道事業者に対して、改めて「安全第一」の経営体質への転換を強く指導するとともに、再び悲惨な鉄道事故が繰り返されることがないように、原因の徹底糾明と再発防止を強く求めます。航空・鉄道事故調査委員会に対し、ハード面は無論のこと、ソフト面やJR西日本の経営姿勢、現場に過酷な労務管理問題など事故の背景要因に至るまであらゆる角度から調査を行い、結論を出すよう求めます。

事故調査機関の強化、「運輸安全基本法」の制定

「運輸安全基本法」を制定し、運輸事業者・行政の安全責任の強化、被害者ケア等を充実するとともに、航空・鉄道事故調査委員会を国土交通省から独立させ、体制・権限を強化し、独立した調査活動ができるようにします。将来的にはアメリカのNTSB(国家運輸安全委員会)にならい、あらゆる交通モードを対象とする「国家運輸安全委員会」の創設を目指します。

安全投資への支援強化

運輸行政のこれまでのあり方も含めて十分な検証を行い、各種基準の改定をはじめ必要な対策を講じるようにします。安全投資に対する国の補助制度を含む支援措置の充実・強化を図り交通事業者の安全に対する取り組みを促進するとともに、安全面を監視・指導する部門を国土交通省に設けます。

地下鉄火災対策

地下駅における利用者の安全を確保するため、避難通路、排煙設備などについて火災対策基準を満たすよう、国の支援を強化した緊急対策を行います。

交通に関する社会的規制の強化

需給調整規制の廃止に伴う労働条件・雇用への影響を防止するため、産業別最低賃金制などの最低労働基準を確立します。同時に、規制緩和の検証を踏まえ、責任の所在の明確化、事業者の資質の向上、予防的監査や無通告監査、新規参入に対する早期監査の実施、さらには悪質事業者に対する行政処分の徹底など社会的規制を強化します。重大事故の原因となっている過積載・過労運転について交通安全の観点から実質的な使用者責任を追及します。

道路運送法の再改正に伴う明確なルールづくり

道路運送法が再改正されましたが、タクシー事業とNPOとの棲み分けの問題、有償輸送

とタクシー運賃やNPOの運送の対価に至らない謝礼輸送の線引き、安全の確保の問題、バス事業とタクシー事業の範囲(乗車定員の範囲)など、法改正に伴う多くの事項が政省令・規則に委ねられています。今後とも、歯止めなき制度化にならないよう、明確なルールづくりが不可欠であり、政省令で運用基準を明確にさせ、交通政策審議会や新設される「地域公共交通会議」での意見反映を強めていく必要があります。

公共交通の活用でこどもの安全確保

通学時の子どもの防犯対策として、路線バスやスクールバスを積極的に活用します。

規制緩和の弊害是正をめざす新たなルールづくりを

他業種からの高速バスの新規参入や、ツアーバスによる安全問題も起きています。また、貸切バスにおける運賃ダンピングは公平競争を阻害するものであり、結果として労働条件の切り下げや改善基準告示無視の働き方に結びつきます。運行管理、監査の徹底、監査強化、情報開示等を強く求めるとともに、規制緩和の弊害是正をめざす新たなルールづくりを行います。

公共交通としてのタクシーの支援

規制緩和政策によって需給アンバランスと、渋滞、運賃破壊、労働強化が進んでおり、需給の適切なコントロールや働きやすい環境づくりを求めます。改正道路運送法の運用基準における特別監視地域の指定及び緊急調整措置の効果的な発動を求めます。車両数、運転者数、運賃・料金の適正化を図るとともに、運転者の資質の向上のためのタクシーの運転者資格制度の創設、タクシー適正化事業実施のための機関の設置を行います。タクシー運賃の抜本的な制度の見直しを行います。

省エネ車両の導入やGPS - AVM(人工衛星を利用し、測位データを受信し、画面地図上に車両位置を表示するシステム)による効率的な配車に対する助成金制度の創設、白タク行為の排除など問題点の是正に努めます。

駅前タクシー乗り場やタクシーベイの整備を進めます。

海水脱塩式造水装置の普及

船舶輸送に従事する船員の命を守るため、海水脱塩式造水装置の普及を進めます。

船内における旅客の迷惑行為等防止のための法整備

船舶への車輛誘導時の車輛甲板での暴走・暴力行為あるいは、航海中の船内営業に従事する女性船員へのセクハラ行為などの迷惑行為が多発し、現場ではその対応に苦慮している状況にあります。航空機においては、航空機内迷惑行為防止法(航空法の一部改正)が04年1月から施行され、運航の安全と機内秩序を乱す迷惑行為および安全阻害行為などの禁止(罰則規定付き)が定められており、これにならって、船舶の安全運航と旅客の安全確保および快適な船旅を提供するため、乗組員の職務遂行を妨げる行為や他の旅客に対する乱暴な言動等により迷惑をかけた者に対し、船長権限による船内迷惑防止に関する法的措置が可能な法整備を検討します。

空の安全確保

航空機の整備不良事故やニアミス事故が多発しています。整備の委託や新会社の参入によって、安全に対する信頼が揺らいでいます。事故が起きれば経済的損失をもたらすから事故は起きないようにするはずだという「規制緩和 = 安全論」に与することはできません。航空法が適用されない航空持株会社に対する適切な規制を講じるとともに、空の安全確保に万全策を求めます。

総合的な交通事故対策の推進を

「クルマ社会」の進展は、急速な交通事故の増加を招き、死傷者の激増をもたらしました。貴重な人命が年間一万人近く失われる事態を重く受け止めるべきです。交通事故問題は広範囲にまたがる課題であり、各省庁の枠を超えた総合的対策が必要です。

歩行者と車が同じ道を通行することが事故の大きな要因の一つですから、歩車道の完全分離を推進するとともに通行区分の明確化を徹底し、またスクールゾーンの増設やコミュニティ道路の充実を図っていきます。「クルマが主役で人間は脇役」といった状況を逆転するため、細街路へのクルマの侵入を禁止したり、通過交通を防いだり、ハンプをつくって自動車の速度を落とさせる道路にしたりするなどの方法をもっと大胆に活用します。交差点における歩行者優先の原則を徹底するとともに、「人にやさしい」視点で歩行者安全策を追求します。踏切の歩道設置や、踏切への点字ブロック設置を進めるなど、人にやさしい踏切にします。自転車事故や歩行者への傷害事故を防止するため、非常に遅れている自転車道の整備や自転車通行帯の充実を推進していきます。このため、道路特定財源(揮発油税や自動車重量税など)について、歩行者が安心して歩ける歩道や自転車専用道路を整備するようにします。

車対車の事故防止のためには、道路標識や信号機の改善を図ります。また、交通安全教育のいっそうの推進や、自動車教習の強化など運転者対策も充実させます。交通事故被害者のケアを充実するとともに、事故調書の早期開示を検討します。各省庁の連携を強化するとともに、自治体が独自に交通実態にあった交通安全行政を展開できるようになることを追求します。歩道の段差の解消、電柱の地中化、歩道橋や地下道への小型エレベーターの設置を推進します。

自動車の安全対策の充実

メーカーの報告制度の充実、国土交通省側の体制の整備、罰則の強化などリコール制度を改革します。また、トラック装飾板やカンガルー・バーの禁止など、安全面から車両構造の基準を見直します。

飲酒運転の根絶に向けて

東名高速での悲惨な事故などをきっかけに、01年の刑法改正で危険運転致死傷罪が新設され、翌年には道路交通法の改正で酒気帯び運転の規制が強化されました。にもかかわらず、悲惨な飲酒運転に起因する事故が相次いでいます。社会全体がまだまだ飲酒運転などに対して、甘いといわざるを得ません。しかし飲酒運転による事故は、殺人に匹敵する凶悪犯罪です。しかも飲酒運転の発覚や危険運転致死罪の適用を逃れるために、ひき逃げは去年は2万件近くに達し、10年間で約3倍に増えています。あくまでも人間の生命が失われたことを基本にすべきであると考えます。逃げ得を許さず、交通犯罪に対する予防効果を強めるためにも、事故に見合った刑罰の量刑の引き上げを行います。米国ではすでに40州以上で有罪判決を受けた飲酒ドライバーに対し、いわゆるイグニッション・インターロック装置を自動車に取り付けるよう義務づけていることも踏まえ、事前に何ができるかを問題とするべきです。自動車メーカーの社会的責任、また、同乗者や酒を提供した側の責任も重くしていく必要があります。事故発生時の前後の走行情報(前方映像、車両速度、急加減速など)を記録するドライブレコーダーは、自動車事故を未然に防止する有効な手段になり得ると考えており、事故の原因究明、被害者が求める情報の開示、不当な加害者扱いの防止などの効果があり、ドライブレコーダーの義務化を進めていきます。

トラックの規制緩和を是正

トラック業界は、98年10月に雇用調整助成金対象事業に指定されたように、景気低迷が長期化する中で、きわめて厳しい経営環境に直面しています。特に、中小零細企業を中心に倒産・撤退が相次ぐ一方で、新規参入も増えています。こうした中で、企業間競争が激化し、生き残りをかけた運賃のダンピングや、荷主からの値下げ強要、協力金などの名目による値引き、さらには競争入札制度によって届け出運賃の引き下げを強要する不当行為が横行するなど、実勢運賃は低下の一途をたどり、企業経営を圧迫しています。そして、コスト削減、生き残りのために、賃金切り下げや長時間労働、過重労働など、トラック運転者への犠牲を一方的に転嫁され安全輸送も脅かされています。運賃水準の低下にいかんにか歯止めをかけるのか、最低必要コストを基準とした公正競争をいかに確立するのか、荷主の優越的地位

の濫用をいかに防止するのか、などがトラック業界にとっての重要課題となっています。規制緩和の推進によって賃金切り下げや長時間労働、過重労働など、トラック運転者へ犠牲が一方的に転嫁され、安全輸送も脅かされています。安全や環境、労働条件への影響に対し、社会的な規制の確立・強化を求めて取り組んでいきます。過労運転、過積載防止策を強化します。過度に発注から発送までの時間の短い発注や多頻度小口配送、ジャストインタイム輸送等の商慣行を是正・改善していきます。荷主からの値下げ強要、協力金などの名目による値引き、さらには競争入札制度によって届け出運賃の引き下げを強要する不当行為を規制するとともに、労賃や社会保険料など最低必要コストを基準とした公正競争の確立、荷主・元請けの優越的地位の濫用防止に取り組みます。

3、すべての人が利用しやすい交通を創ります

車両のユニバーサルデザイン化、車椅子対応ユニバーサルタクシーや介護タクシーの普及を推進

車椅子スペース付き鉄道車両の整備やホームとの段差の解消、車高が低く車内の段差がない、誰もが乗り降りしやすい超低床車(ノンステップバス)の導入を進めます(購入補助の充実、標準仕様の策定)。またリフト付きタクシーなど車椅子対応ユニバーサルタクシーや介護タクシーの普及を推進し、移動制約者に個人的な輸送を提供する交通サービス(STS)を進めます。

鉄道駅やバス、旅客船、空港のターミナルのユニバーサルデザイン化

開放式エレベーターや車椅子対応型エスカレーター、スロープの設置、段差の解消、誘導・警告ブロック、音声や接触・発光ダイオード方式による情報提供装置や見やすく分かりやすい案内表示の整備、ホームでの転落防止のためのホームドアや転落検知マットの導入、改札口の拡幅、バリアフリー型トイレの整備等を進め、鉄道駅を誰もが安心して利用しやすくします。相当数以上の乗客が見込まれる駅に加え、高齢者、身体障害者等の利用が多いと見込まれる駅等についても、改良工事の推進や人的サポートを含め必要な措置を講ずるようにします。また、鉄道駅以外のバス、旅客船、空港のターミナルもすべての人に使いやすくします。

鉄道とバス、鉄道相互、バス相互間の乗換えの円滑化、駅前広場や周辺道路、駅ビル等を含め関係方面と連携した交通ターミナル施設の改良

鉄道とバス、鉄道相互、バス相互間の乗換えを円滑にするとともに、駅前広場や周辺道路、駅ビル等を含め関係方面と連携して交通ターミナル施設の改良を進めます。公共性の高いコミュニティ空間である駅に人の集う場所をつくります。

利用者や当事者の声の反映

公共交通機関の駅・ターミナル周辺、多数が利用する百貨店やホテル、病院、学校などでバリアフリー化を義務付けている交通バリアフリー法と、ハートビル法の現行二法を統合した高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案が成立しました。今後の課題として、地方部のバリアフリー化の推進、バリアフリー車両開発の財政支援、現場での人員配置の強化、可動式ホーム柵やホームドアの設置促進、高齢者や障害者の利用が多い施設をつなぐ道路の段差の解消や歩道の拡幅などが残されています。全市町村のうち、基本構想策定は191といった状態であったことから、今後さらに促進していかなければなりません。一番状況が分かっている当事者の意見を計画や事業に活かしていくべきであり、基本構想策定時の協議会や住民等からの基本構想の作成提案において、具体的に障がい当事者が参加し当事者の声を反映させるようにします。

バリアフリー投資の推進

バリアフリー化は、ローカル線活性化対策、観光活性化についても意義があり、バリアフリー投資へのインセンティブを充実するようにします。

ソフト面の施策の充実

シルバーパスを充実させるとともに、障害者割引に対する公費負担制度を創設し、生活交通を誰もが利用しやすくします。また、公共交通機関への介助犬の同伴を広げます。

「ショッピング・モビリティ」の推進

高齢者や障害者も気軽に買い物を楽しみ、社会参加が行くことを目指し、地域福祉拠点施設としての「ショッピング・モビリティ」(街の中心部に事務所を設け、電動スクーターや車椅子などを無料で貸し出し、必要に応じてボランティア等の付添いも行うことによって、移動が困難な人が自由に商店街の中をみて回ったり買い物をしたりできるサービス)を推進します。

利用者重視の交通行政へ

鉄道営業法はじめ関係法律の中には記述がまだカタカナ表記が残っていたり、罰金が昔の金額のままになっているものがあります。事業者や行政のための交通行政から、利用者・住民のための交通行政に転換します。

4、環境にやさしい交通を創ります

脱クルマ社会を目指して

イギリスでは道路交通削減法という法律が制定され、目標を立てて道路交通量の削減を進めています。地球温暖化、道路建設による自然破壊、地方公共交通機関の衰退、都市中心部の空洞化など、車社会の弊害としての諸問題を考慮すると、日本でも自動車依存社会から脱却するために具体的目標を定めて努力することが必要な段階を迎えていると考えます。交通需要マネジメントを推進し、自動車の都心部乗り入れ規制や台数割当制度、ロードプライシングを導入するなど、中心市街地の自動車の総量規制に踏み出すとともに、パーク・アンド・ライドなど自動車・自転車と生活交通の連携を進めます。OECDにおけるEST(環境的に持続可能な交通)の議論も踏まえ、歩行・自転車または公共交通での移動がしやすいコンパクトな都市の設計を目指します。必要度の低い自動車利用を抑制し、総走行台数・距離を削減するため、公共交通やレンタカーを利用しやすくするとともに、カー・シェアリングの制度を導入します。違反駐車防止条例の制定を推進します。

クリーンな自転車の推進

クリーンな乗り物である自転車の活用を進めていくため、非常に遅れている自転車道や自転車通行帯、自転車駐輪場の整備を推進するとともに、サイクル・アンド・バスライドや生活に密着した循環型自転車活用制度(レンタサイクル)を広げます。

モーダルシフトの推進、コンテナ貨物輸送力の増強など貨物鉄道に対する支援措置を強化

物流の効率化、環境対策を推進するため、幹線物流における貨物鉄道輸送や内航船舶輸送の強化、各交通機関相互のアクセス向上、共同配送拠点の整備を進め、自動車輸送からの移転(モーダルシフト)を促進します。なお高速道路の無料化は、受益者負担のあり方から見て不公正であるだけでなく、温暖化対策や騒音・大気汚染対策、公共交通の利用促進といった交通政策に逆行するなどの問題があります。コンテナ貨物輸送力の増強など貨物鉄道に対する支援措置を強化します。

低公害バスの推進

ハイブリッドバスや電気自動車、CNG車等低公害バスの導入を推進します。また、条件に

応じてバスのトロリー化を検討します。

エコ通勤を導入する企業を支援

マイカーに依存せず公共交通を活用した、エコ通勤を導入する企業への支援策を講じます。

地球温暖化対策の推進、海洋汚染防止対策、船のNOx・PM対策を充実

地球温暖化、オゾン層の破壊等地球的規模の環境問題等に対応するため、観測・監視・予報体制の充実・強化を図ります。また、交通公害の防止を推進するとともに、海洋汚染防止対策、船のNOx・PM対策を充実します。

5、地域の電車・バスを大切にします

生活バス・サービスの維持、地方バス補助制度・地方財政措置の拡充

モータリゼーションの進展で危機に瀕しているバス事業に、無謀な規制緩和が追い討ちをかけ、特に過疎地では路線の廃止や休止が相次いでおり、地方部では、住民の便利な「足」がなくなってしまうのではないかとという深刻な問題がすでに出てきています。さらに地方バス補助制度の改定が行われるとともに、市町村の支えともいえるべき、都道府県の単独補助も見直しが実施され、市町村合併がひと区切りし、新自治体予算で合併された旧町村の予算が削られがちなこととも路線の維持を難しくしています。しかし、環境問題、高齢化問題、地域活性化、地域コミュニティの復興といった21世紀の豊かな社会づくりに必要な課題の解決には、自治体ぐるみの生活交通の再生がなくてはならないと考えます。生活交通は、人の自由な移動を通じて、文化を伝え、コミュニケーションを保障し、地域社会の活性化を生み出す重要な役割を果たしており、単に交通の問題ではなく、広く社会的な視点からの新しい発想と手法で考え、地域活性化・過疎対策の基本に、生活交通の維持が位置づけられるべきです。

すでに社民党は、住民の足を守る立場からの議会での意見書採択や、生活交道路線への補助を求めた自治体交渉などを展開するなど、各地域における生活交通の確保や公共交通ネットワークの確立に向けた取り組みを進めています。バス事業への補助率は、欧州では50パーセント前後であり、数パーセントというわが国とは大きな差があります。「公共交通は赤字でも福祉など他の分野で便益を生む」というクロスセクターベネフィットの考え方で、地方の生活バス路線やコミュニティバス、福祉バスへの財政措置を強化するとともに、自治体、住民、バス事業者の三位一体の連携プレーで生活交通の維持を図ります。将来的には、道路目的財源の総合交通財源化を行い、バスの維持・復権のための財源を国・自治体の責任できちんと手当てすることを目指します。

「オムニバスタウン構想」の推進

バスの利便性向上、活性化を図るその利用を促進するため、魅力ある車両の導入や、バス停の高度化、バス専用レーンの拡充、情報案内システムや運行管理システムの整備を行いつつ、各省庁が連携してバスの多様な意義を十分に活かした街づくり(「オムニバスタウン構想」)を進めます。あわせて、地域交通を守り発展させるために、「公共交通利用促進運動」を展開します。

社会資本としての地方鉄道の維持

減少傾向が続く中小私鉄について、地方鉄道再生プロジェクトが19事業者でスタートしたほか、施設の近代化や安全対策に関する鉄道建設・運輸施設整備支援機構の支援制度「ホームドクター」も新たに導入されました。しかし、鉄軌道の近代化投資が厳しい財政状況のなかでますます難しくなっていることもあって、地方鉄道の廃線計画が各地で浮上し、生

活に密着した鉄道路線の維持が大きな問題となっています。「公共近距離輸送は生存配慮にかかわるので維持せよ」というドイツの「地域における公共近距離旅客輸送に関する法律」にならい、「公共交通の根幹をなす鉄道を守る」立場に国・自治体の交通政策を転換させます。具体的には、地域住民の生活路線であり、鉄道ネットワークをなす地方鉄道に対する補助制度を抜本的に見直すとともに、基盤保有と運行を分離する「上下分離」方式の活用を検討します。

バス・鉄道を地域住民の共同の社会資本

地域における公共交通の整備は、地域振興や雇用、市街地活性に効果があります。公共交通を地域住民の共同の社会資本と位置づけ、駅を拠点とした街づくり、アクセスや利便性の向上、駅周辺整備の推進や「ルーラルレイルウェイツーリズム」など、公共交通を核とした地域振興を進めます。

超低床車両を使用した新しい路面電車であるLRT(軽快電車)を強力に支援

LRTは、地下鉄やモノレールなどに比べ建設コストがかなり抑えられ、人と環境にやさしい生活交通体系として、超低床車両を使用した新しい路面電車であるLRT(軽快電車)を強力に支援します。郊外化の進んだ多くの地方都市が中心部の空洞化に苦んでおり、その再開発を成功させるにも、LRTは切り札になる可能性が十分あります。そのため、軌道・車両に対する税財政上の支援を拡充するとともに、軌道の専用化を進めます。

トランジットモールで街ににぎわいと魅力を

歩行者専用のショッピングモールに公共交通を運行させた商業空間(トランジットモール)を広げ、街ににぎわいと魅力を取り戻し、「トランジットモデル都市」を目指します。都市の構造自体をクルマ依存でないものに変えていきます。

交通行政権限の分権化

バス、地方鉄道、路面電車等の地域の公共交通を守るため、「公共交通の確保および経営調整に関する特別措置法」(仮称)を制定するとともに、住民の移動の権利、自治体の交通政策に関する責務等を規定する「地域公共交通基本条例」(仮称)を制定します。国の持っている交通行政の権限を自治体に移譲し、地域交通に対する自治体の決定権を拡充することで、住民・利用者の声を交通政策に反映されるようになります。交通問題に関する自治体間の協力や広域連合制度の活用を進めます。

地域で交通問題を議論

改正道路運送法に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、地域公共交通会議の設置が可能になりました。また、生活交通維持のための「地域協議会」も設けられています。これらを地域の関係者が一体となって交通問題を考える場とするため、利用者、住民、交通労働者も参加するように働きかけます。地域のあるべき交通の姿を地域交通計画として策定します。将来的には「地域交通委員会」への発展を目指します。

公共交通特区の活用

「観て歩いて暮らせるまちづくり交通特区」や「人と地球にやさしい公共交通利用促進特区」、1台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態である「カーシェアリング利用促進特区」など、地域で公共交通の利用促進や環境負荷の低減、渋滞抑制を狙った試みが生まれています。主要都市の市街地に「公共交通特区」を設定し、総合的な計画に基づく交通規制の実施、公共交通の走行・利用環境の整備、公共交通の利用促進を図ります。

離島の足の確保

離島航路の運航確保、離島の航空輸送の確保に必要な施策を充実します。

高速交通体系の整備に関する内容全体の見直しを

整備新幹線に対する厳しい意見も真摯に受けとめ、貨物鉄道のあり方や地域の重要な足である並行在来線の維持・確保に努力するとともに、財源の重点的・効率的な使用や総合交通体系確立の観点からの公共投資の内容全体の見直しを行うなどの課題解決とあわせて対応します。

鉄道の災害復旧の支援

鉄道が災害復旧補助を受けるには「鉄道軌道整備法」の適用が前提となりますが、法令には鉄道事業が赤字、災害復旧額が線区収入の1割以上、などの条件が付され、適用はきわめて限定的です。鉄道の公益的な社会的役割からみて、災害復旧には国、地方が責任を持ち、事業者の経営動向に関わらず経費援助を行うべきと考えことから、現行の法制度の枠組みの抜本的見直しを求めます。また、「鉄道軌道整備法」は被災が生じた場合に対症療法的に適用されますが、鉄道輸送の安定を確保する観点からは事前の防災対策が望まれ、国の危機管理体制が問われています。国、地方、鉄道事業者が連携した危険箇所の点検や防災対策の強化を進めるよう求めるとともに、災害予防のための施設強化に関わる費用を助成する補助制度の拡充についても検討します。

「通勤地獄」の解決、「開かずの踏切」の解消

通勤ラッシュを緩和するため、新線建設、車両増備、ホーム延長、信号の高度化、時差通勤、職住近接を進めるとともに、都市鉄道・地下鉄整備等への公的助成の拡充を引き続き求めていきます。また、「開かずの踏切」を解消していくため、財源の集中投入を行い、高架化・地下化を推進します。

JRの公共性の確保

国鉄から公共交通としての鉄道を引き継いだJRが「社会的責任」を果たすよう、安全性やローカル線対策をはじめとする公共の福祉の増進の観点からチェックします。

JR不採用問題の解決

国労74回大会では、「2003年12月22日の最高裁判決並びに昨年9月15日の鉄建公団訴訟判決を踏まえ、政府の決断により、解決を図ることを求める」とした基本的態度とともに、雇用、年金、解決金の具体的要求を確認しました。国労総団結を確認し、関係者の大同もつくりことができ、JR不採用問題について、この機に一日も早い政治的・全体的解決がはかれるよう、社民党は、今後とも国労と十分連携して、解決に向けて全力で取り組んでいきます。

8. 人 権

1、共謀罪の新設に反対し、人権政策を推進するために行政機構、法制度改革・整備を進めます

(1) 共謀罪の新設に反対

共謀罪とは、犯罪の実行前の共謀それ自体を処罰の対象としようとするものであり、客観的な実行行為を構成要件とするわが国の刑法体系に大きな変更をもたらすものです。意思を通じることそのものを処罰の対象とすることは、思想や内心を罰することに他ならず、重大な人権侵害につながる深刻な危険性はらんでいます。まさに「平成の治安維持法」とも、思想処罰法ともいべき憲法違反の稀代の悪法です。社民党は、内心・思想・表現の自由を侵害し、近代刑法の大原則を破壊する「共謀罪」法案を断固廃案に追い込みます。また、テロ対策に名を借りた、安易な治安強化に反対します。

(2) 盗聴法を廃止

通信の秘密という重大な人権を侵害し、警察によって恣意的に運用される可能性が高い通信傍受法(盗聴法)を廃止します。

(3) 「人権教育・啓発推進法」を見直し

人権教育・啓発を推進するため2000年に制定された「人権教育・啓発推進法」は、部落解放運動が制定を求めてきた「部落解放基本法」の教育・啓発法的部分が実現したのですが、多くの問題点を抱えており、抜本的な見直しを行ないます。

民間団体やNPO・NGOなどと十分な連携をとり、基本計画の策定をはじめ、あらゆる場で当事者や住民の参加を保障し、国・自治体が行う教育・啓発の充実を目指します。

人権教育・啓発は、政府全体で取り組むべき課題ですので、法律の所管を法務・文部科学省共管から内閣府に移管し、内閣府に、「人権教育・啓発推進会議」(仮称)と「人権局」(同)を設置し、人権政策を専任で対応する大臣を配置します。

また、将来的にはこれを人権擁護に関する施策および調整全般を所管する「人権省」(仮称)に発展させ、国会に人権問題を取り扱う新たな常任委員会の設置を目指します。

(4) 人権擁護のための法律を制定し実効性のある人権救済機関を創設

人権侵害による被害の救済・予防のための「人権侵害被害救済法」(社民党案)を制定し、「人権委員会」(仮称)を創設、政府から独立した実効性ある救済機関を構築します。委員会には、人権問題に取り組むNGO、NPOなど民間団体、市民団体、労働組合、マスコミ、法曹関係者など、また実際に人権侵害や差別を受けてきた当事者がその運営に参加できるものとします。

政府・与党が提案を予定している「人権擁護法」は、「人権委員会」が法務省の外局とされているうえ、報道機関の表現の自由を侵すおそれがあるので、現状では賛成できません。

(5) 公安調査庁を廃止し、公安警察を大胆に縮小

これまでの法務行政を徹底的に見直し、その存在が時代にそぐわなくなっている公安調査庁を廃止します。また、警備公安警察のあり方を見直して定員を大規模に削減し、防犯や交通安全など市民生活に密着した、刑事、生活安全、交通部門を強化します。

2、人権と差別にかかわるあらゆる問題を解決するための政策を推進します

(1)被差別部落

部落差別意識の解消に向けた同和教育を引き続き推進します。インターネット上などでの悪質な差別事象の頻発を踏まえ、新たな状況に対応した教育・啓発を進めます。

また、部落問題の解決に大きな役割を果たしてきた隣保館を地域社会における人権センターとして位置づけ、あらゆる人権と差別にかかわる問題に対応できるよう、その機能を充実します。

(2)先住民族の権利

アイヌ民族の先住民族としての権利を保障するため、「アイヌ文化振興法」を北海道外で生活するアイヌ民族にまで拡大するよう改正します。先住民族問題についての理解と関心を喚起しながら、先住民族の権利について定めたILO169条約の視点を国内法にも反映させるよう取り組みます。

(3)日本に在住する外国人

在日外国人に対する差別を解消するため、人種・民族差別禁止の立法化や、定住外国人の地方選挙権の実現などに取り組みます。すべての外国人学校を日本の学校と同等に扱い、外国人学校卒業生に対して国立大学の受験資格を付与します。また、管理職への登用を含む公務員への採用を進めます。

(4)外国人労働者

外国人労働者の人権を確立するとともに、労働条件、就業環境、居住環境の改善に取り組みます。またトラフィッキング(人身売買)目的で入国させられる人々が増えているので、新たな立法措置も含め人身売買を禁止するための実効性のある対策を講じます。

(5)入管・難民認定法

難民および難民申請者の増加と出身国の多様化が進む中で、人道的観点から、入国管理法と難民認定法を再度改正し、医療、公的扶助、在留資格の付与、就労許可等の支援措置を講じます。また、申請、認定、自立のプロセスが円滑に進むようにします。難民条約が遵守されるよう政府を監視します。

(6)高齢者

尊厳ある老後と安心できる生活、活力ある高齢化を実現し、高齢者の生活・人権保障を確立します。高齢者虐待防止法を制定します。

(7)子どもの権利

子どもの人権を確立するために、子どもの権利条約に基づく成長および福祉のための理念が具体化する施策を推進します。子どもの権利条約が遵守されるよう政府を監視します。

(8)女性の権利

男女平等社会を実現するために、法、制度、慣行を点検し、改善します。また、日本社会における社会的マイノリティ集団の女性の主張にも配慮し、政策にマイノリティ女性の視点を活かします。女性差別撤廃条約が遵守されるよう政府を監視します。

(9)性的指向

ゲイ・レスビアンなど、性的指向への偏見に基づく差別の撤廃に取り組みます。同姓間の

カップルに対しても異性間のカップルに準じた民法上の権利を保障するため、PACS法(連帯の市民協約/仏)にならった新しい家族制度の創設を目指します。

(10)性同一性障がい

「性同一性障害者特例法」(04年施行)を改正し、「現に婚姻をしていない」、「現に子がいない」、「生殖腺・外観」、年齢の条件を削除し、適用の範囲を広げます。行政文書等への不必要な性別の記載をなくすなど制度の見直しを行なうとともに、偏見や差別を防ぐための啓発に取り組みます。

(11)障がい者

ノーマライゼーション(共生)の理念や「完全参加と平等」を達成し、障がい者の政治的・経済的・社会的・文化的権利を確立します。障がい者差別禁止法を制定します。

(12)患者・感染者など

患者・感染者などのプライバシー保護をはじめとする人権保障を確立します。

(13)犯罪被害者

犯罪被害者の救済制度を充実させます。また修復的司法の要素を取り入れた、新しい司法制度のあり方を追求します。

(14)被疑者・受刑者

いわゆる代用監獄制度の廃止など、被疑者・受刑者の人権確立に取り組みます。さらに国際潮流を踏まえ、死刑の廃止を含めた刑罰制度の見直しを行います。拷問禁止条約が遵守されるよう政府を監視します。

3、国際潮流を踏まえ「人権先進国」を目指します

(1)国際人権関連条約を批准し、国内法を整備

生命の尊重、身体的自由、思想・良心・表現の自由、居住・移転・出国の自由、少数民族の権利などを定めた国際人権規約B規約の選択議定書、死刑廃止条約など、いまだに日本が批准していない国際人権関連条約の批准を急ぐとともに、条約の理念を踏まえた国内法整備を進めます。

(2)「人権教育のための国連10年」の成果を推進

「人権教育のための国連10年」(1995年～2004年)の取り組みを引き続き推し進め、これまでの同和教育の実績、世界的に展開されている多文化教育の実践などを踏まえながら、あらゆる段階の学校、職業研修、公的・非公的な学習の場において人権教育を促進します。

(3)戦後補償のための立法を行ない侵略の過去を清算

過去に日本が行なった植民地支配と侵略戦争を真摯に反省し、戦後補償問題の解決に向けて、「戦争被害者の保障等に関する法律案」をはじめとした新たな立法を目指します。前提となる歴史事実の真相調査を進めるために、国会図書館に恒久平和調査局を設置するための「国立国会図書館法改正案」の成立を目指し、従軍慰安婦問題の解決を図るための「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の早期成立を図るなど、戦後補償問題解決の道筋を固めます。

9. 男女平等

平和と平等は手をたずさえてやって来る

ジェンダー(社会的につくられた性差)、男女共同参画、性教育などについて、マスコミと結びついた一部の勢力が執拗な攻撃を繰り返し、国、自治体、男女共同参画を推進する部署や学校現場に混乱を招いています。この勢力は、憲法や教育基本法を改悪し、一人ひとりの人権よりも強い国家を優先させようとする勢力と重なります。戦争ができる国へ、愛国心の育成、家父長制度を支える家族の絆…。私たちはこうした勢力に毅然と立ち向かわなければなりません。

日本の女性は、憲法9条(戦争放棄)と24条(個人の尊厳、男女の本質的平等)を得たことで、平和と人間としての権利を手に入れました。さらに世界の女性たちと共に、女性差別撤廃条約や国際女性会議などを積み重ねることによって、女性の地位向上、男女平等の施策の実現に邁進してきました。社民党は憲法の理念である平和・平等・人権を大切に、女性も男性もいきいきと暮らせる社会をつくります。

(1) 雇用の男女平等を実現

パート・派遣・契約労働者の均等待遇確保を目的とした「パートタイム等労働者と通常の労働者との均等待遇の確保等に関する法律法」の制定を実現します。

同一価値労働・同一賃金の原則を徹底し、男女間の賃金格差、正社員と非正社員の格差を是正します。ILO第100号(同一価値労働・同一賃金条約)を徹底し、ILO175号条約(パートタイム労働者の均等待遇保障)の早期批准を目指します。

男女雇用機会均等法にポジティブ・アクション(積極的差別是正策)を盛り込むとともに、間接差別の限定をはずし、法の実効性を高めます。

「男並み」(性別分業を前提とする男性の長時間労働)を基準とする働き方ではなく、「女性も男性も働きやすい」働き方を実現します。「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)が可能となるよう法制度を整えます。

セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)の防止を徹底し、働きやすい雇用環境を整えます。

新卒女性についての就職支援、中高年の再就職支援など、雇用の門戸を女性に広げるよう企業に働きかけます。

(2) 仕事と家庭の両立

育児・介護休業法の適用をパートタイマー・派遣労働者などへ拡大します。

男性の育児参加を応援するために、育児休業のパパ・クォータ制(父親割り当て)を実現します。

育児・介護休業法を強化、発展させた「仕事と家族的責任の両立を確保する法律」をつくります。

男女共通の労働時間の短縮、時間外・休日労働、深夜業の規制に取り組みます。多様な働き方の幅を広げるワークシェアリングを検討します。

IL0156号条約(家族的責任を持つ男女労働者の権利保障)を国内に定着させます。

育児・介護休業給付を40%から60%へ引き上げます。

次世代育成支援対策推進法による企業の行動計画策定を促進し、家族的責任を持つ男女労働者を支援します。

(3)女性の健康支援

生涯を通じた女性の健康と自己決定権(リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ)を保障する新しい法律をつくります。

刑法の墮胎罪を撤廃し、母体保護法を見直します。

公立病院の女性外来窓口を増やします。性やからだに関する相談所を各自治体につくり、幅広い情報の提供とカウンセリングを行います。

リプロダクティブ・ヘルツ/ライツを基本とする不妊治療を援助します。あわせて、生殖医療に関する法整備を進めます。

(4)男女共同参画社会基本法の実効性向上

女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法に基づいて、各法律や社会制度・慣行の見直し、意識改革に取り組みます。

各自治体における男女平等参画条例の制定を促進します。

(5)女性が個人として尊重される法律・制度を

選択的夫婦別姓の導入、婚外子への相続差別是正、婚姻年齢の男女同一化、女性のみ
の待婚(再婚禁止)期間の見直しなど、民法改正を早期に実現します。

世帯単位の賃金、年金、保険、税制度を個人単位へ見直し、女性が自立して生活できる
公平な制度に変えます。

家事・育児・介護など、無償労働(アンペイド・ワーク)を社会的・経済的に評価し、社会保障
に反映させる仕組みを検討します。

(4)農山漁村、自営で働く女性たちの労働を正当に評価し、社会的・経済的な保障に反映さ
せ、社会的地位向上に努めます。

(6)女性・子どもに対するあらゆる暴力を根絶

社民党は「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」(DV防止法)の
成立、改正(暴力の定義に精神的暴力を加える、保護対象者の拡大など)に尽力してきまし
た。DVをなくしていくために施策をさらに強化します。

「児童虐待防止法」「子ども買春・子どもポルノ禁止法」の成立についても社民党は積極的
に取り組みました。虐待の早期発見、通告、子どもの自立支援、虐待をした親への指導など、
自治体と国が連携し、総合的な取り組みを強化します。

米軍基地周辺で多発する女性に対する暴力は軍基地のもつ構造的なものです。暴力根
絶に向け、基地の整理・縮小・撤去に取り組みます。

(7)男女平等教育をあらゆる機会を通じて実現

教育基本法を守り、男女平等の学校教育を進めます。男女混合名簿の定着、子どもたち
が自分自身の体を守るための性教育などを促進します。

公務員・企業の研修等に男女平等の視点を徹底させます。

女性差別や偏見、女性への暴力が助長されないよう、マスメディアの啓発を行います。

(8)女性議員を増加

クォータ制(候補者名簿に女性を割り当てる方法)を導入し、政策決定の場における男女
平等を推進します。

(日本の女性国会議員の割合は衆議院9.2%、参議院14.0%。世界女性国会議員比率ラ
ンキングにおいて、日本は衆議院129位、参議院38位/2005.10/30現在、列国議会同盟)

女性が立候補しやすくなるよう、選挙区制度の見直し、在職立候補制度の導入、議員資格の見直し(公務員を可とするなど)、託金の引き下げなどを検討します。

女性議員を増やすために、人材の発掘・育成、広報活動等に取り組みます。

(9) 女性の社会参画を推進

アフーマティブ・アクション(優遇措置)を通じて公務員(裁判官、検察官、警察官など)幹部レベルの女性を増やします。将来の女性指導者の育成を支援します。

国や地方公共団体の審議会などにおける女性委員の割合をチェックし、女性比率50%を目指します。

男女雇用機会均等法を徹底し、企業に、女性の採用・昇進・昇格・昇級などについて、積極的な取り組みをするよう働きかけます。

女性の起業家を支援する基金制度をつくります。

農山漁村における女性の能力発揮の場を拡大するとともに、決定機関への女性の参画を進めます。

子育て、介護、リサイクルなど、さまざまな分野で女性たちが担っているNPO活動を支援します。

(10) 世界の女性たちとともに平和・平等を実現

憲法を世界に発信し、武力に頼らない平和貢献を追求します。

アジア太平洋地域の女性たちとの交流を通じて平和外交を進めます。

アジア太平洋戦争時、日本軍による性奴隷制の被害者となった元従軍「慰安婦」に対して謝罪と保障の法律をつくります。

女性差別撤廃条約選択議定書(個人への人権侵害を国際機関によって救済するための個人通報制度などを含む)の早期批准を目指します。

10. クリーンで信頼できる政治への改革

小泉前首相は「自民党をぶっ壊す」といいながら、巨額のカネが政官界にばらまかれていた実態、複数の政治団体や政党を経由させるひも付き献金・迂回献金などの横行、政党支部を活用した実質的な政治家個人への献金、政治家側のずさんな献金処理、性格的には企業献金に近い業界の政治団体による献金が青天井などが浮き彫りになった日歯連事件の解明にはほおかむりのままです。また、杉浦官房副長官(当時)の政治資金収支報告書の訂正問題、自民党森派の政治資金疑惑問題などが国会でも取り上げられました。そのうえ、外資系企業からの献金規制を緩和するための法案の成立も狙っています。安倍首相は、「美しい国」をスローガンにしていますが、政治倫理や政治改革についてはなにも口にしていません。

清潔で信頼される政治に向けては、日歯連事件の教訓を踏まえた法改正の実現こそが求められています。社民党は、政官業癒着構造や政権党の金権腐敗体質自体にメスを入れる、政治の「構造改革」に取り組みます。

1. 「政治の原点」として政治倫理の確立と政治腐敗の防止を進めます

企業・団体献金の禁止

政治資金規正法附則第10条の趣旨にかんがみ、政党に対する企業・団体献金を禁止します。当面、緊急方策として、献金できる政党支部数の規制、「税金の政治家への還流」にほかならない公共事業受注企業からの献金禁止、「抜け道」に使われている側面がある政治団体の機関紙誌への広告料の規制、迂回献金の禁止、政治団体の献金規制などを実現します。企業献金についての外資規制の緩和に反対します。

政治資金の公開の推進

政治資金の透明度を高め有権者の判断に資するため、政治資金に関する情報公開を徹底します。政治資金収支報告書等の文書の保存期間の延長(3年を5年に)、政治資金収支報告書等の記載事項のインターネットを利用した閲覧の実施、政治資金収支報告書の中央・地方の一元的把握、政治家の資金管理団体、政治団体、後援会の連結決算、収支報告書の公開性・透明性の向上、政治資金監視のための第三者機関の設置を実現します。

あっせん利得処罰法の強化改正

自治体首長・議員の私設秘書の追加、構成要件の明確化、第三者供賄規定など、あっせん利得処罰法の強化改正に引き続き取り組みます。

政治倫理法の改正

政治倫理審査会を改組・拡充した政治倫理委員会の設置や国会議員の資産公開に対する実効性の確保などの面から政治倫理法を改正します。

政党助成法の適切な見直し

政党助成制度は、議会制民主主義を担う政党が利権を媒介にしたアンフェアな資金に依存することがないように、活動資金の一部を民主政治のコストとして国民に負担をお願いするものであり、公平・公正の観点から国民の信頼に応えられるよう適切な見直しを行います。

2. 民意を反映する公正な選挙制度を実現します

比例代表中心の選挙制度へ

民意の反映を弱め、得票率と議席率の乖離、死票の増加、一票の価値の格差の拡大などの問題を有する小選挙区中心の選挙制度を、死票をなくし民意を反映する公正な制度とするため、選挙制度を比例代表中心の制度へと改めます。

参議院改革を推進

参議院は、議院内閣制の弱点を補完して衆議院および内閣に対するチェックアンドバランスを発揮し、国民の多元的な意思をよりよく国会に反映する役割があります。参議院の機能強化・活性化に取り組みつつ、参議院にふさわしい選挙制度への見直しを進めます。

民主主義に反する議員定数削減に反対

選挙制度や議員の定数を、経済行為や効率性と一緒に取り扱うべきではありません。特に、小選挙区部分の欠陥を拡大し、民意の反映を弱めることになる比例区の定数削減には反対します。

自治体選挙を「地方自治の日」に

自治体選挙を一定の期日に統一して行うことは、自治体選挙に対する有権者の関心の増大、投票率の向上、住民の投票の利便、報道機関による世論の喚起・啓発活動の重点化、選挙執行経費の節減等の多くの効果を期待することができます。一方、4年に一度の統一自治体選挙の統一率は年々低下しています。そこで地方自治の確立と住民の参加意識の一層の発展に資するため、毎年2回の衆参の補欠選挙にあわせることや、毎年10月5日を「地方自治の日」(国民の祝日)とし、毎年1回、「地方自治の日」に期日を統一して行うことを検討します。

3、国民の政治参加を推進します

18歳選挙権の実現

青年の政治参加を進めるため、選挙権を行使できる年齢を18歳へ引き下げるとともに、被選挙権の20歳への引き下げを目指します。

洋上投票の改善

長期航海中の日本人船員のファックスによる洋上投票が実現しましたが、対象となる選挙は、衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙の国政選挙のみで、補欠選挙や首長選挙など地方自治体選挙は対象外となっており、洋上投票に参加できる船舶も、日本船籍の外航船や指定された遠洋漁船など一部の船舶に限られ、日本人船員であっても外国籍(圧倒的に隻数の多い便宜置籍船など)の船舶に乗る者は対象外とされること、また、選挙人の確認や投票用紙の交付手続き、通信費用の精算方法など手続きも煩雑で使い難い制度になっています。実施状況の検証を進め、対象選挙・対象船舶の拡大などの残された課題の解決に努力し、洋上投票制度を真に船員の公民権行使を保障できる制度に育て上げます。

立候補権の保障

誰もが立候補する権利を保障されるように、会社などを退職しなくても立候補できる制度として、「公職休暇復職制度」を導入するとともに、供託金の基準の引き下げを行います。また、世襲候補者による親と同じ選挙区からの立候補の制限を検討します。

選挙運動の見直し

選挙運動も、戸別訪問の解禁、立会演説会の開催、インターネットを利用した選挙広報活動の解禁など、政党や政治家の情報を入手する機会の拡大や有権者との対話を重視する観点から見直します。

連座制の見直し

制度上の不備が明らかになった連座制について、連座制による立候補制限の対象を、当該選挙以外の他の種類の選挙にも拡大します。

選挙する側・有権者の側に情報を伝える手段としてのインターネットの活用

各選挙管理委員会のウェブサイト、政見放送と選挙公報を掲載されるように検討を進めていきます。

障がい者の選挙権行使の保障

障がいをもつ人が「参加しやすい選挙」は、お年寄りや体の不自由な人などすべての国民にとって「参加しやすい選挙」です。高齢化が進む現在においてこれらの問題点を解決しないことには、仮に現在不自由を感じていない人たちも将来的に参政権が阻害される恐れが十分にあります。

障がい者の方がより簡便に選挙に参加することができるよう、投票場案内はがきの点字化や点字名簿の設置、車椅子用記載台の設置や出入口のスロープ化等、投票方法や投票所の環境改善、郵便投票方式の活用、投票所への移動の保障等福祉サービスの充実、巡回投票制度の検討などを進めます。また、選挙費用の上限の弾力化など障がい者の立候補者の選挙運動に対する支援措置を検討します。政見放送の放映する選挙の対象の拡大、ビデオ持ち込み方式への統一、聴覚障がいをもつ人をはじめとする障がいをもつ人への配慮を義務づけることを検討します。選挙の政見周知(政見放送・個人演説会等)のために必要な手話通訳については、すべて選挙管理委員会の公費による平等な派遣制度を新設します。要約筆記の取り組みについて支援します。聴覚障がい者にとって重要なファックスやメールによる選挙運動を、インターネット解禁とあわせて実現します。

総務省に当事者の参加する障がい者の参政権保障に関わる研究会を設けるようにします。

選挙人名簿の定時登録の回数を増加

現在、毎年定期的に3月、6月、9月、12月の4回、現在の有資格者数を登録しています(定時登録)が、転出・転入の時期によっては、いずれの市区町村の選挙人名簿にも登録されず投票できないという事態を減らすため、定時登録の回数を増やします。

4、国民本位の開かれた民主的な行政に改革します

集権・官治から分権・自治へ

国民・住民の視点で、真にゆとりと豊かさを実感できるように、新時代にあう政治行政制度へのモデルチェンジを行うことが行政改革の目標です。分権・自治の推進によって地域の自己決定や透明な新しい社会ルールを確立し、明治以来の中央集権・官主導の行政を、主権在民にふさわしい市民主導の開かれた民主的な行政へと質的に改革します。そのため、地方分権をいっそう推進し、税財源の自治体移譲を実現します。

「知る権利」を保障する情報公開法へ

官僚主導の行政を打破するには、主権者である国民に情報を取り戻すことが必要です。国民の「知る権利」を行使する観点から、非公開事由の限定・明確化、開示請求等に対する決定期限の特例の廃止など、国民的議論を踏まえ情報公開法を改正します。

行政への参加の推進

行政の決定に国民が参画できるようにするため、パブリックコメント制度について、パブリックコメントに関連するすべての資料、データを公開する、パブリック・コメント手続を適用した後、大幅な修正が必要とされる場合は、修正案を公表して再度追加のパブリック・コメント募集を実施する、意見募集期間の締め切りと規則の最終決定までの間に適切な時間を設けるよう(例えば60日間)義務づける、パブリック・コメントを施策に反映させるなどの点を改善します。各種審議会の委員について、国民参加の視点から、審議の公開や委員の公正な選出、官僚OBの排除など運営の改革を進めます。行政手続法の「目的」に行政手続への「国民の

参加」を加えるとともに、「行政計画」策定への国民参加を進めます。

ニーズに合致した事業に

財政危機を口実とした、福祉の抑制・市民負担の増加、市町村合併の強制を許しません。住民のニーズに合致した事業・施策への重点化を図るように国民の視点から行政のあり方、事務・事業を評価・検証し、ムリ、ムダ、ムラをなくします。その際、業務の実績の評定にあたっては、財務面の評価のみならず、社会的評価の観点も加味して行うようにします。

国民訴訟制度の検討

行政庁の違法行為を誰もが争える住民訴訟は自治体にしか認められていませんが、行政の無駄づかい・違法な権力行使の国民からの監視の強化、外務省や警察・検察庁の裏金作りなどについて直接裏金の支出の返還・是正、具体的権利を侵害された市民の利益回復等のため、国の機関(特殊法人、独立行政法人も含む)のお金の不当・違法な支出を国民が直接裁判を通して是正を求める制度として、住民訴訟のいわば国版である国民訴訟制度(国レベルの財政上の違法是正訴訟)の導入を検討します。具体的には、国民が会計検査院に対して直接、公金検査の請求をしていくという直接民主主義的な制度を導入し、会計検査院で国の財政上の違法・是正策の審査を先行させ、その後、国民が財政上の違法を是正するための訴訟を提起できる国民訴訟を可能にするようにします。

5、民主的で透明な公務員制度改革を実現します

ILO勧告を踏まえた抜本改革の実現

ILO勧告を踏まえた抜本改革実現への道筋をつけるため、透明で民主的な公務員制度改革を目指し、あるべき改革像の骨太の方針とプロセスの具体的なプランを作成します。

公務員の労働基本権の保障

公務員制度を国民のための中立・公正で透明な行政を目指す方向で、民主的な形で改革していくため、公務においても労働基本権を確立し、民間に準じたパートナーシップに基づく対等平等な労使関係の下で団体交渉によって賃金・労働条件を決定する制度を確立するようにします。

キャリア制度の廃止

公務員の採用試験区分を見直し、閉鎖的で特権的なキャリア制度を廃止するとともに、原則試験制度に基づく昇格制度を採用し任用時における昇任差別をなくします。公務における中央、地方機関の格差や男女の格差、常勤・非常勤・パートの格差を是正します。クォータ制の導入で女性の登用を進めます。

公務員の天下り禁止

早期勧奨退職制度を廃止し、在職期間の長期化を図るとともに、「天下り禁止法案」の成立を図り、特殊法人、独立行政法人等も含め徹底した規制を行います。

政府は営利企業への再就職を2年間禁止する天下りの現行規定を撤廃し、再就職後の出身省庁への口利き行為への罰則措置という事後チェックに置き換えようとして、天下りを原則自由化する一方で、不正な口利きに罰則を科すことなどを柱とする国家公務員の人事見直し案を公表しました。しかしこの見直し案では、所管官庁と関係企業の構造的癒着という天下りの本質的な問題が解決するものとはなっていません。再就職で禁止される行為として、職務に密接に関係する企業に自分で再就職を働きかけること、再就職後、退職前の一定の期間在職していた機関に不正な働きかけをすることなどがあげられていますが、通常天下り先を探すのは、本人ではなく、各省の人事担当者であり、抜け穴と言わざるを得ません。OBが天下りをすれば、それだけで役所と企業の結びつきは強まるし、OB本人でなくても、部下などに指示して役所に働きかけはできます。新たな再就職ルールの実効性を担

保するための監視体制の強化も、本気で監視委省とすれば、相当の人員と調査権限が必要になり、実効性の確保に疑問が残ります。政府の考えている再就職規制の見直しは、問題をすり替え、むしろ野放図な天下りを容認・拡大しようとするものであり、反対です。

公務員の政治的中立性と市民としての政治的権利の保障

政・官の癒着を排除し、公務員なканずく高級公務員と政党の間の適切な関係を維持するため、公務員の採用、研修等を通じて、公務員の憲法に保障された市民的権利を保障しつつ公務労働における中立性を確保します。

一方、与党は、政治的中立性が求められる地方公務員の「行き過ぎた」政治的行為について、国家公務員と同様に罰金、懲役などの罰則を適用するため、教育公務員特例法、地方公務員法、地方公営企業労働関係法、地方公営企業法、地方独立行政法人法、政治資金規正法、公職選挙法の7法を「改正」しようとしています。しかし、政党や政治団体の刊行物配布のほか、政治的目的のための署名運動、集会などでの政治的発言、寄付金その他の利益提供などを禁止するとともに、勤務自治体の区域外でも政治的行為の制限を適用することは、公務員の政治的行為について著しく網羅的・包括的に禁止するものであり、憲法の集会・結社や思想・表現の自由を制約し、公務員の市民としての政治的自由をも否定することであり、許されません。

独立行政法人の安易な「改革」に反対

2005年末に閣議決定された「行政改革の重要方針」では、独立行政法人の非公務員化や民間参入や民間開放の推進が打ち出されています。これまでの5年間の検証と今後の想定される課題について、情報開示の徹底と運営実態の透明化、事業内容及び政策目的の精査、政策・事業決定システムの見直しと政官業癒着の追及、子会社・ファミリー企業の規制、「天下り」・「渡り鳥」の規制の5つの視点で諸問題にメスを入れ、国民・利用者のサービス向上、社会的規制の確立、公共性の確保、良好な雇用・労働環境の維持等の観点十分な検討を行います。現場へのしわ寄せと公共性の高い事業の切り捨てにつながる安易な「改革」に反対します。

公務員の憲法尊重擁護義務の遵守

政府の行為によって国民が戦争の惨禍を受けるに至ったという過去の苦い経験からあえて明記された憲法99条の公務員の憲法尊重擁護義務は、憲法を大切にするといい程度のことではなく、憲法の定めることを積極的に実現していくことでなければなりません。その意味で、公務員の憲法尊重擁護の実施状況のチェック、15条の公務員の選定・罷免権の実質化の法整備を検討します。

6、国会改革を実現します

国民本位の「国会内閣制」へ

国会が国権の最高機関、唯一の立法機関として、その権能を十分に発揮し、活発かつ実質的な議論を行い、国民の負託により一層応えることができるように、国会の政策立案機能が十分発揮できるようにすることが求められています。国権の最高機関である国会の行政府に対する監視・統制機能の強化、官僚優位の「官僚内閣制」から国民本位の「国会内閣制」への改革を進めます。

国会の立法機能の強化

両院の常任委員会調査室、議院法制局、国会図書館の機能、各会派の政策スタッフなど立法府にふさわしい補佐機関の質量両面の充実・権限強化を図ります。また、質問主意書制度や一般質疑、フリートーカー方式、常時の公聴会の開催等を活用するようにします。

少数会派に配慮した運営

少数会派の国会運営に対する発言権や質疑権を保障します。議員発議に必要な賛成者の員数要件の緩和、党首討論の要件緩和に引き続き取り組みます。

国会情報公開法の制定

国民の不断の監視と批判を進めるため、国会情報公開法を制定します。

第5部 平和憲法の改悪を許すな！

昨年総選挙の結果、衆議院の3分の2を超える巨大与党が出現し、自民党は05年11月の結党50年にあわせて「新憲法草案」をまとめました。第164回国会には与党と民主党からそれぞれ「憲法改正国民投票法案」が提出されており、新たに首相となった安倍晋三氏は5年以内の憲法改正実現を目指すことを公言しています。いまや、憲法の改正が具体的な政治日程にのぼるといふ、新たな段階に入っているのです。

改憲勢力は、当面の目標として憲法改正国民投票法の成立に狙いを定め、攻勢を強めています。同法が成立すると国会に憲法審査会が設置され、憲法改正原案の策定作業に着手することになるので、改憲に向けて一気に弾みがつき具体化することになるのです。改憲勢力は憲法改正国民投票法を単なる「手続法」として、改憲論の中身に立ち入らずに成立させようとしています。このような主張は全くのデタラメであることをハッキリと見抜かなければなりません。

日本国憲法は厳格な要件の下で自らを改正する規定を含んでいますから、憲法が改正できること自体は当然です。問題なのは、「憲法を変えるか・変えないか」ではなく、「どのように変えるのか」なのです。改正の中身をぬきに一般の法律を変えることの是非自身が議論がされることはありませんが、憲法についてはなぜか改正の方向性や中身を切り離して改正の是非自身を問う議論が横行しています。これは改憲の本質をあいまいにしたまま憲法の足下を揺さぶり、改憲に向けて風穴をあけるための「タメにする議論」といわざるを得ないものです。

この間の改憲運動が明確な方向性を持っていることは明らかであり、その中身を切り離して中立的に改憲の是非を論じる条件はそもそも存在しません。社民党は、憲法は一切手を触れることのできない「不磨の大典」だとしているわけではなく、現在の改憲勢力が目指している具体的な「改憲」の方向、「改憲」によって実現される中身に対して強く反対しているのです。

1. 憲法の基本原則の大転換させる「改憲」

では、その「改憲」の中身とはどのようなもののでしょうか。それは自民党が05年11月の結党50年にあわせてまとめた「新憲法草案」と、そこにいたる議論の経過を見れば極めて明確です。

自民党「草案」における改憲の焦点が第9条の改正にあることは明らかです。前文の平和的生存権とともに第9条の核心である第9条第2項を全面的に削除し、「自衛軍の保持」を明記します。自衛隊を憲法上認知するというレベルをはるかに超えて、海外における武力行使や集団的自衛権の発動など、自衛隊に対する憲法上の制約・歯止めを一挙に取り払って、米軍の手足となって世界中で戦争をできる日本としようとするものです。

さらに「公共の福祉」の概念が「公益・公の秩序」に置き換えられます。これは基本的人権の上位に「公益・公の秩序」を置き、「公益・公の秩序」の名の下で人権を制約できる構造を作り出すものです。

また、前文には「帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有」することが国民の責務として盛り込まれました。いわゆる「愛国心」の復活です。ここでいう国民の「責務」は、容易に「国防の責務」に直結し、やがては徴兵制にもつながりかねないものです。

これまで「新しい人権」と称して議論されてきたものの多くは、国民の権利ではなく政府の

責務、それも努力義務と位置づけられました。実質的な意味はほとんどなく、改憲の呼び水、改憲のダシとされているに過ぎません。

本来、立憲主義における憲法は、国家権力を規制し国民の権利や自由を守るために存在するものです。「草案」は、憲法を国家権力を規制するものから国民を規制するものに逆転させ、立憲主義を大きく後退させます。「国民あっての国家」から「国家あっての国民」に日本のカタチを、国家優先に大きく転換するものなのです。

硬性憲法の原則を変えてさらなる憲法改正を行なうための憲法改正規定の改正、首相の靖国神社参拝のための政教分離規定の緩和等、これ以外にも多くの問題点を指摘することができますが、これだけを見ても現在の改憲運動が目指す方向は極めて明白です。

なにより、自民党「草案」は憲法改正の形をとってはいても、「新憲法草案」という名称からも明らかなように、その本質は憲法の修正ではありません。統治する側にとって都合の良い新しい憲法にまるごと差替えようとするものです。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の基本精神を換骨奪胎し、根底から覆すこのような憲法の「改悪」は、憲法自身が許す改正の限界を超えるおそれが強く、断じて認めるわけにはいかないものです。

2. 改憲に向けたステップ……憲法改正国民投票法

憲法改正国民投票法の制定を推進しているのは、このような「改憲」を志向する勢力と同じ人々です。憲法改正について「国民の意思を問う」ため、といういっけん中立的な体裁をとってはいても、これを推進している人々が国民投票制度を「改憲」へのステップとして位置づけていることは明白です。いま、自民党「新憲法草案」を前にして、憲法改正国民投票制度の制定を進めようとするのは、自民党流の「新憲法」への憲法の差替えのための環境整備に協力することであり、改憲に向けた一連の手続を進めることにほかならないのです。

日本国憲法には厳格な要件の下で改正するための規定が含まれているので、社民党としてもそのための手続法の存在それ自身は否定するものではありません。しかし、現在の憲法「改正」の動きやその狙いと切り離して、憲法改正国民投票制度を論じることはできないのです。現在国会に提出されている「国民投票法案」は、硬性憲法としての理念に沿って憲法改正に対する国民の意思を正しく問うという内容とはなっておらず、憲法「改正」の準備をすすめ、改憲の世論を醸成するための法案と断ぜざるを得ない内容です。

憲法に改正条項があるにもかかわらず、国民投票についての法整備がなされていないことを「立法不作為」とする主張もありますが、こうした主張はまったくあたりません。本来、「立法不作為」とは、ある法律があったり、あるいはあったとしてもそれを改善しなかったりしたために、主権者の権利が侵害されることをいいます。現在、差し迫った緊急課題として国民の側から改憲が求められているわけではなく、国民投票法の不存在によって国民の憲法改正権が侵害されているわけでもない以上、「立法不作為」との批判はまったく見当違いです。これまで、戦後政治のなかで改憲問題が何回となく浮上してきたものの、国民の批判や反対で法案の提出にまでいきませんでした。これは立法府の不作為や怠慢ではなく、国民がその制定の必要性を認めなかっただけなのです。

いま直ちに憲法改正のための国民投票制度が求められる状況とはとうていいえず、現在のこのような形で憲法改正国民投票の制度化をはかることに、社民党は強く反対しています。自民党の「改憲」運動と切り離して、憲法第96条の理念に沿った国民の意思を十分に反映できる国民投票制度のあり方を、じっくりと時間をかけて議論していくべきではないでしょうか。

3. 国民投票制度のあり方について

社民党は現在、憲法改正の必要があるとは考えておらず、国民投票法の緊急な整備の必要も認めません。しかし、将来、仮に国民投票法を制定する場合には、主権者である国民の憲法制定権の行使を最終的に保障するものでなければならぬと考えます。その際に重要なことは、投票までの過程において最大限多くの国民が参画でき、自由な議論・表現行動が保障され、そして公共空間において賛否が平等に扱われることによって、国民の意見を正確に反映させる制度とすることです。現在、与党と民主党からそれぞれ国会に提出されている憲法改正国民投票法案は、これと大きくズレており、多くの問題をかかえた「国民不在投票法案」です。国民投票制度のあり方については、次のようにことに留意すべきだと考えます。

憲法審査会

与党案も民主党案も、憲法の調査、改正原案等を審査するため、憲法審査会を設けることとしています。憲法審査会は、手続不要で会期中・閉会中を問わずに憲法改正原案を審査することができ、両院の審査会が合同審査会を開き各議院の審査会に勧告することができるなど、現在の国会の仕組みを大きく超え、改憲発議の準備をすすめるものです。何においても早期に改憲の発議に持ち込もうとするものであり問題があります。

投票権者の範囲

国民投票の投票権者は国政選挙の場合と一致させる必要はありません。社民党としては国政選挙の投票権者に加えて、義務教育終了年齢以降の者や定住外国人、重度身体障害者にも投票を認めるなど、有権者の範囲をできるだけ拡大し最大限多くの国民の参加を保障すべきと考えています。

改憲原案の発議方法

多くの投票者の意思を正確に投票結果に反映させるため、個別の条項ごとに賛否の意思を表示できる提案方法及び投票方法とすべきです。両案は一応個別投票とされていますが、「内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする」ともされており、発議する国会の判断次第では多くの変更を「関連する事項」と恣意的に位置づけることも可能で、実質的な個別投票とならないおそれがあります。

投票の方式など

賛成票の数え方について、与党案は先生は「 \cdot 反対は \times として白票は無効(有効投票数の過半数で可決)、民主党案は賛成は「 \cdot その他は白票(投票総数の過半数で可決)としていますが、どちらも不十分です。憲法の改正という極めて重要な問題を問うのであるから、賛成票は積極的な改憲案賛成者が棄権者も含めた有権者の過半数を超えたかどうかで判断すべきです。

投票率の下限の定めなど

低投票率で憲法改正案が承認されることになれば、最高法規としての憲法の安定性にも係わります。国民の意志が十分に反映されたものとなるよう、投票率が一定割合に達しない場合には無効とするなど、その扱いを定めるべきです。

国民投票運動の自由

人を選ぶ一般の国政選挙と国家の基本を定める憲法改正国民投票とはその意味はまったく異なります。公職選挙法の選挙運動規制を安易に横滑りさせるような無原則で誤ったやり方は厳に慎まなければなりません。憲法改正国民投票運動については最大限の自由を保障するべきであり、運動に萎縮効果をもたらすような規制は行なうべきではありません。

メディアの活用と規制

国民投票にあたっては投票者に対して十分な情報が提供されることが必要であり、言論・表現の自由が最大限尊重されるべきです。一方で、資金力に影響されない意見形成を確保する観点から、テレビCM等に対しては規制する必要があります。両案は投票期日前7日間のテレビ・ラジオ放送による国民投票運動を規制しているが十分ではありません。

憲法改正広報協議会

憲法改正案の広報を行なう憲法改正広報協議会の構成が各会派の所属議員数に基づいて割り当てることとされています。国会内における賛否の割合は、国民の賛否とは別のものであって、公共空間においては賛否は平等に扱われるべきです。会派所属議員数の比率に基づいて協議会を構成するのではなく、賛否同数の委員によって構成するべきです。

国民投票制度と国会法改正の問題

与党案・民主党案は、ともに国会における憲法改正の発議手続と、これに関する国民投票の実施手続とを、一体として規定しています。与党案・民主党案における国会法改正部分では、憲法改正原案を提案(発議)する場合の要件や、憲法改正原案の審査機関である「憲法審査会」の設置などが定めていますが、これら各議院の内部事項は議院運営委員会の専管事項で、国民投票の実施手続とは分離して審議すべきものです。

この他、短すぎる告知期間、結果の早期確定にこだわり訴える側の便宜に配慮を欠いた争訟制度など、両案には多くの問題があります。

4. 憲法理念の実現を目指す

憲法改正の手続法については、それ自体憲法の保障する諸原理に則っていなければなりません。与党案によっても民主党案によっても、真に民意を反映する投票は実施できません。改憲ムードをあおり改憲のための法的基盤に格好をつけるためだけに、拙速に憲法改正国民投票法を成立させようとしていることを私たちは許すわけにはいきません。

いまもっとも必要なことは、憲法の「改正」やそのための手続法の整備などではなく、憲法の理念を踏みにじっている現実の政治を憲法の理念に向けて変えていくことではないでしょうか。

統一自治体選挙・参議院選挙政策 2007

発行日 / 2006年11月29日

編集 / 社会民主党選挙闘争本部

著者 / 社会民主党政策審議会

発行 / 社会民主党機関紙宣伝局

東京都千代田区永田町 1 - 8 - 1

電話

印刷所 /